

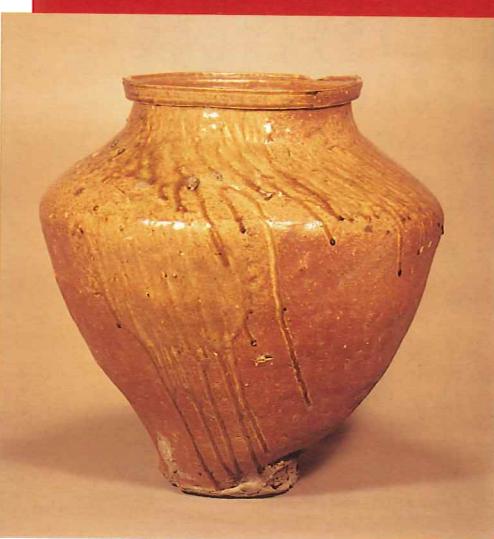
裾野市史研究

- 口絵 葛山居館跡出土品 中野 国雄
歴史を調べる楽しみ
－岩船地蔵搜索記－ 福田アジョ (1)
深良用水の維持と国役普請 井口 俊靖 (27)
裾野地域における明治十年代の思想潮流
－湯山半七郎を軸として－ 岩崎 信夫 (37)
鎌倉時代の駿東郡
－藍沢駅、藍沢原を題材に－ 松崎 真吾 (70)
〔歴史隨想〕
「市史資料編 深良用水」出版を祝福して ⋯ 鈴木 強 (84)
〔歴史講座の記録〕
『裾野市史深良用水』を読む (91)
編さん室日誌 (97)



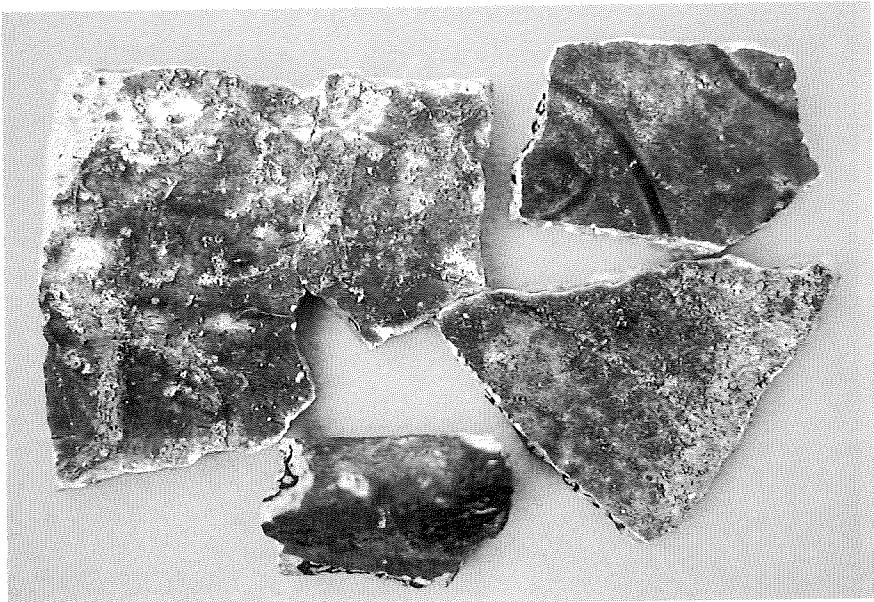
1993年3月

裾野市史編さん委員会



常滑古窯産甕口縁部破片
(14世紀)葛山居館跡出土

常滑市民俗資料館提供
常滑甕完形品(14世紀)



緑釉盤破片（13世紀）

口絵写真は、平成四年（一九九二）、葛山居館跡の遺構確認調査において出土した、常滑古窯産の甕口縁部破片である。口縁部は折り返されて、断面はN字状の幅広い縁帯を作り出し、肩へ向かって大きく張り出す。胎土（素地）に若干の白色と黒色の石粒を含み、硬く焼き締まる。口縁帯から肩部にかけて、暗緑色の豪快な自然釉が流れ落ちるようになびきっている。内面は茶褐色の荒い膚をみせるが、口縁上は手づれの光滑がある。

この完形品の写真は、愛知県常滑市民俗資料館の御好意により提供されたもので、鎌倉時代後半から南北朝時代にかけて作られた、常滑甕の特色がよく示されている。

居館跡からは、なお国産陶磁類のほか中国産の陶磁類が出土し、その年代は十二世紀から十六世紀までの長期間に涉っている。写真は、その一部を掲げたものであるが、本品は十三世紀の緑釉盤破片で、出土例としては珍らしい遺品であるとい

第五回歴史講演会

歴史を調べる楽しみ

——岩船地蔵搜索記——

福田アジオ

一九九二年十一月五日

裾野市民文化センター

—はじめに

ただいまご紹介をちょうだいしました福田でございます。この裾野市史の編さん事業に最初からお手伝いさせていただきまして、随分市内を歩かせていただき、いろいろ史料を見せていただいて勉強させていただいております。

毎年だれか市史をお手伝いしている委員の者がその成果の一端をご披露させていただくというのが、この講演会の趣旨でございます。

私も裾野でいろいろと勉強させていただいておりますが、まだ十分に皆様にご披露するだけの材料が用意できておりません。そこで、きょうのお話は、市史にかかわって勉強させていただいたことではあるのですが、市内だけではなくて、市の外へ話が出ていきまして、今までいろいろな形で私が勉強してきたところのいわば裏話をご披露したいと思います。手のうちを明かすと言えばきれいなことなんですねけれども、ある研究をするときにどういう史料をどういう形で集めてくるのかという、論文だと本にした場合には書かないようなことをお話させていただきます。これから先、市史の編さんのお手伝いさせていただく中で、この市内の史料をいろいろ見たり研究していくときの手順といいましょうか、このように順序を踏んでやっていきたいということを申しあげます。

まずは今回素材にさせていただきました岩船地蔵ということで、具体的なことをお話させていただきます。その中で歴史の調べ方に関係することを順次ご紹介させていただ

きたいと思つております。

なお、歴史を調べる方法を主にお話させていただきたいと思つておりますので、参考する史料はほとんどなまの形でお手元へ差し上げてあります。やさしいわかりいい現代文に置きかえてございません。文書の字をほとんどそのままそつくりおこしてつけてございます。読みにくいかと思ひますが、ご一緒に文章等を読みながら考えていただければと思つております。

二 岩船地蔵の発見

この会場の西側を流れておりますのは黄瀬川ですが、もう一つ西側に佐野川があります。葛山のところを流れています。そこに有名な、といつても裾野市民にとって有名なということですが、景ヶ島があります。どういう場所で、どんな景色なのか、これはもう皆さんは十分ご承知だと思います。私も今までに何回か訪ねたことがあります。もう何年になりますか、ちょうど市史の仕事のお手伝いをするようになつた初めのころかと思いますが、委員の皆さんと一緒に景ヶ島を訪ねたことがございます。そこにはお堂がございまして、そのお堂の中に入りますと、正面の岩場の上にさらに厨子のようなお堂が建つてゐる。岩が

ずっと盛り上がつていて、その上に仏さんがある、あるいは仏さんが彫られてゐると思うんですけど、そのあたりはちゃんとした調査をしてございませんのでわかりません。景ヶ島はお堂の周りにもいっぱい石造仏がございます。それらを一つひとつ調べていきますと、裾野の地域の江戸時代から明治にかけての信仰といいましょうか、人々が抱いたいろいろな願いがそこには示されているのではないかと思ひます。

最初にここを委員の皆さんと一緒に訪ねてたまたまお堂の扉を開けさせていただきました。突然お伺いしたもんですから、どなたの許可を得たわけではない。入口のところ、賽錢箱のあるところを開けたところ、どうしてそこにあつたのかよくわからないのでありますけれども、白い紙のお札が二枚置いてありました。納めたというか、あえて言えば捨ててあると言つたほうがいいのかもしれません。そのお札を何気なく手に取りましたところ、私にとっては全然予想もしなかつた、大変感動をするお札だったわけです。それがこのお札です。



図 今里の岩船地蔵のお札

実はお叱りを受けるかもしませんんですけど、そこにあつたうちの一枚を市史編さん室のほうへ勝手にちょうどいをして帰りまして、コピーを取ったわけあります。お納めになつた方から言わせれば、そんなつもりでお堂に納めたんじゃないと言つて怒られるかもしませんけれども、縮小コピーを取らせていただきました。この版木を刷つたお札は各地の寺からいろいろなものが発行されておりまですから、普通でしたらお地蔵さんだなどと言つて見て終わるわけであります。ところが、よくごらんいただきますとわかりますが、このお地蔵様は足元が船の形になっております。船に乗つて正面を向いておられるお地蔵さんです。しかも、その下に今の横書きとは違つて右から左へと書かれていますが、「駿州今里村岩船地蔵」という字が書かれております。

私は大変驚いたわけであります。白い紙に刷られた一枚のお札は地蔵様が船に乗つている。しかもその下に「岩船地蔵」、地元の今里の方はどう読んでおられるか私はよくわかりませんが、少なくとも私が見る限り岩船地蔵と書いてある。

なぜ驚いたかといいますと、私は市史編さんのお手伝いをする前に、何年間か裾野へお邪魔しております。私の勤務先の演習で近世史を勉強している学生を連れて何年間か

裾野にお邪魔しておりますが、初めのころは市役所の一室をお借りして史料の整理をやつておりました。そのときすでに、茶畠の柏木さんのお宅の史料が市役所に預けられておりました。それを私や友人、それから学生たちと一緒に解説していたのですが、その中に実は偶然でありますけれども、岩船地蔵と書いた文字を見つけていたわけであります。それが史料の一です。

史料一、柏木甚右衛門「覚書帳」(静岡県裾野市茶畠)

一 岩船山地蔵様享保四亥ノ七月郡内カ須走村へ御越被遊、それカ七日めニ中畠村寺へ御越被成、きミカミカ二難有儀共カ有之カ、御志カ申人カノ目ニ見カヘ不申カ、それカ七日めニ佐野村法雲寺へ御越被成、大分ニ御はん定ニカ、五日めニ本宿村へ御越被成カ、村々カはたを出シいろいろけ進カ為致、何れも段々カおくり申カ、志カん志カんよく仕カハめくら成者カめ見カへカも有カ之カ、ものゆわざカる者カものゆいしも有カ之カ、手足かなわざカる者カ又ハ煩申カ者カよく成りカい茂有之カ、難有地蔵大菩薩様

大変興味深い史料として、柏木甚右衛門さんという方が、村の名主として経験したこと、あるいは前々から教えてもらっていたこと、その他茶畠を始めとするこの地域のこと

に関して、いろいろメモをしたもので。覚書でございますから一貫したものではなくて、いろいろなものが雑多に入っているんですが、村の十七世紀から十八世紀の初めにかけての歴史が具体的にわかります。普通の歴史の史料といいますと、形式ばった、例えば江戸時代のことですと、検地帳であるとか、あるいは宗門改帳であるとか、名寄帳であるとか、年貢皆済目録であるとかといった、支配に関連した史料で主に研究が行われます。そういうのは非常に整つたことを私たちに教えてくれますけれども、なまの人間のいろいろな動きであるとか、感覚であるとか、それに伴う人間関係の動きはなかなかわからぬ。それは江戸時代だけではなく、いつの時代の史料でもそうですが、制度的につくられた史料の限界です。ところが、この覚書といふのは、個人が重要と思つたことをメモして残したわけです。記述は具体的であり、單なる冷たい記録ではなく、それにかかわった人の様子も幾分かは見えてきます。市史資料叢書として刊行されておりますので、ぜひ甚右衛門覚書を直接ご覧いただければと思います。

この覚書は立派な字でずっと書かれた本文があるんですが、空白部に小さい字で、わずか数行書かれた記事がありまして、覚書の中では脇役だと思いますが、その記事が大変私には興味のある記事であったわけです。甚右衛門さん

にとつては記録すべき価値から行くとやや低いという感じなんでしょうか、字の大きさが全然違いました。扱いが全然違うんですけれども、帳面の一部にちょこちょこっと書かれていたんですね。覚書を読んでみたいと思います。

「岩船山地蔵様、享保四亥の七月、郡内」、その次は「より」と読みます。ひらがなの「より」が合体して普通江戸時代から明治にかけて使われる略字であります。「郡内より須走村へお越し遊ばされ、それより七日めに中畑村」このあたりは私地名の読みがよくわかりませんが、「中畑村寺へお越し成され、奇妙にありがたき儀共これ有り候」、「之有」は「これあり」と漢文調に引っくり返って読みます。その次に変な字(い)が書いてあります、「候」という字の略字で、普通江戸時代には候をこのように書きます。漢字の「候」を書いても一向に構わないわけであります。

ここまででわかりますように、このお地蔵さんは、享保の四年という年、すなわち一七一九年の七月に郡内から、郡内というのは存じの山梨県の郡内です。郡内から須走峠を越えて須走へおこしあそばされ、それから順次動いてきたようになります。その地蔵さんには、「奇妙にありがたき儀共これ有り候」、何がありがたいかは後に書いてござりますけれども、大変不思議にありがたいことがあると

「ご神躰人の目に見え申さず候」、すなわちお地蔵さんのお姿は見えない。このお地蔵さんが須走から順番に送られてまいりまして、「それより七日目に佐野村法雲寺へお越しなられ、大分に御繁盛に候」、甚右衛門さんのメモでありますので、やたらに当て字がしてございます。当時の知識のレベルがこういうことからも判断できるかと思いますが、いろいろな字が当ててあります。そして「五日め二本宿村へ」というわけで、もとと南へ行ってしまいます。「お越しなられ候村々よりはたを出し、いろいろ寄進致させ、何れも段々おくり申し候」。

ここで大体わかるんですが、須走から順次この裾野市の地域を通つて、現在の沼津市の本宿まで村々を順番に送つていった。「何れも段々送り申し候」というわけです。姿は幟を奉納した。「奇妙にありがたき儀共これ有り」というわけですが、どういうありがたいことがあるかは、その後にまとめてあります。「信心よく仕り候わば」、信仰をよくすれば「めくら成者」、これは当時の言葉で今使うのはよろしくありませんけれども、史料として読ませていただきますと、「信心よく仕り候わばめくら成る者見え候もござり」、目が見えなかつた人がこのお地蔵さんを一生懸命信心すると目が見えるようになる。「もの言わざる者も

の言いしもこれあり候」、物が言えなかつた人が物が言えるようになる。「手足かなわざる者又は煩申す者よく成り候もこれあり」、ですから今度は手足が動かないとか、駄目になつてゐる、あるいは悪い、病氣をしている、そういう人も治つた。「ありがたき地蔵大菩薩様」と、これで終わっています。

市史で発行しました本ではみんな同じ活字の大きさになつていますので、その違いは気がつかないで終わつてしまいますが、原文を読みますと、最初に申しましたように、この部分は中心的な史料の部分から比べると、字が一段と小さく、のたくつたような字でちょこちょこと書いてあります。柏木甚右衛門さんという人は、村のいろいろなメモを取つたときに、やはりこれも気になつただろうと思うんですね。それで追加で書いたのか、比重を違えるため書いたのか、とにかく字を小さくし、雑な書き方をしながらも書きとどめたわけです。

これを市史のお手伝いをする前に既に読んでおりまして、大変興味を持っていたわけであります。それで調べてみるといかねがね思つておつたのですが、特にそれを裾野で調べる手掛かりもない。須走から順次行つたということは書いてあるんですが、それを裏づける証拠はないし、よくわからない。何かおもしろいことが起つたんだなどとい

うことだけをそのときメモして取つておいたんであります。史料叢書で出した本文とあるいは読みがどこか違つてゐるかもしませんが、ここで書きましたのは私がそのとき控えたものを載せさせていただきました。

ですから、早くからこういう史料を知つていていたわけです。知つていてそのまま知識として持つていていたわけです。そこへ市史のお手伝いをするということになって、景ヶ島へたまたま行つたときにお札を見たという次第です。両者は全く関係ないわけです。お札は五年前ぐらいにどなたかが景ヶ島に奉納なさつたか、あるいはあえて言えば家に置いておくこともできないが、まさかごみに出すわけにいかないからというのでお堂に納めたのかもしれません。そういう現在のものなんですが、そこにこういうお姿が描いてある。

しかも、岩船地蔵と書いてある。これは前に柏木甚右衛門

の覚書を読んでいる者としては、やはり大変な感動でした。

一方は十八世紀前半の史料、もう一方は五年前の現在のものですが、そこに結びつきが偶然ですけれども発見できたわけです。

そうしますと、どうなるかといいますと、このお札の下に書いてある今里というところのことを少し調べてみなければいけないことになります。今里にそんなものがあるのかないのか、お札がある以上は何かあるだらうということ

で、今里のお地蔵様について今里の方にお話を伺うということに当然なるわけです。

私はお話を聞く余裕がなくて、お訪ねしたときはお地蔵様の場所を確認して帰つてきたのですが、私の友人がその後地元の方からお話を伺わせていただきました。それによりますと、確かにこのお地蔵様、岩船地蔵さんがござります。字名にも、読みはイシブネでしょうか、岩舟があります。字名にも、読みはイシブネでしょうか、岩舟があります。そして、そこにお堂があつてお地蔵様がある。お話を伺いました、現在七月二十四日にお祭りをなさつておられるそうです。村の当番の組の人たちが集まつて、お地蔵様の祀つてある今里のお堂で、数珠を回しながら念佛を唱えるそ�でございます。

そのお地蔵さんについて村の人ははどう語つているかといいますと、このお地蔵さんはもともと須山からやつてきたんだと伝えられているとのことです。今里という場所は市内にお住まいでいらっしゃる方でしたら、私よりその位置関係はご存じかと思いますが、今里よりはるか山のほうの須山からやつてきた地蔵さんなんだと。今里にしばらく滞在しておられて、また須山にお返ししようという予定の日に、内容はよくわからないのですが、災難というか、何か災いが起こりまして、結局須山にお返しすることができなくなつてしまつた。そこでそのまま今里にお地蔵さんは滞

在することになつて今に至つてゐるんだという説明を、地元の方からいただけたわけです。これもまた大変興味深い内容です。

先ほど甚右衛門さんの覚書中に、村から村へ送られていつて、そして祀られたと書かれてありました。今里の場合にはどうもコースが違いまして、須山から來た。須走からずつと黄瀬川筋を下ってきたコースとは別の道があつたのかなということを、そこでまた思い起こすわけです。須山には、須走や中畠から行つたという可能性がありますが、そういうのが今里までやつてきて、今里に滞在して今に至つておられるということになるかもしません。

この裾野の地域で、三つの材料を私はたまたま知ることができたわけであります。景ヶ島で見たこのお札、何でもない、普通お宮さんとかお寺さんへお参りしたときに分け合つたとか、お祭りのときにお宮さんとかお寺さんが配付なさる、そのお札の一枚を見たことの驚きから始まりまして、そしてその驚きは、その前に柏木家の文書を読ませていただいていて、その中に享保四年に岩船地蔵というのが甲州郡内からこの駿河にやつてこられて、そして村から村へと送られていました。それを途中の村では迎えてお祀りをし、また一生懸命信仰すると、それに伴つて奇跡が起つたということを私が読んでいたということで、大きな

驚きにつながるわけです。現実にもう一つ大きなことは、そのお札があるということから、現在今里に岩船地蔵があるということがそこでわかつたことです。

ただ、大変残念なことに、この岩船地蔵さん、今お堂の中にちゃんとしつかり祀られているんですけど、お地蔵さん自体がどういうお姿をしているか私は確認できないわけです。お地蔵さんのお姿のところが全部覆われておりますので、お堂の中でもた宮に入つておりまして、お地蔵さんの下の部分というのはおかしいんですけど、お札の絵のような形のお地蔵さんなのかどうかということは、ちょっと確認ができないわけであります。あるいはこのあたりはまた地元の方にでもいろいろとお教えいただければ、そのお姿もよくわかるのかもしれません、今のところまだそこまで努力をしていい状態です。

裾野市内の材料で申し上げますとここまでです。十八世纪の初め、一七一九年という年に岩船地蔵が流行つた。それから、それに関係するかどうか証拠としては不十分ですが、現在今里に岩船地蔵というお地蔵さんがあり、それがお札を発行していて、そのお札を見ると、そこにはちゃんとお船に乗つたお地蔵さんが描かれているということであります。

そこで、どうしてこういうものがあるのか、なぜこんな

変わったお地蔵さんを祀るのか、なぜ甚右衛門さんのメモには享保四年と書かれているのか、そのあたりがぜひ知りたいところですし、それがわかつてくれれば、裾野の江戸時代の人々の信仰に関する内容、あるいは生活の内容もわかつてくるのではないかと思えるわけです。しかし、残念ながらこれ以上の材料を今のところこの裾野の中で私は手に入れておりません。何か皆様の中で「存じの方がおられましたらぜひひご教授いただきたい」と思っております。

そこで、いたし方ありませんので、これをもつと広い日本といいましょうか、裾野を越えて広い範囲の中で考えたらどういうことが言えるんだろうかということで、少し調べていくことになります。問題をある場所で発見しましたら、その発見した場所で一生懸命研究しなければいけない、これは私たち今まで学んできて考へてきたことがあります。いわゆる地方史という形です。地域の中で歴史がどういうふうに発展してきたのか、どういうふうに展開して現在の私たちの生活に至ったのか、それを地域にこだわって調べ研究するわけであります。しかしその場合に、地域の歴史を知る手掛かりは決して地域にだけあるのではなくて、広い世界の中から考えていく必要も出てくるわけであります。

非常にささいな、岩船地蔵なんてだれも知らない。本当

にだれも知らないと思います。日本の歴史を研究している人、日本の宗教の歴史を調べている人、どなたも岩船地蔵なんて聞いても知らない。お地蔵さんの種類についてはいろいろ知っている方がおられます。いろいろな地蔵さんがあります。そういう方々でも岩船地蔵なんていうのはほとんど「存じない」わけであります。それがわずか二つか三つの材料ではありますが裾野において見られたということ、これは一体何を意味するのであろうか。少し広い問題としてこれを考えていくと、もう少しうるいろなことがわかつてくるのではないだろうかというわけで、次にこのことを広域的に調べてみようと思ったわけです。

三 点と線の追跡 I —史料の搜索

歴史を調べるというのは、皆さんの中にもいろいろなご興味があって調べておられる方いらっしゃると思いますが、基本的には持続する心を持つことだと思います。ある一つの問題を見つけ、興味を持ったときに、なぜここでこういうことがかつてあつたんだろうか、どうしてすたれてしまつたんだろうか、どうしてこういう事件が起つたんだろうかということを一生懸命調べるわけであります。しかし、大体すぐ史料がないという壁に突き当たり先へ進め

なくなります。なぜこんな事件が起こったか調べようと思つても、ほとんど史料がないという点ですぐ壁に突き当たってしまいます。多くの場合は、これは学生の卒論なんかもそんなんですが、壁に突き当たるとあきらめてしまします。そして、すぐ別のこと興味が移つてしまう。別の問題をまた調べ直すというようなことをやつてしまふわけです。

しかし、歴史というのは、現在の私たちに史料をそんなに大量に残してくれているわけではないのです。断片的な史料をあちこちに少しずつ残してくれているのが実は歴史です。ですから、それを調べるということとは、「よし、岩船地蔵調べるぞ」といって突然がむしゃらになつても、そんなに史料が出てくるわけではない。やはり持続するといふことが絶対必要でして、忘れないでおく。何年間か忘れないで、何かのきっかけ、何かの偶然で触れるところがあつたときに、それを一生懸命追究してみる。

ですから、一つの研究をするときに、短期のうちに、卒業論文なんかそんなんですが、四月にこういうことで卒論を書きたいなんて学生がやってきます。そのときは研究資料はまったく持つていません。ところが十二月には卒論の締め切りというのが大学では普通なんですが、もう結論を書いた論文を出さなければいけない。そういう泥縄でつく

る論文が大変多いので、卒論の水準がだんだん低くなつてゐるわけがありますが、ささいなことでももつと早い時期に自分の興味とか、関心を持つていて忘れない。それは資料だけではありません。本を読むときもそうです。自分の関心と興味に触れながら読んでいけば、ばくぜんと読むよりいろいろなものが手に入るということが言えます。

岩船地蔵も、「一体この地蔵さんはいつごろ、どこでこの世にあらわれたのか。そして、岩船地蔵について享保四年」というのが柏木甚右衛門さんの覚書には出てきますが、享保四年という年に何か意味があるのかどうか。そんなことを調べたいと思いましても、それほど史料はないわけです。そこで忘れないようにしながらいろいろほかの勉強をしていく中で、ふと気がつくと、簡単な記事ですが、岩船地蔵に関係するものが出でてくるとか、あるいはどこか歩いていたまたまふと見ると、そこにこれに関係したお地蔵さんがあるということがあるわけであります。

私は岩船地蔵に關しては一つ論文を書いたことがあります。が、きょうのお話もその論文を書くための手のうちといいましょうか、そのための調査をしていった裏側のお話をさせていただいているようなものです。岩船地蔵さんは裾野では二つの形で私にいろいろなことを教えてくれました。しつこいようですが、これしかありませんものですから

ら何回も申し上げますが、一つは文書、文字で書いた記録であります。柏木甚右衛門という人が十八世紀初めに書いた覚書であります。もう一つが、現実に今里で祀られているお地蔵さんと、そのお祭りのときに発行されるお札です。この二つが出発にあるわけです。

この二つを延長させていく、広げていくときに、何か新しい史料が出るんじゃないだろうか。いろいろな必要から私も史料集を一生懸命読むことが多いわけであります。その史料集を読むときにたまたま関連したことに出くわしますと、控えておいて、メモを順次集めていくと、そういうことがあります。もう一つは、民俗調査ということで、市内でも随分あちこちにお邪魔させていただいって迷惑をかけているわけですが、地域の皆様にお話を伺ったり、地域のいろいろな行事やお祭りを拝見したりしております。そういう際に、道端にありますお地蔵さんとか、道祖神だとか、庚申様をちょっと確認をしてみる。気がついたものがあれば写真に撮って、あるいはメモに取って蓄えておく。そういうことを持続するという形で何年間かやっていきますと、次第にこの問題についての全体像、そして裾野における岩船地蔵の意味もわかってくるというわけであります。

最初にまず、文字の上でこれはどういうふうにあるのかということなんですが、偶然に、どれもこれも偶然知った

ことです。最初のうちはだれもこんなことの情報を寄せてくださる方はいません。私もまた、どこかで岩船地蔵について知っている人いませんかといって問い合わせをしたこともありませんし、尋ね人みたいに書いたこともないわけです。ですからたまたま読んでいく中で偶然出てきた史料、それが五年もやりますとたまってしまいます。そのたまつてきただものをまず最初にご紹介しようと思います。

史料をごらんいただきますと、点と線がだんだんとその地域全体を塗りつぶしていくものになって行くことがおわかりいただけるかと思います。大変読みにくい、そしてわかりにくい表現が多いので恐縮なんですが、少しごらんいただければと思います。

史料の二番目をごらんいただきたいと思います。

史料二、「野津田村年代記」享保四年（東京都町田市）

今年世上一統ニ地蔵念佛と申義有之 八王子筋ハ段々一ヶ村切、又ハ二三ヶ村申合近辺村方念佛申廻りゆ、右念佛ハ下野国岩船山地蔵乃是やりゆ由、此辺ハ大かた一村切ニ申ゆ（中略）右念佛立之儀、
一先男女共ニ新敷すけ笠ニテ木綿のゆかたを着、帶共新敷仕立、十五の子共ニハ或ハゆかたニ赤キ袖辺り付ゆ
も有之、

一男女共松むしのせうこを持、右之手ニ花染の手拭ヲ志

もへと持添、又うし路ニさかさうちわを面々ニ差、又幼

少之子共ニハひやうしき為持ゆも有、右松むしのせうこ

江戸ニてかいほし後ニハ一切無之、

一板ニ而船結構ニ拵、其内ニ如宮岡師致地藏尊を入、廻

りをきんらんニ而かこい船の廻りニも、いろいろの作り

花をいたしかたけ申ゆ有之、

一ふきなかし二三本、是ハけつかう成ルつきニて仕立申

一笠ほこ壱本、けつかう成仕立ニて、中ニ見夏成小袋大

分下ケ申ゆ

一作花二本又三本、是ハ同様ニ籠作り花籠の中ニ致見事

成作花致 ゆ、

一のぼりか又ハ木綿ノ六本八本も為持ゆ、

一だし壱本又ハ六角のだし共ニ二本致、右だしニ岩船山

地藏念仏と書付、尤同郡村名書付為持ゆ、

一太ニ二ツ又ハ五ツ六ツけつかう成た二也、

一子共ニ竹ニて見事ニしやくじやう拵つかせゆ、

一かいふき二両人、

一長持一棹、是ハ雨装束等入為持ゆ

一はざミ箱為持ゆ、

一大しやくじやう壱本、是木ニ而拵見事成もよふ二色取、

又紙ニて包申ゆ、

一高ちやうちん十四五張為持ゆ村も有之、

右之通下野国左野岩船山之地藏尊はやり、村々不差申

付村々名主中ハ麻上下又ハ羽織袴ニて被廻ゆ方も有之、

但一村之念仏三日宛申ゆ由、村ニ寄一日廻り残二日分ハ

廻りゆ先ニ而三切ニ申村方も有之、然共此方御代官様も

ハ、地藏念仏ニ一切罷出間敷ゆ、勿論外村方入ゆ念仏堅

ク請申間敷旨被仰付嚴ク証文御取被成ゆ間、罷出ゆ儀ハ

不及申、外方之念請不申ゆ、外村方之念仏申來ゆ村々有増

書付ゆ、六月十九日ニ下小山田村念仏人数四五百人ニて

被廻ゆ、七月朔日ニハ大沢念仏、二日ニハ上小山田村念

仏、十七日ニハ上矢部念仏、同日落合念仏、十八日ニハ

木曾念仏、十九日ニハ下小山田念仏山崎迄参帰ゆ廿日ニ

ハ下小山田念仏数々之夏ニハ間荒増印ゆ、時ニ寄夜念仏

も參惣而二三ヶ年ノ内ハ野も山も地藏念仏ニて、昔ら語

伝ニも無之念仏仕廻、村々ニ地藏建立

これは全く偶然でありますけれども、少し勉強をしていく中で必要があつて見ていた『野津田村年代記』という史料に、こういう記事が載っていたわけであります。これは

東京の町田市という、東京都でありますけれども、神奈川県の中に出っ張っているところです。その町田市史の史料

集、ちょうど裾野が史料叢書を出していると同じように、重要な史料を活字にして発行しておられます。それを読んでいましたらこの記事がありまして、これも大変驚いた記事です。柏木甚右衛門さんもいろいろなこと書いてくださいますけれども、それ以上にはるかに詳しく、書いてくれていたわけです。

これを読みますと、本文の二行目ですが、「下野国岩船山地蔵よりはやり候由」という文言があります。柏木甚右衛門さんも「岩船山地蔵様」とメモの記載を始めておりました。今里のお札には岩船地蔵と書かれています。しかも、これは年代記で一年ごとに記事を書いている史料として、享保四年のところにちゃんと書いてあるのです。享保四年に流行ったと書いてあるのです。そうしますと、これは柏木甚右衛門の覚書帳と全く同じことを、全く違うところで、全く関係のない人が書いていることになります。この記事は大変詳しくて、読むのもたびれる感じのものです。かいつまんでちょっと見てみます。

「今年世上一統に地蔵念仏と申す義これあり、八王子筋は段々一ヶ村切り、又は二三ヶ村申し合せ、近辺村方念仏申し廻り候」という形で出てまいります。八王子というのは東京の八王子市です。町田と八王子は多摩丘陵を挟んでやや距離がありますが、そのあたりも含めて大変流行つて

いる。「八王子筋は段々一ヶ村切り」切というのは「ごとに」ということで、単位をあらわします。一ヶ村ごとにということです。一つの村、これは江戸時代の村ですから今この村とは違います。言つてみれば今の大字、あるいは今の町に当たるような単位が村であります。その村ごとにやつてある。「又は二三ヶ村申し合せ」というのは、二つか三つの村がお互いに相談して一緒になつてやる。何をやるかというと、念仏をするわけです。「南無阿弥陀仏」を唱える。その他に何がうたわれたかよくわかりませんけれども、念仏をして回るんだというわけです。二つか三つの村が一緒になって、その二つか三つの村をぐるぐると回るわけです。そのやり方がずっと詳しく書いてあります。これ全部読んでいたらどうなるかわからないので、ちょっとめぼしいところだけ見てまいります。

「右念仏仕立の儀」というので、念仏をするときの様子が書かれています。「一先ず男女共に新しきすけ笠にて、木綿のゆかたを着、帶共新しく仕立て、十十五の子供には或はゆかたに赤き袖辺り付け候もこれあり」というわけあります。念仏をやるときには男女両方とも出たということがまず注目すべきことです。みんな新しいすげ笠をかぶり、木綿のゆかたを着て、帯も新しい。子供はゆかたに赤い袖をつける。派手な姿になるわけです。

二番目ですが、「男女共松むしのしようこを持」、これは鉢です。カンカンたたく鉢子のことを松むしのしようこと言うわけですが、「松むしのしようこを持ち、右の手に花染の手拭を下へと持添え」、右手には花染の手拭を持つ。「又うしろにさかさうちわを面々に差」、帯の後ろにはうちわを差す。「又幼少の子供には拍子木持たせ候も有り」、火の用心に打つ拍子木を持たせる。「右松むしのしようこ江戸にてかいぼし、後には一切これなく候」、松むしの鉢子を

江戸で、買い求めてくるわけです。そして「かいぼし」ですから売り切れるということですね。全部買いつけてしまつたものですから売り切れてしまつて一切なくなつたということが書かれております。

以上は、参加した村人の服装とか様子です。新しい浴衣に笠をつけ、帯を新しくし、そして花染めの手拭を持ち、背中にはうちわを差してというなかなか派手な形です。その人たちが参加した中心に何があるかというと、その次の一つの書であります。

「板にて船結構にこし・らえ」、板で船を立派につくるわけです。「その内に宮のごとく図師致し」、お厨子をこんな字で書くのはおかしいですが、村の人の記録ですからこう書いてあります。「宮のごとく図師致し地蔵尊を入れ、廻りをきんらんにてかこい」、非常にきれいな形にするわけ

です。「廻りをきんらんにてかこい、船の廻りにも、いろいろの作り花をいたし、かたけ申し候これあり」、板で船の形をつくつて中にお地蔵さんを納めてあるというわけです。それが非常に華やかなきれいな形になつてゐる。

大変華やかなきれいな姿の地蔵さんに、また華やかな、派手な姿をした村人たち、女子供と言ふと怒られますけれども、男、女、子供がみんな出て、そして念佛をしたといふわけであります。

その後も飾られた幟だと旗だとか、詳しく述べるなことが書いてあります。それは省略いたしまして、少し先に参ります。今までそのときの様子であります。それについて今度は年代記を書いた筆者が解説的にいろいろと書いております。以下のように申しております。

「右の通り下野国左野岩船山の地蔵尊よりはやり、村々残らず申し付け、村々名主中は麻上下又は羽織袴にて廻られ候方もこれあり」、最初にまず情報としてこの地蔵さんというのは、「下野国佐野岩船山の地蔵さんよりはやり」というのですから、場所は大分確定してきております。栃木県に佐野市というところがあります。高崎線と東北本線を結ぶ両毛線というのがあります。その中間に佐野市があります。これで大分場所がはつきりしてまいつたわけであります。そして、船の形をしたものにお地蔵さんを納めて

歩いて、それに村人がみんなくついて念仏をするわけですが、村の制度としてちゃんと決められている村役人も、「麻上下又は羽織袴」というのですからちゃんとした正装です。それこそお殿様を迎えるときみたいな感じでお地蔵さんについたというわけです。

先を読んで行きますと「但し一村の念仏三日宛申し候由」、要するに三日間一つの村でその念仏は行われた。「村に寄り一日廻り、残り二日分は廻り候先にて三切に申す村方もこれあり」とこのあたり意味が少しあまりませんが、村によつては自分の村で一日やつた後、残りの二日は周りの村を回つたということだろうと思ひます。村にお地蔵さんが来ると、お地蔵さんを迎えて、村人は派手な服装をして、村役人は桂なんかつけて正装して出て、そして念仏をして村を歩く。さらには周りの村を回つてくる。これはすごい出来事だということになります。

そこで、その後にこういふうに書いてあります。「然れ共、此方御代官様よりは、地蔵念仏に一切罷出まじく候勿論、外村より入り候念仏堅く請け申すまじき旨仰付られ、厳く証文御取成られ候間」。支配者側は驚いて、地蔵念仏に一切出ではならないし、村から村へ送られてくるのも受け取るなということを命令して、そのための誓約書を取つたというわけです。しかし、実際にはそんなものは反故に

なつております、この年代記の作者が書いてますように、次から次へ、村から村へ念仏をしながら地蔵さんは送られていったわけです。「六月十九日に下小山田念仏人数四五百人にて廻られ候、七月朔日には大沢念仏、二日には上小山田村念仏、十七日には上矢部念仏、同日落合念仏、十八日には木曾念仏十九日に下小山田念仏山崎迄参り帰り候」という形で村々をずっと回つてゐる様子がわかります。

最後から二行目を見てみると、「時により夜念仏も参り」と夜によその村からやつてくるというわけです。「二三ヶ年内は野も山も地蔵念仏にて、昔より語伝えにもこれなき念仏仕廻し、村々に地蔵建立」と、この最後のとどめがいいですね。地蔵念仏をして、このときはただお船にお地蔵様を乗せて回つてゐるだけなんですが、それが回つた村々に地蔵が建立されたということが最後に書かれてゐるのです。この記事は、茶畑の柏木甚右衛門の覚書に比べると数段に詳しいわけで、この二つを結びつけるだけでも随分様子がよくわかつてまいりました。

『野津田村年代記』に佐野とありますが、実は佐野ではないんです。年代記の作者が得た情報は大ざっぱだったんですね。佐野市の近くに岩舟町というところがあります。その岩舟町に現在お寺がございまして、そのお寺に岩船地蔵が祀られているのです。そのお寺さんの裏は大きな岩山

です。その岩山がちょっと見たところ船の形をしておりま
す。これが岩船の地名の由来でもあり、またお寺さんの由
来でもあるわけですが、そこにお地蔵様が祀られているの
です。

たまたま町田市史の史料を別の必要から読んでおりまし
たら、以上のような記事が目に入ってきたわけです。これ
は驚き感動する記事でした。そして、その後だんだんと史
料が増えてまいりました。偶然見つけたものですが、それ
に加えて私がこういうことに興味を持っているということ
がだんだんわかつてきますと、ここにもあったよと先輩や
友達がコピーをくださることもあります。私なんか全然見
る機会もないような史料集、地域で研究している方が一生
懸命がり版で自分の地域の史料をおこして印刷された、そ
ういう中にたまたま出てきている記事を教えてくださる方
も出てきて、ふえてきたのがここに示した史料です。いず
れも活字になっていますから、だれでも見ることができます。
史料集には一ページとか数行載つてますけれども、だ
れもこんなことに興味を持つておりませんので、取り上げ
て紹介するとか、研究する人はありませんでした。

史料の三番目も、私が偶然この史料集を買いましたら
載っているので驚いた史料ですが、これはごらんいただく
とわかると思います。

史料三、『谷合氏見聞録』享保四年（東京都青梅市）
三月上旬中旬日寄吉。頃日麥作惡クナル。是ハ去月霜度々
降ル故、麥ニ中リ如斯。
同十八日ヨリ五月十八日迄、浅草觀音開帳。頃日、下野
国岩船地蔵念佛ト號村々ニテ執行□スルオヒタシ。
四月上旬天氣吉。当月別テ地蔵念佛ハヤル。下旬日寄悪
シ。

東京の青梅の谷合さんという家の覚書帳を活字にして、
青梅市の教育委員会が市史資料として発行なさいました。
享保四年の三月ですが、まず浅草觀音のご開帳の記事が
あって、その次です。「頃日、下野国岩船地蔵念佛と号し
村々にて執行□するおびただし」と、この頃岩船地蔵念佛
というのがはやったというわけです。青梅はおわかりいた
だけるかと思いますが、八王子よりも二十キロか三十キロ
ぐらい北です。

「おまえ当然こういう史料は知っているんだろうね」と
いって教えてもらったのが史料の四番目であります。有名
な『民間省要』です。この享保年間、十八世紀の前半に幕
府の代官にまでなった人ですけれども、実は武士ではなく
て、東京と横浜の間にあります川崎の名主さんだった人で
田中丘隅という人がいました。この人は大変切れる者として、

すごい才覚がありました。享保という年代はご存じのよう
に享保の改革を幕府がやります。政治を立て直しをしなけ
ればいけない状況の中で、非常に力を發揮して、それがだ
んだん知られまして、単に村役人ではなくて、幕府方で取
り立てられまして代官にもなる、なかなか切れた、当時と
しては大きな役割を果たした人です。

その田中丘隅が地方政治、当時の言葉では「地方」と言
うのですが、地方の政策的なことに伴う問題点を書いた本
が『民間省要』として、いってみれば幕府に対し、こう
いうことが現実ですよ、こうしなければいけないんですよ
と提言した本です。その中に、最近の信仰の中におかしい
ものがある、無駄なよろしくない信仰がはやっているとい
うようなことが書かれています。『民間省要』は立派な本
ですから、活字本もありますので(日本経済大典第五卷)、
我々はすぐ読むことができます。

私はそういう方面的史料を必ずしも十分見ていかつた
ため、そこに岩船地蔵のこと�이書いてあるということを知
らなかつたのですが、教えてくださる方がいました。それ
がこの史料の四番目であります。

り出しよし、段々田舎の村々にして、是を勤て順々に村
送りにして、送迎へす、その事初はあさくさ紙にて、船
やうの物造りて、其中へ地蔵尊を入れ、村中相催して念
仏申、或は一七日二七日宛勤て、五三里の間村々に遊行
し歩きしに、いつしか事長じて後は、船も地蔵尊も、大
きく美麗に拵へ、金入の水引かけ廻し、色々造花を飾り、
笠ほこ出し杯造立、村中の男女人の娘嫁杯迄、衣類笠一
様にして、ひとへに祭りの行列の如く、綺羅を尽して出
立ち、長持杯かゝせ、中食入れて、茶弁当など為持、手
々に松虫の小き鉢子を首にかけて、念佛の聲おかしく揃
へて、おどり様の音頭の如くに仕なし、所々へ徘徊して、
或は寺方又は名主名主の庭を借りて、おどりはねて晝夜
さまよひあるく、折節其頃世上飢饉にして人民くるしむ
といへど、かくの如く入用は、何處より出る事にや有け
ん、見事勤て順々に是を送る、適々村里に大学の片はし
を見聞もの、かゝる無益の事こそなれとて、制し止る
所をば、領内色々にふしはかせを付て、あしく批判して、
すは見よあのやうに少しことする村へは、決して疫病神
御入ましますなど云ふらし、近村の出入をはづして、又
は付合をせぬなど云出し、使を立て断はる、かゝる品に
及べば、無是非事を人並に勤るも有、能々群のぬけ出で、
かゝる事不用程の大量のものは世に又稀なり

史料四、田中丘隅『民間省要』下編卷之四

頃日世に地蔵念佛といふ事切り、其源は下野国岩船山よ

これも今までの様子と大体同じです。田中丘隅が住んでいましたのが川崎です。読んでみますとこういうふうに書いてあります。「頃日世に地蔵念佛といふ事始まり、その源は下野国岩船山より出しよし、段々田舎の村々にして、これを勤て順々に村送りにして、送り迎えす」はじめは簡素であったが、「いつしか事長じて後は、船も地蔵尊も、大きく美麗に拵え、金入の水引かけ廻し、色々造花を飾り、笠鉢山車など造立、村中の男女、人の嫁娘など迄、衣類笠一様にして、ひとえに祭りの行列の如く、綺羅を尽して出立」つようになり、「所々へ徘徊して、或は寺方又は名主、名主の庭を借りて、踊りはねて昼夜さまよい歩く、おりふしその頃世上飢饉にして人民くるしむといえど、かくの如く入用は、いざこより出る事にや有けん」。これはいわば代官になるような人物の言つてることですから、そういう形でえらい無駄なことをしているというわけです。

今までに紹介しました材料から言いますと、当時の国名で言つといずれも武藏国です。川崎も武藏国、町田も武藏国、八王子も武藏国、青梅も武藏国、今の東京と神奈川県であります。そこで、いざれの記事も享保の四年という年なのです。田中丘隅の書いた内容の年がはっきりしませんけれども、田中丘隅が『民間省要』を書いたのは享保六年だとされていますので、大体その直前だと考えてよいと

思います。ですからいざれの史料で判断しても、享保四年に武藏国で岩船地蔵と称する念佛が大変流行った。きらびやか、華やかにぎやかで、そして村を越えて歩き回った。しかも歩き回つただけではなくて、ご本尊がどんなものであつたのか実はよくわからないのですが、村送りで送られていったということがこれでわかってくるわけであります。

ここまででは私としては比較的早い時期に知ったことあります。武藏国で流行つたことと、この裾野の柏木甚右衛門さんの書いたものは全く同じことだろう。そうしますと、享保四年の五月、六月頃に武藏国で、青梅とか、八王子、町田などをずっと村送りでされて、大変流行つたわけあります。それに対しまして、柏木甚右衛門さんのところを見ますと、七月となつております。七月に郡内から須走へ地蔵さんがやってきた。そうしますとこれは多摩丘陵で六月ごろ、そして群内から須走を越えて駿東に入つてきたのが七月、これは恐らく向こうが早く駿東は後ということになりますから、結局はだんだん村送りされてどんどん村から村へ広がつていったことを示している。

最初は武藏だった。そこからさらに南へ、恐らく相模へ広がり、さらに相模川、桂川という川に沿つて、郡内に入つた。それが六月から七月にかけてであつて、その一つの流

れが須走を越えて、駿東までやつてきた。その勢いは駿東をさらに南のほうへとどんどん黄瀬川に沿つて下がつていって、沼津あたりまでどうも届いたということが、この甚右衛門さんの記事でわかるわけです。

そういう一つのコースが描けるとなれば、当然そのほかの地域ではどうだったのだろうかということになつてまいります。ところがこれから先是私余り強くないわけであります。そのほかの地域の史料はそんなに日ごろ読む機会がないので、ちょっと戸惑つて、立ちどまつていたのですが、たまたま長野県の研究を一生懸命やつている方が、先ほど言いましたように、だれもほとんど見ることがない、自分で瞻写版でつくつて、知つてゐる人に配つた史料集の中に、私にとっては大変重要な資料があることを知り、コピーを取つてくださいました。それが史料の五番目と六番目であります。

五番目は長野県の佐久市のものです。観光地がいろいろできている小海線というのがありますが、小海線の終点の小諸の手前のところに佐久市はあります。現在の佐久市野沢の瀬下敬忠が晩年に、自分の一生を書いた思い出の文章があります。全文はよくわかりませんですけれども、なかなかおもしろい史料のようです。『こよみくさ』といいますが、それにも享保四年のところに出てまいります。『去

年十月頃より、野州岩船地蔵念仏と申事大きにはやり『云々とありまして、内容は全く『野津田村年代記』とか、『民間省要』なんかに書いてあるのと同じような華やかな形であつたというわけであります。

これちょっとと気になりますのは、享保四年の記事として書いてありますから、「去年十月頃より」というわけですから、享保三年の十月ぐらいからはやつたということになつてしまします。その点問題があるわけであります。結論的に申しますと、享保三年から流行つたという記事はこれにつしかありません。ほかには一切ないのです。しかもこれは晩年に、瀬下敬忠が六歳のころのこととして書いているものですから、恐らく思い違いだらうと思われます。享保四年というのは実は享保五年で、享保五年にもはやつたけれども、その一年前からはやり出したということではないだろうかと思っております。

もう一つ、史料の六番目は『飯島家記』です。これは今までのものと少し違いまして、武士の書いたものです。松代藩の藩士が覚書みたいに自分の家の代々のことなどを書いた史料のようであります。

史料六、飯島勝休『飯島家記』（長野県）
一同（享保）四亥之年岩船地蔵はやり、村々ニ而金銀を

かけ取かさり、綾錦の幟、色々之装束祭礼之如く致、方々在々迄廻り、地蔵ニも不思議有之由ニ而、町、在郷共出申候、他国カも百人組式白人組と申、善光寺江参候、

関東邊カ夥敷事ニ候、
一同年地蔵念佛本尊二者手前之地蔵様御出方ニ、米毫斗程、錢毫貫文斗さん錢御座候、自國ハ不及申、他国カ之地蔵様ニも、善光寺、上野村大日、保科三所江不參候ハ無之、善光寺ニ而大分商売有之、町々勝手ニも成申由、前代未聞と諸人申候、村々美を尽し大分錢金装束仕候、御こしニ物入申候、色々之織物を以包、幡天界ハ猶以布・木綿者一切無之、皆糸類織物十本も十五本も立、美々敷事ニ候

を回ったことがわかります。

たった六つなのですが、この六つを私が紹介できるよう揃えるのに、何年もかかっています。ただ、それは何も一生懸命これだけをやっていたわけではなくて、必要なとき何か見ていて偶然出てきたらもちろん喜んでコピーを取る、あるいは、長野県のことを勉強している人がいれば、長野県のほうで書いたものはありませんか問うてみる。なぜ長野県の人に聞いたかというと、それはもう一つの資料が長野県にあるからであります。

四 点と線の追跡 II — 岩船地蔵の造立

コピーでこの部分だけをいただいたものですから史料の全体像がよくわかりません。読んでみると、やはり享保四年のところに「岩船地蔵はやり、村々にて金銀をかけ取かさり、綾錦の幟、色々の装束祭礼の如くいたし、方々在々迄廻り、地蔵にも不思議これある由にて、町、在郷共出申し候、他国よりも百人組式百人組と申し、善光寺へ参り候、関東邊よりおびただしき事に候」。これは松代ですから、長野の善光寺との関係が出てきていることがわかりますけれども、岩船地蔵といつてやはり非常に華やかな形で村々

四番目の内容は、今度は今里の地蔵さんにつながる史料の追究です。これがまた偶然の発見になります。やはり興味を持っているということは偶然をつくり出します。私の信仰心がもつと厚ければお地蔵様のお導きだとかいう形で了解してしまうのですが、どうもそうも言えないものですから偶然と思うわけです。町田の『野津田村年代記』というのを知つて大変驚いたのと相前後して、神奈川県の大和市、江の島へ行く小田急線で町田から十分か十五分のところにありますが、その大和市にある下和田、という村で民俗調査をしたことがございます。そのときにお寺の門前

に地蔵さんがありました。全く見捨てられてお祀りもされないような状態で、道路端でほこりをかぶった地蔵さんでした。その地蔵さんを見ましたら岩船地蔵と彫つてあるのです。しかも享保四年なのです。古いものですから村の人を聞いてもだれも岩船地蔵などと言わないし、何の地蔵だからわからない。しかし銘を見ると、写真を撮ってきましたけれども岩船地蔵と書いてある。

ということは、先ほどの『野津田村年代記』の最後のところに、「村々ニ地蔵建立」というのが書いてある。それを裏づけるものが、この史料を知る上ほぼ同時に大和市の村で実際に確認できたわけです。そうなりますと、今里の地蔵さんにつながるものを持つと調べなければいけないだろう、もっと知りたいという気持ちがつのります。

しかし、時間の余裕がなくて地蔵さんを探し求めて村々を歩くことができませんでしたから、結局何かの機会に知るという形で資料を増やしました。図書館に行つたときに、自分の調べたいものを調べるついでに、必ずその地域の歴史の本とか、教育委員会が文化財の報告書を発行していますので、そういうのも見ます。その中に多くの場合、市内の石塔一覧とか、町内の石造文化財とか、石造物一覧とかいうのがあります。そういう本をついでに見ることを習慣にしています。神奈川県のいろいろな図書館や博物館に

行った機会にそういうのを見ていきますと、神奈川県には随分岩船地蔵さんがあることがわかつてまいりました。岩船地蔵と彫られている、あるいは銘は彫られてはいないけれども、岩で船の形をつくった上にお地蔵さんが乗っていますのがいくつも出てまいりました。東京都内でも同様です。例えば、私の住まいから比較的近い東京都の保谷市にこういう地蔵があることが、保谷市の市史編さん室が発行した『保谷の石仏と石塔』の中ありました。絵までかいてありました。絵を見ますと、今里のあのお札とそつくりです。全く同じと言つていいものが石のお地蔵さんとして立っているわけです。これは私の家から近いものですから、本で知りましたので確認に行きました。確かにこのお地蔵さんはおられました。この台座は再建したもので当時のものではないのですが、しかし正面には最初の銘文がそのまま彫られているのでしょうか、享保四年の九月となつておりました。享保四年に念佛講というのがこの岩船地蔵

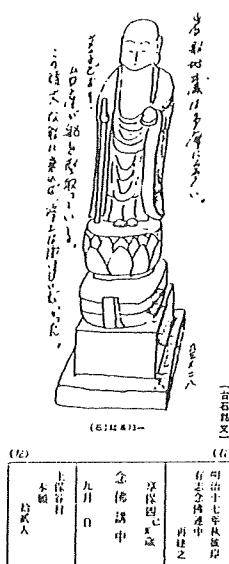


図 保谷の岩船地蔵

(左)	(右)
木額 右脇入	右脇出 有志全員奉申 内記之
上院落日 九月 日	享保四年 念佛講中

を建てたというわけであります。この場合にはこの地蔵さ
んに岩船地蔵と書いてはない。しかし、地元ではちゃんと
これを岩船地蔵と伝えているわけです。

そういうのが次から次へと出てまいりまして、特に山梨
県の市町村史の中を見てますと、結構岩船地蔵が出てま
ります。ただし、山梨県では多くの場合岩船地蔵とは言わ
ずに、「船乗地蔵」などという言い方をしております。よ
くわからないけれども、こういうのが昔からあるんだとい
う程度のこととて祀つておられるようですがれども、地蔵さ
んがあります。東八代郡八代町には船が横になつているの
もあります。これは岩船地蔵と地元で呼んでおられるよう
です。こういうのがあちこちから出てまいりました。長野
県の文化財の報告書を見てみますと、やはりいくつも出て
まいります。

こういう形で、岩船地蔵というものがつくられて建てら
れている。しかもそれがみな享保という年号を持っている。
享保の四年、五年、六年。享保三年以前の岩船地蔵はあり
ません。石で船をつくってその上にお地蔵さんを乗せてい
るのは、すべて享保四年以降です。そして、四年、五年、
六年ぐらいに建てられたものばかりだと言つていいと思
います。これは神奈川県でもそうです。山梨県でもそうです。
長野県でもそうです。長野県にこういうのがあることは書

いたものでわかつてましたから、何か文書、記録でないか
と思っていました。ただ、自分では調べられない。なかな
か自分の見ている史料には出てこないので、長野県の研究
をしている方に伺つておいたわけですね。そうしたら、こ
ういうのがあつたよということでコピーしていただいたの
が先ほどの五番目、六番目の史料として、随分わかつてま
いりました。

五 歴史の再構成

以上見てまいりますと、岩船地蔵というのは地名である
のが一つわかりました。下野国の岩舟だということがわ
かりました。下野岩舟というのは、先ほど佐野という地名が
史料に出てまいりましたが、佐野市の近くだということで
あります。地図を見てください。大体岩船地蔵の場所はお
わかりかと思います。それから文書、記録に出てくる岩船
地蔵に関するものの所在地であります。それに加えて岩船
地蔵という石の船に乗った地蔵さんが、現在どこにあるか
というのをドットでもとつて地図に入れるとよろしいので
すが、大体、東京、神奈川、山梨、長野と分布しております
。群馬にも少しあります。そのあたりに分布しているこ
とがわかります。



そういうことが五年ぐらいかけてやっているうちにだんわかつてきました。一つのことを調べて即決といいましょうか、その場でその史料を集め終えて答えを出すといふのはなかなかできることでありまして、問題意識を何年たつても忘れずに持続して、ついでにそのことにも気を回す、注意をするという形でやってきますと、数年後にはこのぐらいの材料は集まってきます。集まってきたものによつて歴史は組み立てることができる。それぞれの土地では何も知らない、何も伝えていないことが、意外に大きくわかつてくることになるかと思います。

例えばこの場合、享保四年というのがどうも重要だとうことが、裾野の柏木甚右衛門さんの記述でわかるわけで、すが、町田の『野津田村年代記』でもわかります。ほかのものでもそうです。享保四年に大流行したということが一つわかりました。そして、享保四年に大流行して、それが大変派手な、華やかな、にぎやかな形で村から村へ村送りされたということが二番目にわかつてきました。そして、それぞれの村では、信仰の一つの結果として石のお地蔵さんが建てられた。それが多くの場合こういう船に乗つたお地蔵さんであるということがわかつてまいりました。これは今までの史料なり、集めてきた材料でわかることがあります。

さらにここから何が言えるんだろうか、何が私たちにとつて重要なことなんだろうかということになつてしまります。これからよいよ研究ということになるかと思います。研究には史料を集めるという研究と、集めた史料を組み立てて、私たちに必要な歴史の知識とか、歴史の認識を得る研究との二つの段階があります。

そうしますと、ここから先是それぞれ研究なさる方の立場や見方によつて違つてくるかと思いますが、享保という年号のころは、一つは、將軍吉宗の大改革が行われた時期であります。大改革をやらなければいけなかつた社会的な状況があるわけです。『民間省要』は飢饉という言葉で書いていますが、飢饉がどこにでもあつたわけではありませんけれども、非常に不安定な時代であつたわけです。改革が重要視されるということは逆には不安定な時期を意味します。そういうときに村のほうで人々はいつたいどういう形で行動したのかということに、これはあるいは答えを出してくれるのではないかと期待できます。

享保というと、江戸で初めて打ちこわしが起つた時期として有名です。江戸時代は百姓一揆とか、打ちこわしといふのがしきりに起つるんですが、それは大体江戸時代の後半です。江戸での最初の打ちこわしが実は享保改革が行われている享保年間に起つています。人々が積極的には

行動を起こしていく、打ちこわしとか一揆とか、そういう方向へ行くのは、社会の不安とか不安定があるからだと思います。

もう一つは、いわば見通しのきかない不安定な中から、神仏の力にすがりながら解放されていこう、要するに自分たちを自由にしていこう、自分たちの世界をつくつていこう、そういう運動があつたのだろうと予想できます。

といいますのは、享保四年に岩船地蔵が武藏、甲斐、信濃、あるいは駿河の駿東で流行つたわけですが、そのちょっと前には、関東地方の西半分には大杉様という常陸のほうにある神様が大流行するのです。流行り神とか、流行り仏といいましょうか、そういうのが享保年間の大体同じ時期に大流行するというのは、恐らく不安の中で解放されたいとか、自由になりたいという、ある種のバラ色のものを神仏の世界に求めて、しかも日ごろとは違う秩序をつくり出すことで行つた。それがふだんはしない華やかな服装になると。派手な服装をして、代官が禁止しても船の形のお地蔵さんをつくつて動く。もう一つ解放とか自由ということになるのは、村送りです。村を越えていく。ご存じのように江戸時代は村という枠は大変強くて、村ごとにいろいろなことが行われました。それに対しても岩船地蔵さんは、一つの村の念仏が周りの村へ動いていくのです。そして、

自分の村がそれをやり終えると隣の村へ地蔵さんを送つていく。それがどんどん広がつていった。そういう村を越えた行動をしていくところに一つの大きな特色があるのではないだろうかと思つております。

論文としてこれをまとめますときには、今まで申しましたことから、岩船地蔵信仰は下野国の岩舟から始まつたらしいが、むしろそれを行つた村のそのときの状態、社会情勢の中での人々の願いというか、願望がこういう行動になつたと私は考えたわけであります。

私がその研究をしておりますと、石の岩船地蔵さんを研究している人が出てきました。神奈川県の石仏研究の大家の方です。余り文書や記録はごらんになりませんで、なぜ岩船地蔵がこれだけ多くつくられたのか、石仏調査を一生懸命なさいまして、栃木県の岩舟の宣伝を流行の原因に求められました。そのころ岩船地蔵の本拠地であるお寺は建物を建てて大きくしようとしていて、そのお金を集めるためにこういう宣伝をした結果、各地に地蔵さんがいっぱい建つたんだという解釈をなさいました。

私はそれに賛成しません。といいますのは、これは裾野の甚右衛門さんの覚書もそうですが、本拠地とされる栃木県の岩舟との関係は全く書かれていないのです。この信仰の結果お金が岩舟へ送られたとか、岩船地蔵が村々を回る

ときにお坊さんがついて歩いているとか、お金を集めたとか、そういうことは一切書かれていません。あくまでも村から村へお地蔵さんだけが送られて、村の人があんなで華やかに、派手に、にぎやかにそれを囲んで、かついで村を回り、念仏をして踊つたわけです。ですからこれは本拠地とされる岩舟に関係させて考える必要ないだろう。

どうして村送りが始まったのか、それはよくわかりません。出発は岩舟からどこかの村が地蔵さんを借りたことから始まるのかもしれません。しかし、本拠地のほうには記録がありません。栃木県の岩舟のお寺にはこの享保四年についての記録は何もありません。すぐ後の享保八年ぐらいに、どこかへ地蔵さんを持っていって見せた出開帳の記録はあるのですが、享保四年は全く記録がない。そういう点では、本拠地である岩船地蔵との関係で考える必要はないだろうと思います。

享保年間、十八世紀の前半の日本の置かれた、特に関東、中部地方の社会のあり方の中で、村人がどう考えたのか、何を願ったのかを示す材料として研究をしたというわけです。

そういうことをやつてまいりますと、歴史を調べるということは一体何なのかということになつてまいります。歴史というのは過去のことですから、もう決まつたこと、終

わったことですから、動かないはずなのですけれども、基本的には歴史というのは私たちが発見することであり、つくることだということが、そこから出てくるのではないかと思います。ふと疑問に思って立ちどまること、ふと気がついたことが、意外に重要なことを教えてくれる。岩船地蔵さんは、今里の方は当たり前に知っていることであるだろうし、柏木甚右衛門の覚書を読んだ方も読み過ぎしていく形で知ったことかもしれませんけれども、それにふと立ちどまって、不思議とか疑問を持つところから、発見というか、歴史はつくられていくという気がいたします。その場合に、私の例が模範例では決してありませんが、やはり息長く関心を失わないことが、発見とか、あるいは意味を自覚することになるのではないだろうかということが一つ言えるかと思います。

もう一つは、大変生意気なことを申して恐縮なんですが、お地蔵さんだと、いろいろなことを研究なさる方は、具体的な研究と非常に大きな理論をすぐ飛びつけられてしまう傾向があります。例えばお地蔵さんの研究ですと、地蔵というものは仏典によればこうであるとか、中国でこうだとか、だからこの村の地蔵さんはこうだという説明をすぐなさる。これが大体お地蔵さんを研究なさる一つのパターンであります。庚申さんにもそうで、何でもそうです。

大きな一般理論と具体的なことを直結してしまう。それに対して、私のこの研究が成功しているかどうか知りませんが、岩船地蔵についても、岩船という特定の形と、特定の時期を確認して、その中で意味を考えていく。だから、そもそも地蔵さんは衆生を助けるものなんだとか、道行く人々を見守ってくれるという一般論ではなくて、もつと限定したところで考えていく。焦点を絞るということ、一般化を簡単にしないということ、それは史料を見つける一つの大きなきつかけにもなるだろうと思います。一般化を最初にしてもう理解したと自分で錯覚してしまいますと、新しい史料を見つける努力をしなくなってしまいます。そういう点では焦点を絞る。絞るということはある意味では狭いところから、狭い範囲でできるだけ考えるようになります」ということだと思います。

もう一つは、歴史の資料というのは決して文字だけではないということを、ぜひ皆さんお考えいただければと思います。私たちが学校教育の日本史とか、歴史の授業で習う内容は、すべて文字で書かれたもので知るわけです。『古事記』『日本書紀』から始まり、『吾妻鏡』であるとか、あるいは『徳川実紀』であるとか、必ず文字で記録されたもので歴史は書かれる。あるいは、そういう公のものでなくとも、手紙であるとか、日記であるとかを含めて、文字で

書かれていないと歴史はわからないんだということを多く的人は考えております。ところが、岩船地蔵の歴史を考えるときに、そのきっかけはこのお札であったり、岩船地蔵というお地蔵さんであつたりするわけです。ですから、文字以外の史料も非常に重要なことになつてくるわけであります。

私ども裾野市で市史の編さんのお手伝いをさせていただいておりますが、それは私どもの勉強でもあります。しかし、それで終わらずに、市内の皆様に研究の手掛かりを提供させていただくという面も大きく持っています。編さん室になりかわって宣伝してはいけないのですが、「通史」

という、歴史の普通の教科書と同じような記述の本はまだまだ先にならないと裾野市史は出しません。しばらく続くのは「資料編」であります。この「資料編」は大変難しいのですが、ぜひ直接お読みいただきまして、ふとそこで疑問に思ったこと、立ちどまられたことを、その先のご自身のご研究課題にされたらと思います。

すぐその場で答えが出ることは絶対ないということを、私の申し上げました材料からは言えるわけでありますので、手掛かりをこの「資料編」あたりからおつくりいただいて、裾野の歴史をご自身のご努力なりでぜひお調べいただき、息長くご研究いただければと思います。

そういうご案内になつたかどうか、いささか心もとないでござりますけれども、また楽しいという話ではなかつたような気もいたしますけれども、「歴史を調べる楽しみ」というタイトルでいただいた時間がほぼ過ぎましたのでこれにて終えさせていただきたいと思います。まだまだ岩船地蔵についてご紹介したいこともございますが、また機会がございましたらお話をさせていただくことといたします。

ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

(ふくだ あじお・専門委員・国立歴史民俗博物館教授)

深良用水の維持と国役普請

井 口 俊 靖

はじめに

- 一 御普請の要求
- 二 天明の国役普請
- 三 文政の国役普請
- 四 天保・弘化の国役普請と「かるうと堰」
おわりに

はじめに

することを可能としており、「九ヶ村⁽¹⁾（反別四六二町余り）に恩恵を与えていた。つまり深良用水は、芦ノ湖水門から箱根外輪山を貫く長さ一二八〇メートルの隧道、水を黄瀬川に落とす新川、そして黄瀬川と村々を潤す各堰をトータルでとらえることが必要である。それは深良用水が、この範囲で井組二九ヶ村により維持されたことが、もつとも端的に示しているといえよう。本考は、深良用水を維持と普請の観点からアプローチし、用水の維持のため井組二九ヶ村の農民がどのような活動をし、大規模な普請国役普請を可能としたのかを検討したい。

一 御普請の要求

深良用水は、寛文期に行われた箱根山の外輪山を開削した隧道工事がよく知られており、深良用水^②・隧道という認識が一般的である。しかし、深良用水は寛文二年（一六七

一）に完成した新川の開削によって、芦ノ湖の水を黄瀬川に落とすことにより黄瀬川の流量を増加させ、また、その水を堰上げることにより、黄瀬川の右岸の村々にまで用水

近世における農民たちの深良用水に対する思いは、生活に直接関係している以上、切実なものがあつたと思われる

が、そのことは水論からも伺うことができる。⁽²⁾ 深良用水に依存する農民たちにとって、水の安定確保は生活を支える上でもっとも基本であり、水の確保は常に努めなければならぬ生活の基盤であった。

しかし、深良用水は第一に、芦ノ湖の水を水源とし、隧道開削という大規模な工事によって水を駿河国に流したものであり、第二に、隧道を通った水は、新川によって一度黄瀬川に落とされ、その黄瀬川の水を各堰で上げることによって村々に供給されるという特殊な構造を持つ用水である。このことは用水の維持にも係わることであり、各村の用水維持の負担のあり方を規定する。

乍恐書付を以奉願候事⁽³⁾

(中略)

一、水門戸明井水門前後年々あらいせき、此外新川浚、土手修復、村々堰々人足入用之儀ハ、高割を以百姓手前ニテ如例年之可仕候、水門修復入用之義は、御公儀様方被為遊波下候様^(ニ)奉願候事

(後略)

これは、元禄九年（一六九六）二月に御宿村・上ヶ田村・金沢村・葛山村・千福村・富沢村・一色村・納米里村・中土狩村・本宿村・伏見村の一ヶ村から代官市野惣太夫に提出された御普請願書であり、用水不足につき、百姓困窮、

年貢を納めることができないため、「箱根掘敷三尺掘下ヶ、水門仕直シ、水多參候様ニ仕度奉願候、困窮之百姓自力ニ不罷成候間、御公儀様御入用を以御普請」してくれるよう願い出たものである。

深良用水の維持は、開削後から貞享五年（一六八八）までは、元締が支配しており、費用も元締が出していたようである。しかし、元締解任後の用水の維持・管理は、村々が主体となって行うことになるが、個々の村でこの特殊な深良用水を維持管理することは不可能であり、用水組合である「井組」の成立が必要不可欠である。⁽⁴⁾ 井組は用水関係村々の調整機関であり、水の配分と負担の平等を計ることが井組の職務である。つまり、井組全体に関わる普請費用は、個々の村がその水懸りに応じて負担するのである。

元禄九年以前は、用水の普請は百姓が自力で行っており費用は高割で出していた。このような普請を「自普請」という。しかし、隧道が開削された寛文六年（一六六六）より三〇年たった元禄九年には、畑成田の開発が進み、また、水門も大分破損していたため「水年々不足^(ニ)、毎年田地日損」という状態になっていた。隧道および堀割の掘り下げという大規模な修復は、自普請では費用が賄いきれないため、領主（代官）に費用を出してもらう「御普請」を願い出ている。領主は年貢を徴収する代わりに百姓の生活を

保証しなければならない。しかし、すべての用水普請を御普請でおこなうのではなく、普請場所の様子を見分した上で、御普請を行うか決定する。また「堀抜水支配人水門番之者」の扶持切米も、今までには「高割を以百姓」が出してきたが、これからは「御公儀様方被為下候様」に願い出ている。

しかし、この願いはすぐに実行されたのではなかつた。

元禄一四年（一七〇一）の「乍恐口上書を以申上候事^{〔5〕}」は、三〇ヶ村の惣代として御宿村名主平次郎と、茶畠村名主甚右衛門の二名の水配人が、前年の元禄一三年三月に江戸に出て、勘定奉行戸川備前守に堀口三尺掘り下げを訴えており、早急にこの御普請を行うよう代官に願い出たものである。そもそもこの御普請願いは、元禄三年（一六九〇）に、

当時の代官小長谷勘左衛門に出されたものであり、翌年に「目論見」、すなわち普請場所の見分と普請の計画が立てられたのであるが、代官の交替となり御普請は実行されなかつた。その後も代官は市野惣太夫・内山七兵衛・野田三郎左衛門・大草太郎左衛門・長谷川藤兵衛・外山五郎右衛門と次々と代わり、御普請は引き延ばされている。また、黄瀬川左岸の村々は小田原藩領であるが、開削時の領主であつた稻葉氏は越後高田に移封され、貞享三年（一六八六）に大久保氏が下総佐倉より入封していた。さらに、元禄一

〇年の地方直しで、黄瀬川右岸の村々は旗本知行所となり、深良用水について認識の浅い数多くの領主たちとの対応を迫られることになつて、このような状況で、水配人の両名が勘定奉行所に御普請の実施を訴えることになつたのであるが、勘定奉行は御普請の実施に理解を示し、沼津代官所の外山五郎左衛門より私領役人へ御普請費用の負担割合についての書状が出されている。しかし、またも代官の変更があり、御普請は延期されてしまう。

結局、掘り下げが実施されたのかは不明であるが、水門および隧道の普請は、大規模な修復を必要としており、費用も多くかかるので農民にとっても、また、領主にとっても負担の大きいものであつたといえよう。

二 天明の国役普請

このように大規模な普請は、農民・領主とともに大きな負担を強いられるため、幕府では「国役普請」という制度を設けている。国役普請は、二〇万石以下の領主に対し、費用の負担に耐え難い場合に、特定の国に対して費用を負担せると共に、幕府も費用の一部を負担するという制度である。御普請の一形態といえるが、幕府が個別領主権をこえた公儀として費用を負担し、また農民側も普請による

利益を越えて、国単位で負担するため、費用の負担が拡散され大規模な普請が可能になる。深良用水も近世を通じて何度もが国役普請が行われているが、その最初は天明二年（一七八二）の国役普請である。

元禄の水門御普請願書が提出された後、水門は何度か修復を必要としたと考えられるが、井組二九ヶ村が費用を割にする自普請で凌いできたようである。しかし、明和期になると水門の破損もひどくなり、明和四年（一七六七）に小田原藩の役人による見分の上、人足凡一五〇〇人余りの普請が行われている。⁽⁶⁾この普請は「湖水門開発以来之普請」であり、その負担は大きく、富沢村では普請にかかる諸入用などを領主である旗本秋山氏に出してもらうよう下小林村の陣屋に願い出ている。

しかし、本格的な修復が行われるには、安永五年（一七七六）の水論を経て、また、安永六年の沼津藩の成立を待たなければならなかつた。安永九年（一七八〇）五月、小田原藩役人より箱根関所に対して、湖水門を切り下げることによって障りがあるかどうかを尋ねている。もし障りないならば、水野氏（沼津藩）からも関所に挨拶するとの小田原藩からの問い合わせに、同年六月、関所は障りなしの返事をしている。のことから領主側が大規模な普請を行う準備に取りかかっていることがわかるが、これは井組村々から

の願いによって領主が動いた結果である。そして、七月になり井組から奉行所に対して御普請願書が出されている。⁽⁹⁾

乍恐以書付奉願上候

水野出羽守領分駿州駿東郡六ヶ村、大久保加賀守領分同國同郡拾三ヶ村、大久保金蔵領分同國同郡壱ヶ村、稻葉紀伊守知行所同國同郡式ヶ村、内藤越前守知行所同國同郡式ヶ村、松平内蔵允知行所同國同郡三ヶ村、酒井沖五郎知行所同國同郡壱ヶ村、安藤団書知行所同國同郡式ヶ村、山岡五郎作知行所同國同郡壱ヶ村メ三拾壱ヶ村惣百姓一同奉願上候者、私共村方之儀往古より用水不足之場所ニ御座候處、寛文年中箱根山西之方⁽¹⁰⁾而七百武拾間深良村地内ニ懸り、土中堀貫湖水を落し用水ニ仕候故、有来ル田畠者勿論畠方も多分ニ田ニ成潤沢ニ用水懸引仕候處、如何之訣ニ御座候哉、近年連々水不足仕田面江行届不申不作打続田方ハ畠作仕付候様ニ相成、領主地頭所物成相減百姓茂困窮仕難儀至極奉存候、寛文年中之普請ニ而元來乾地之村々相助り候處、當時水不足仕候段歎ケ敷奉存候間、何分御慈悲ヲ以御見分之上右湖水縁通所々江土手築立水門筋堀下ヶ等被仰付、其外右井筋之内古来有之土手危ク相見候場所茂御座候間、是又御見分被成下、湖水湛方水吐方等共乍恐御勘弁之上御普請被仰付、秋方春迄之内湖水余慶湛置、用水沢山ニ引取候様ニ被為仰

付被下置度奉願上候、右願之場所者重々箱根権現領内并東海道往還江も相懸り、其上湖水者御関所後之儀ニ付、領主地頭江普請相願候儀難仕奉存候間乍恐御普請之儀奉願上候、何分御聞済被成下願之通被為仰付被下置候ハ、大勢之百姓永々相助広大之御慈悲与難有仕合ニ奉存候、御尋之儀茂御座候ハ、以口上可奉申上候、以上

安永九年七月

井組三拾壹ヶ村惣代

竹原村

名主

伝左衛門

下土狩村

名主

九左衛門

伏見村

名主

又右衛門

深良村

名主

五郎次

御奉行所様

何故、この願書が奉行所に提出されたのか。願書には「右願之場所者重々箱根権現領内并東海道往還江も相懸り、其上湖水者御関所後之儀ニ付、領主地頭江普請相願候儀難仕」ためと言つてゐるが、まず、箱根関所に対しては先に見たように、「障りなし」の返答が小田原藩になされてお

り問題とはならないはずである。また、箱根権現に対してもは、翌安永一〇年（一七八一）正月に井組二九ヶ村より箱根山神領役人に對し普請許可願いが出されており、御普請が行われたならば、運上としてこれまで神納してきた初穂に加え、合わせて米三〇俵を毎年差し出すことを約束している。つまり箱根権現領であることは、用水普請の障害にはならないのである。したがつてこの奉行所への願書は、領主支配を越えた範囲での御普請を願い出たものであり、国役普請の願書なのである。

安永一〇年は四月に改元され天明となり、その年の四月二六日より普請役西原彦左衛門・和田栄助の両名により見分がなされており⁽¹⁾、閏五月には国役普請目論見帳が作成されている⁽²⁾。これによると、普請は水門を掘り下げ新たな水門を築き、水門周辺を石垣で補強している。また流水量の増加から新川の補強が必要となり、土手に上置・腹付を行ない、このほか、黄瀬川通の橋や境川通の欠所の修復など、水門から新川までの基幹部のみでなく、それより下流の場所も国役普請の範囲になつてている。総費用は金七九七両余りであるが、国役普請が領主（私領）からの願いで行われた場合、用水に懸る田地高百石につき一〇両が私領出金分となるため、小田原藩領・沼津藩領および旗本知行所の村々の湖水懸りの総高は一四三六石で、私領出金分は一四三両

余りとなる。これは井組二九ヶ村が負担することになる。

この国役普請は翌天明二年四月には完了し、出来形帳が作成されている。また、新川の土手上置・腹付のため、深良村では反別四畝一六歩が潰地となつたため、その年貢諸役分は、井組二九ヶ村が高割りで納めることも定められている。⁽¹³⁾ このような過程で深良用水の国役普請が行われたのであるが、同年七月大地震が起り、普請場所は残らず震崩れ、再び水不足となつてしまい、そこで再び国役普請が天明四年（一七八四）に行われている。⁽¹⁴⁾ このときの普請総額は金五二六両余りである。

三 文政の国役普請

深良用水の国役普請は、文政四年（一八二二）にも行われている。まず、文政二年八月に井組二九ヶ村惣代より用水支配役人に対して国役普請願書が提出されている。これに領主に提出された願書である。これを受けて領主・旗本の役人が見分を行つた上で、翌文政三年二月に目論見帳が作成されている。⁽¹⁵⁾ そして、同月に小田原藩領の代表として平松新田組頭幸蔵、沼津藩領の代表として下土狩村名主平八の三名より勘定奉行所に対して国役普請願書が提出されている。⁽¹⁶⁾ 右衛門、旗本知行所の代表として深良村名主平八の三名よ

のとき、目論見帳は願書と同時に提出されたと思われる。そして、同年八月に、勘定所普請役の米倉武助・有坂勝三郎の両名が見分を行つていている。⁽¹⁷⁾

目論見帳によると、湖水門から隧道出口までの費用は、二〇七四両余り、隧道から新川の黄瀬川落とし口までの費用八一六両余り、合計二八九一両余りの費用で計画が立てられており、文政四年の国役普請が、かなり大規模に行われたことがわかる。しかも、この国役普請は予算を上回る出費がかかり、金一五八両余りが不足している。この内、三〇両は井組村方で割り合い出金するが、残りの一三八両余りは各領主に助成を願い出している。⁽¹⁸⁾

四 天保・弘化の国役普請と「かるうと堰」

次に深良用水の国役普請が行われたのは天保三年（一八三二）であるが、⁽¹⁹⁾ 天保一四年（一八四三）二月九日に起きた地震のため、水門ならびに堤石垣などが大破してしまい、そこで同年一〇月に井組惣代より用水支配役人に対して国役普請願書が提出されている。さらに天保十五年七月、次の国役普請願書が御宿村から荻野山中藩の松永陣屋へ出されている。⁽²⁰⁾

乍恐書付を以奉願上候

一御領分駿州駿東郡御宿村外御知行所四ヶ村、都合五ヶ村掛り字からうと堰用水引取口より姥ヶ沢申洗水門場まで年々修復仕来候処、近年土手大破ニ相成洩所及数ヶ所ニ、中々困窮之五ヶ村自力難及当惑仕罷在候処、今般湖水表方新川筋木瀬通用水路、先年之通国役御普請願立仕候ニ付、右からうと堰之義茂国役御普請奉願上度奉存候間、御立合御見分ニ相成候ハ、国役御普請所ニ相成候様偏ニ奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、困窮之村々一同相助難有仕合ニ奉存候、以上天保十五年辰七月

駿東郡御宿村
百姓代 仁右衛門
組頭 五郎右衛門
名主 彦兵衛
名主 呎右衛門
松長
御役所

つまりこの時、国役普請は井組全体として願い出たものと、御宿村が中心となり「からうと堰」の国役普請を願い出たものの二つが並列していた。というよりも、井組全体に関わる水門から新川にいたる国役普請に便乗して、国役普請願書を提出したといえよう。

「からうと堰」は、御宿新堰ともいわれ、寛文の開削直後につくられた堰であり、黄瀬川の新川落とし口のすぐ下流右岸にある。また、寛政九年（一七九七）の『駿河国駿東郡御宿村明細差出帳』によると、「同新堰、是ハ百二十拾七年以前子年（寛文二年）箱根水取申候黄瀬川の内、からうと堰人足ハ御宿村・上ヶ田村・金沢村・葛山村・千福村五ヶ村用水掛合ニ而自普請ニ仕候」とあり、五ヶ村が自普請で維持管理していた。

この国役普請願いは、すぐには実行されず、勘定奉行への願書提出がされたのは弘化三年（一八四六）になってからである。⁽²⁴⁾この時、久根村名主跡右衛門と公文名村新太郎の両名が出府しているが『湖水御普請願惣代江戸出勤務書⁽²⁵⁾』にはその時の様子が詳しく述べられている。

跡右衛門・新太郎の両名は、江戸で稻葉氏・内藤氏・酒井氏・安藤氏・山岡氏など旗本の屋敷を頻繁に訪れ、稻葉氏用人桑原紋右衛門を通じ、勘定奉行用人石川長蔵と接触し、願書とともに絵図面の提出が必要であるとの示唆を受け絵図面を作成したり、大久保家（小田原藩）にも相談をし、勘定奉行所への願書の提出に尽力している。

また、「天保度計小田原様ニ御取計被成候与被申候、文政度之義ハ水野様ニ御取計被成候様被仰候」とあり、文政の国役普請の請願運動が沼津藩が中心となり、天保・

弘化の国役普請は、小田原藩が中心に行っていることがわかる。さらに、「是迄御普請^与ても御両家御役中之時節故、御進達も手輕相済、此度^ニ至り候前、能キ手続証古ヶ間敷書類之義ハ一切無之様被仰候」とあり、国役普請の達成には、小田原藩と沼津藩の働きかけが重要であったことがわかる。

ここで注意したいのは、「御両家御役中之時節」のため「御進達も手輕相済」んだというところである。初めての国役普請（天明二年）が行われたのは、水野氏が沼津に入封後であり、当時の水野忠友は、田沼政権のもと、飛ぶ鳥を落

とす勢いで側用人から天明元年に老中格に、天明五年には老中となっている。また、文政および天保二年・四年の国役普請の時には、水野忠成が老中首座であった。また小田原藩大久保氏も、大久保忠真が文政元年から老中に、天保六年には老中首座となつており、国役普請の実現には水野氏と大久保氏の権力があつて実現したと考えられる。

これと対象的なのが「かるうと堰」の国役普請願いである。嘉永三年（一八五〇）の御宿村から松永陣屋（荻野山中藩）に出された御普請願書には、先の国役普請の時に普請役の見分を受けて、当然願いが通ると思っていたところ、「御断^ニ相成、一同當惑難渡仕」という状況になり、願いは聞き届けられなかつたことがわかる。つまり、天保・弘

化の国役普請から「かるうと堰」は除外されているのである。また、小田原藩と沼津藩の用水係役人立ち会いのもと行われた見分において、「かるうと堰用水路之義ハ、是迄御国役御普請所^ニ無之」と言わており、今まで国役普請が行われた湖水門（新川ではない）というのが理由の一つではあるが、天明の国役普請の時には、湖水門（新川以外の堰・用水路も範囲に含まれているので、「かるうと堰」懸りの五ヶ村が、小田原藩領および沼津藩領でなかつたことと無関係ではないだろう。

おわりに

国役普請が実行されるまでの過程は、まず藩や旗本の領主に願書が提出され、役人によって普請場所の見分が行われる。この時に目論見帳が作成され、国役普請願書および目論見帳、絵図面が勘定奉行所に提出される。そして、この絵図面や目論見帳をもとに勘定所普請役が見分を行い、国役普請を行ふか否かが決定される。この国役普請願い運動は数年に及ぶことが一般的であり、この間、井組惣代および名主たちは、藩の役所や江戸の領主の屋敷などへ何度も名主たちは、藩の役所や江戸の領主の屋敷などへ何度もなく通い、多大な労力と費用を費やして国役普請の実現を成功させている。

しかし、国役普請の実現には、領主側の協力は無視できない。用水の維持——領民の生産の保証は、領主の義務であり、御普請は領主の仕事の一つと言える。しかし、領主が個別に対応できる範囲を越えた、多大な費用がかかる御普請は、領主にとっても大きな問題であり、大規模な普請が必要であつたならば、国役普請の実現に領主が協力的であったのは当然である。

深良用水の国役普請は、沼津藩水野氏および小田原藩大久保氏の老中としての働きかけで実現した可能性が高く、「かろうと堰」の国役普請願いが却下されたのは、「かろうと堰」を管理する村々に、沼津藩と小田原藩の領地がなかつたことが影響していると思われる。国役普請の要求は、領民と領主が一体となつて実現が可能となるのである。

註

- (1) 貞享五年に牧堰用水懸りの一五ヶ村が離脱、宝永四年に本宿村が離脱し、二九ヶ村となる。(柴雅房氏「近世における箱根用水の井組について」『裾野市史研究』第二号)
- (2) 註(1) 柴論文
- (3) 『裾野市史第6巻資料編深良用水』史料番号一八一
- (4) 井組については、註(1) 柴論文、菊池邦彦氏「水

配人と水利秩序の成立——駿州深良用水における——『裾野市史研究第3号』を参考とした。

(5) 註(3) 史料番号一八五

(6) 『深良用水の沿革』第5章 用水の国役普請 を参考にした。尚、『深良用水の沿革』では、文政一四年と弘化三年の国役普請の記載がない。

(7) 註(3) 史料番号一八九

(8) 註(3) 史料番号一九〇

(9) 註(3) 史料番号一九一

(10) 註(3) 史料番号一九二

(11) 註(3) 史料番号一九三

(12) 註(3) 史料番号一九五

(13) 註(3) 史料番号一九七

(14) 註(3) 史料番号二〇七 『深良用水の沿革』には、

この出来形帳が載っている。

(15) 註(3) 史料番号一〇三

(16) 註(3) 史料番号二〇五、二〇六

(17) 註(3) 史料番号二〇四

(18) 註(3) 史料番号二〇九

(19) 註(3) 史料番号二二五

(20) 註(3) 史料番号二二七、二二一、天保三年の国役

普請では、普請費用・人足賃を用立てるため、井組二

九ヶ村が代官江川太郎左衛門から合計金三九三両余りを借用している。

- (21) 註(3) 史料番号二二六
- (22) 註(3) 史料番号二二九
- (23) 註(3) 史料番号二〇二
- (24) 註(3) 史料番号二三三
- (25) 註(3) 史料番号二三三
- (26) 『藩史大辞典』第2巻関東編（小田原藩）・第4巻中
部編II東海（沼津藩）
- (27) 註(3) 史料番号二三八
(いぐち としやす・加藤学園暁秀高等学校教諭)

裾野地域における明治十年代の思想潮流

——湯山半七郎を軸として——

岩 崎 信 夫

はじめに

一 その後の湯山半七郎

一 明治二、三十年代大社教での活動

二 明治二十三年の大社教名簿について

(一) 名簿の意味

(二) 名簿の分析

(1) 地域分布

(2) 職階分布

(3) 階層分析

三 尚義会同盟簿について

四 榛野地域の自由民権運動

(一) 岳南自由党

(二) 愛郷社の設立と解体

結びにかえて

一 貧民党の蜂起に関説して

はじめに

湯山半七郎が、明治七、八年頃、神道教導職として精力的に活動したことは、すでに論じたことがある。その際、半七郎は、その時期に展開した平田国学に基づく神学的尊皇的な文明開化の思想を、それ以後も生涯にわたって持ち続けたであろうことを仮説的に提示した。¹⁾

小稿は、まず右の仮説を補強する。ついで、そうした半七郎の思想が拠つて立った、地域的・社会的基盤を探る。しかし、そのことは必然的に、この地域の明治十年代のイデオロギー状況に切り込むことを余儀なくさせるので、併せてこの難問にも挑むことになる。要するに小稿は、半七郎の思想的活動の地域的・社会的基盤を探ることを通じて、裾野地域の思想潮流にも迫りたいと考えているのである。

一 その後の湯山半七郎

一 明治二、三十年代大社教での活動

まず湯山半七郎の、平田国学の信奉者としての、その後の活動について触れておきたい。

湯山半七郎は、明治二十年代から三十年代にかけて、神道大社教の教導職として、次のように昇級を重ねる。

二十四年四月一日 大講義に昇級

二十四年五月二十五日 権少教正に昇級

二十四年八月十五日 少教正に昇級

二十六年五月二十日 権中教正に昇級

三十三年五月二十日 中教正に昇級⁽²⁾

更に四十三年には、大社教教導職の最高位につぐ権大教正に就いていることが知られる。⁽³⁾

明治三十三年と言えば、半七郎七十歳、翌年には古稀の祝宴を催しているのであり、四十三年と言えば、すでに八十歳である。半七郎は、六十歳代以降の晩年に於いても、

明らかに神道大社教にあって活動を続けているのである。

しかも、その活動振りは、駿東郡副主事（二十四年二月七日任命）や、静岡分院会計取締（同年七月二十九日任命）を歴任し、又、明治二十四年、静岡分院長に子爵細川利永を迎えるに当たっては、その枢機に参画するなど、大社教

の駿東地方の重鎮として、職責を果たしていることが窺われる所以である。二十年代から三十年代にかけての累進は、単なる加齢による名譽職的なものではなく、こうした実績があつたからであろうと思われる。又、後年の権大教正は、いわば最高幹部の地位であり、これまた何らかの活動の裏打ちなしに与えられたとは考えにくいのである。

それでは神道大社教とは何か。それは直接的には明治十五年、明治政府が「國家の祭祀」と「宗教」としての神道体とを分離する政策に踏み切った時に成立した。この政策は、全国の神社及び神官をして、伊勢神宮を頂点とする神社体系を構成せしめ、それらを天照大神をはじめとする「天皇制の正統神話」を支える神々及び現人神としての天皇を、国家として祀るところの「國家の祭祀」のための機構としてようとする政策であり、これは一般に国家神道及至神社神道と呼ばれる体制の創出を意味している。⁽⁵⁾

この方針に伴い、従来神社と一体であった宗教組織⁶⁾教会は神社から切り離され、教派神道として独立することになり、形式上は、仏教やキリスト教と同列の一般宗教に位置づけられることとなつた。そして明治十五年五月には、神道神宮派、同大社派、同扶桑派、同实行派、同大成派、同神習派の計六派の「別派特立」が公認された。⁽⁶⁾

神道大社教はこうして、出雲大社宮司大教正千家尊福が

出雲大社の宮司の職を辞し、大教正千家尊福として管長に就任し、從来の出雲大社敬神講を基盤に、大国主神を主祭神とする宗教団体として成立したのである。⁽⁷⁾

しかしながら、大社教の成立の事情は右の一般的な説明で尽きるわけではない。その教理的側面に注目すると、そこに特殊な事情があつたと考えられるのである。この間の事情を原武史、中島三千男両氏の所説に拠つてみると次のように要約できよう。

本居宣長に始まる復古神道の流れの中で、平田篤胤は宣長が晩年に注目した顕幽論を継承しつゝ、それを独自に展開した。即ち、篤胤は「人は生前は『顕』」を支配する天皇の下にあるが、死後靈魂は『幽冥』界へ赴き、大国主神による支配を永久に受ける」、そしてそれは「天皇といえども例外ではない」とする。更に「人は死後、大国主神の前で生前の行為が洗いざらい明るみに出され、靈魂の善惡が審判される」ともした。こうして篤胤は、天照大神及びその支配する「顕」を中心と記紀神話や宣長神学を乗り越え、「須佐之男命及びその子神である大国主神の系統を重視する『地』（『幽』）中心、〈出雲〉中心の神学を樹立した」。しかし、又それ故こうした篤胤神學は篤胤門の内からも外からも、強い疑問や反発を受けることになった。⁽⁸⁾なぜなら大国主神を「幽」の主宰神とする右の篤胤神學は押

し詰めて行けば、天照大神—天皇を大国主神より下位にいたしめる可能性を秘めているからである。

しかし、そうした反発や攻撃にもかかわらず篤胤の右の神學は、六人部是香（寛政十・一七九八—文久三・一八六年）—矢野玄道（文政六・一八二三—明治二十・一八七年）—千家尊福（弘化一・一八四五—大正七・一九一八年）と継承されて來た。⁽⁹⁾ そうしてこの立場から、千家尊福は明治政府に対し、出雲大社及び大国主神の尊重を主張し続けるのであるが、中でも明治十三年、神道事務局の祭神に從來の造化三神（天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神）と天照大神に加えて大国主神を祭ることを主張したことをめぐり、いわゆる祭神論争と呼ばれる激しい論争を引き起こした。この時尊福は、

此土に生を稟る者は大地官とます大国主大神の恩頼に因るにあらざれば天神の高徳をも蒙る能はざる所以を明かにして天神を敬崇するにも先地恩の切なるを感銘欽謝すべし

と主張し、天照大神より大国主神をまず崇敬すべきだとした。又それ故、天照大神を第一に考える、いわゆる「伊勢派」と呼ばれる人々から強い反発を受けたのである。當時、内務省社寺局に対し、十三万人を超える人々が、合祀にして投書を寄せたという。⁽¹⁰⁾

この祭神論争は折からの自由民権運動の高揚の中で、皇威を損なう動きの一環として政府に深刻に把握され、結局政府は明治十四年二月、神道事務局神殿では「宮中ニ被斎祭所ノ神靈遙拝奉仕可致事」とし、その「宮中ニ被斎祭所ノ神靈、天神地祇 賢所 歴代皇靈」とする勅裁を得て、大国主神の合祀を退けたのである。と同時に政府は、この間の経験を内的な契機として、先述した国家神道への道に踏み切るのである。それはつまり、天照大神－天皇に対する崇敬を、宗教から切り離すことで、こうした宗教論争の外に置くと共に他方では、大社教を含め、一般宗教をそうした天照大神－天皇の先駆的な崇拜の論理、つまり国家神道の論理の枠の中に封じこめようとするものであった。

こうして、出雲大社教の成立は、国家神道成立の結果ではなく、むしろその天照大神優位を覆す恐れのある独自の教理の故に、逆に国家神道の形成を促し、自らはその枠の中の一宗教団体に位置づけられ終わつたということを意味する。もとより宗教であるからといって国家神道の論理の枠を越えることは許されない。この流れの中で尊福は顕幽論を維持しつつも、その中味は、「転向」と評される程に変わつてゆく。即ち原武史氏は、明治二十二－三年の尊福の『国廻真桂』を検討して、その変化を次のように述べる。
大国主神が「幽事を掌」るようになつたのは「治國の大

權を捨てても猶皇基の鞏固ならんことを希望」し、「守護せん」としたためとされ、「幽」はただひたすら「顯」に従属するにすぎなくなつてゐるからである。⁽¹³⁾ さて、大社教の成立、展開を右のように把握できるとすれば、明治二十年代以降、湯山半七郎が大社教に於いて盛んな活動を示したということは、どのように考えればよいであろうか。

まず第一に注目すべきことは、千家尊福及びその指導する神道大社教の流れは、平田神学の内の大国主神を幽界の主宰者とする顕幽分界論の、明治期における正統的な継承者であることである。一方半七郎は明治七、八年頃の教導職時代に、右の顕幽分界論をその教説の重要な柱としていたことは拙稿で分析した通りである。⁽¹⁴⁾ とすれば半七郎が二十年代以降大社教の教導職として重要な活動をしたことは、半七郎が明治七、八年頃の教導職時代に展開した、平田国学に基づく自らの思想の少なくともその核心部分を、その生涯にわたつて保持したことと示してゐると考えられよう。

第二に注目したいことは、大社教が、平田神学の顕幽分界論の正系であるとしても、大国主神と天照大神（天皇）との関係如何については、明治十年代に右に見た如く大社教内部に於いても変動があつたことである。とすれば、半七郎はこの間の変動について、どのように考え、どのよう

に対処してきたのであらうか。そしてそのことは明治二十
年代以降の行動とどのように関わっているのであらうか。

この点については今直ちに明確な解答を出すことができ
ない。半七郎の資料の中に解答を直接示し得るもの私は
未だ見出していないからである。しかし、前稿でも述べた
如く、明治七、八年頃半七郎は一方で顯幽分界を強調しつ
つ、他方では造化三神の思召も強調し、それと関連させつ
つ、顯界の支配者としての天照大神（天皇）への忠誠を、
それに劣らず強調していたのであり、論理的な徹底性はと
もかく、顯幽の分界を強調することで自らバランスはとれ
ていたのである。この時期の半七郎の言説から、直ちに、
戦闘的な大国主神優位論者の姿を見ることは難しいよう
に思われる。とすれば、速断は避けねばならないが、二十年
代以降の大社教が天照大神の優位を認めつつも、尚かつ大
国主神の尊重を説くようになったことは、一種のバランス
の立場と見ることができるのであり、もし半七郎が、かつ
てのバランスの取れた考え方を抱き続けていたとすれば、半
七郎にとって、より受け入れ易い状態になつたということ
であるかも知れない。しかし、果たしてそう言つて良いか
どうかは未だ検討の余地がある。その点で殊に明治十代
の思想的立場についての、半七郎自身の陳述史料の発見が
待たれるのである。

さし当たりここでは、本章の目的に關して、平田系神學
に基づいて、明治七、八年頃展開した基本思想（幽界の主
宰者としての大國主神の強調）は、少なくとも保持された
と断言することで満足し、次の目標である、そうした半七
郎の思想の社会的、地域的基盤の問題に目を轉じよう。こ
の問題は明治十年代の思想潮流への切り込みを余儀なくさ
せるので、それを論じた上で右の半七郎の十代の思想的
立場についても、第四章(3)の中間的総括の中で間接的なが
ら一応の見通しを示すことにしたい。

二 明治二十三年の大社教名簿について

(一) 名簿の意味

湯山半七郎の書き遺した資料中に「明治式拾三卯年三月
神道大社教達書其他控」の表題のある冊子があり、その中に、

〔神道大社教々導職 明治式拾三年式月現在

駿東郡教職名簿

と題された名簿がある。そこには百八十五名の神道大社教
の教導職の名が載つてゐる。

すでに前章で述べたように、明治二十三年と言えば、大
社教にとって十代の激しい祭神論争を経て、信仰集団と
しての出発をなしつつある時期であり、その指導者、千家

尊福自身の思想的スタンスが大きく変わりつつある時期に当たっている。換言すれば、信仰集団としての苦闘を経過し、一定の方向を見出しつつある時期であるとも言えよう。

一方、大社教教導職とは同冊子中の「決議書」の第八条に、「正副主事ハ区内教導職協賛員ヲ獎励シ少クモ毎月一回教義ヲ研究スヘシ」とあるところから考えても、大社教の教義を研究、理解しつつ、布教に当たる、教團指導者中のいわば第一線の活動部隊であると考えられるのであってみれば、右に述べたような教團の歴史や教説について、最も敏感なアンテナを保持していくべき集団である。實際、この「名簿」を綴じこんでいる右冊子の冒頭に、明治二十三年四月二十日付の大社教本院よりの次のような告示を半七郎は載せている。

大社教ノ教旨ハ永久変更スヘカラサルハ勿論ニシテ益之ヲ講明拡張スヘント雖トモ時勢ノ推移スルニ応シテ時弊ヲ矯正シ建国以来ノ国風ヲ維持セサルヘカラス。故ニ現

今ノ急務ハ國土經營ノ神業ニ神習ヒ益富國ノ事業ヲ獎励シ忠実ナル氣風ヲ振起セサルヘカラサルナリ。仍テ別紙ノ主旨ヲ講明シ教化ノ実効ヲ奏スル事最忽ニスヘカラス。冒頭「大社教ノ教旨ハ永久変更スヘカラサルハ勿論ニシテ」と述べて教説の不变を宣言しつつも、他方で「時勢ノ推移スルニ応シテ」と承けて、「時勢」の変化を想起せしめつ

つ、実践の指針としては「富國ノ事業」に邁進すること、それを通じて「忠実ナル氣風」を喚起することを求めているのである。

冒頭で敢えて教説の不变を強調しているところに、正にその点で教團内に一定の問題があつたろうことを推測させるのであるが、それと共に、ここにはすでに、祭神論争で見られたような、教理的な論争を挑む意思のないこと、それは一応決着したものとして、むしろ「國土經營ノ神業」といった、旧くからある大國主神のイメージに依拠して教團の發展を図ろうとする意図が読み取れるようと思われる。

それは明らかに前章で述べたような経過を踏まえて言われていると思われる。正に教導職とは、こうした教團の苦惱と意志とを、まず訴えるべき対象であり、一方、教導職の側もそれに応ずるだけの敏感さを持ち合わせていたのではなかろうか。

かくて百八十五名の教導職は、その全て、とは勿論言えないまでも、基本的には右ののような自覺的な集団と考えられるのであり、半七郎もその一員なのである。つまりここには、平田系思想家としての半七郎と、その仲間が結集していると見ることができる。従つて又、この集団の分析によつて、半七郎の思想の社会的、地域的基盤がある程度解明できるのではなかろうか。

(二) 名簿の分析

さて、右の百八十五名の名簿は、その各々について「職名」「旧村名」「姓名」の順に記載してあるのであるが、百八十五名を半七郎がいかなる基準で並べたのかは良く分からぬ。職階（教導職の階級）によるのでもないし、村毎でもない。又、名前を例えればイロハ順に、というようなことでもない。そこで専ら分析のための必要という観点から、村毎（基本的には旧藩制村）に北から南に下る形で並べたのが表Ⅰである。

(1) 地域分布

まず表Ⅰを用いて、大社教教導職の明治二十三年時点での地域的分布を見てみると、次のように特徴づけることができよう。

①北は大御神から南は江浦迄、駿東郡のほぼ全域に分布している。

②その中では、沼津町より西側（根方街道沿いの村々も含め）が極く少ない。

③一方、最も多いのは沼津町で、三十七名を数える。その中には、本名簿中の最高位である荻生方泰も含まれる。村々

に比して人々が多かったことも一因であろうが、かつて明治八年五月の大教院廃止後は、沼津に第一大区中神道支局の設置が議されていたことを想起すれば、駿東地方の拠点

として、伝統的な脈続があつたのかも知れない。⁽¹⁵⁾

総じて大社教が駿東地方の町や村々に広範囲に広がったことは確認できよう。では現裾野市域については、その分布状況はどのようにであったろうか。そこで現裾野市に属する村々を集計してみたのが表Ⅱである。（尚、この表の等級に関する参考資料部分については(3)で取り扱う。）

これによれば、現裾野市を構成する藩制村（大字）二十四ヶ村の内、十五ヶ村に分布が見られる。総計五十五名で、郡全体、つまり百八十五名の二九・七%、約三割である。その内では佐野、茶畑、今里が多い。

(2) 職階分布

百八十五名を大社教の職階によってみるとどうであろうか。表Ⅰから職階による分布を集計したのが表Ⅲである。特徴として考えられる点を挙げてみよう。

①駿東地方の最高位は少教正であり、沼津本町の荻生方泰一人である。荻生は又、駿東郡副主事を務めている。

②それに次ぐ地位にあるのは権少教正で、須山村の渡辺隼雄と佐野村の岩崎佐十郎の二人である。そして前者は駿東郡主事であり、後者は同副主事である。

③ここでいう主事、副主事とは、「教務取締ノ為メ分院教會所未設ノ地方ニ限り一郡又ハ一市ヲ以テ一区ト定メ毎区ニ正副主事ヲ置⁽¹⁶⁾」ことにより設けられたものと思われる。

表一 明治二十三年神道大社教導職名簿（村別）

姓 名		(町) 村 名		職 階	
天野利三郎	大御神	石原平四郎	用沢	試補	訓導
山崎与四郎		遠藤伍郎			
尾崎嘉六郎		湯山久三郎			
岩田菊松	小山	菅沼			
芹沢優貞		用沢			
土屋泉河記					
杉山文一郎	古沢	吉沢			
尾崎嘉六郎	古沢	吉沢			
田代高次郎	大湖田				
田代金太郎					
杉山源太郎					
瀬戸又高	高根				
杉山儀十郎	柴怒田				
原田五郎作	原山				
原田大五郎	原山				
村上善十郎	原山				
鮎沢元九郎	仁杉				
渡辺彦助	清原				
岸沢昌五郎	新田				
川合吉吉					
高田秀右衛門					
伴野佐吉					
福島甚四郎					
江藤虎之助					
岸沢昌五郎					
鈴木房五郎					
勝又源蔵					
新橋	永塚	茱萸沢	穗		
新橋					
訓練導	試補	試補	権訓導	権訓導	訓導
三好元精	岩崎佐十郎	大庭慎平五郎	松井謙治	勝又長次郎	坂田佐七郎
佐野	佐野	佐野	佐野	佐野	佐野
少講義	少講義	少講義	少講義	少講義	少講義
伊藤成平	伊藤成平	中野半平	中野照房	佐野新六郎	佐野佐次郎
沼津新町内	沼津新町内	沼津上本町	沼津上本町	沼津上本町	沼津上本町
権中講義	権中講義	試補	少講義	少講義	少講義

内田茂重郎	磯部銀内	内田甚平	野木惣三郎	野木平元	野木三平	野木常五郎	野木彦八	勝又彦八	勝又彦五郎	勝又喜一郎	勝又喜平	勝又喜吉	井上文作	井上長吉	井上嘉代治	井上喜代治	鈴木倉三郎	鈴木太一郎	高杉太一郎	梶茂作	梶茂作	梶茂作	梶茂作	新橋	新橋	新橋	新橋			
沼田	沼田	萩原	萩原	萩原	萩原	萩原	萩原	萩原	萩原	印野	印野	印野	印野	印野	印野	印野	二枚橋	東田中	東田中	東田中	東田中	東田中	東山新田	東山新田	東山新田	新橋				
訓導	訓導	少講義	権訓導	試補	試補	試補	試補	試補	試補	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	試補	試補	試補	試補	試補	試補	訓導	少講義	権訓導	試補				
山口弥次郎	山口弥三郎	服部大八	服部源四郎	服部栄次郎	市川良八	柏木甚蔵	清水甚平	清水甚平	加藤彦三郎	山本佐十郎	柏木瀧吉郎	柏木瀧吉郎	芹沢伊右衛門	高田市五郎	市川新八郎	水口伝平	柏木彥八	服部久五郎	富岡伊三郎	星野徳三郎	古谷精一郎	三好季次	杉山角平	中西庄吉	徳田文五郎	高島民吉	関与平	渡辺弥七		
一色	平松新田	平松新田	平松新田	平松新田	茶畑	茶畑	茶畑	茶畑	久根	伊豆島田	富沢	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎	佐野伊三郎										
訓導	少講義	権訓導	権訓導	試補	試補	試補	試補	試補	試補	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導	権訓導			
柏木甚藏	柏木甚経	柏木正治	柏木平治	柏木謙治	湯山半七郎	荻生方泰	岩崎佐十郎	岩崎佐十郎	岩崎佐十郎	岩崎佐十郎	森文雄	大野直七	大野直七	大野直七	大野直七	大野直七	成川長右衛門	成川長右衛門	成川長右衛門	成川長右衛門	高島民吉									
		茶畑	久根	深良													日守(上香貫村)													
		協賛員	協賛員	協賛員	同断	同副主事	駿東郡主事	駿東郡主事	駿東郡主事	権訓導	少講義	権訓導	少講義	権訓導	少講義	権訓導	少講義	権訓導	少講義	権訓導	試補	試補	試補	試補						

〈表 II〉 各村名簿搭載者数及び等級内訳

M. 22. 3. 1 以降	M. 23. 10 以降	所属藩制村	名簿搭 載者数	等級判 明者数	等 級 内 訳
小 泉 村	小 泉 村	富沢村	2	1	②×1
		佐野村	9	7	①×4 ②×1 ③×1 ⑥×1
		水窪村	0	—	
		伊豆島田村	2	0	
		二ッ屋新田	0	—	
		石脇村	2	2	①×2
	泉 村	麦塚村	0	—	
		平松新田	5	3	①×1 ②×1 ③×1
		茶畠村	12	8	②×1 ⑤×1 ⑧×2 ⑪×3 ⑫×1
		公文名村	2	1	③×1
深 浪 村	深良村 (M. 24. 6) 改称	稻荷村	0	—	
		久根村	2	1	①×1
富 岡 村	富 岡 村	深良村	3	註 例えば②×1は2等級が一名いることを示す。	
		岩波村	1		
		御宿村	2		
		大畠村	0		
		定輪寺村	0		
		千福村	1		
		上ヶ田村	0		
	村	葛山村	0		
		金沢村	0		
	須山 村	今里村	6		
		下和田村	1		

(表III) 職階別分布

合 計	問 い 合 わ せ 中	職 階										人 数	主 な 人 物	
		試 教 訓 教 訓	權 教 訓 教 訓	少 教 講 義	權 教 訓 教 訓	少 教 講 義	權 教 訓 教 訓	少 教 講 義	權 教 訓 教 訓	少 教 講 義	權 教 訓 教 訓			
185	1	41	55	36	24	12	8	2	1	2	1	0	0	0
		柏木灌十郎・清水寛良	水口伝平・服部大八・三好元精	湯山半七郎	足助春山・勝又伝四郎	渡辺隼雄・岩崎佐十郎	荻生方泰							

つまり駿東郡には未だ大社教の分院或いは教会所が無かつたために置かれたと考えられるのであるが、それは教導職及び協賛員の公選によって選ばれ「教務取締」全般に任じ、又教導職を督励して教義研究に当たるなど、分院や教会所に代わって布教全般に責任を負う地域の最高幹部であった。この時期の駿東郡には、主事が一人、副主事が三人おり、副主事の残る一人は権大講義湯山半七郎である。

④ そうしてみれば、渡辺隼雄、荻生方泰、岩崎佐十郎、湯山半七郎の四名が駿東郡の最高幹部とみられ、その内三名迄は裾野地域の人々である。この裾野地域の比重は、幹部の範囲を表IIIによつて、半七郎、つまり権大講義以上と限つた場合でも変わらない。その場合は大講義の足助春山と勝又伝四郎が加わるのであるが、前者は沼津浅間町の人であり、後者は久根村の人であつて、やはり裾野地域の人々が幹部六名中四名迄を占めるのである。しかもこの渡辺、岩崎、湯山半七郎の三名は、様々の点で相互に強い関係を取り結んでいる。⁽¹⁷⁾

とすれば、湯山半七郎の思想的當為を支えた地域的、社会的基盤を考える場合、それはひとまず裾野地域自体にその土壤があつたろうこと、そうしてそれは右の三人の深い関係と無縁ではなかろうということ、こうしたことを一応の手掛かりとして想定してよいようと思われる。

⑤職階の内、圧倒的に多いのは権少講義以下であり、これから試補まで百五十六名、全体の八四%余を占める。権訓導、試補だけでも九十六人で五一%余り、つまり過半数を占める。要するに下位の者が圧倒的に多いのである。

以上、(1)、(2)で述べたことを中間的に小括してみよう。

そうすると、教導職は駿東郡全域に分布しており、裾野地域にのみ多いとは必ずしも言えない、しかし、その指導層に注目すると、裾野地域の出身者の比重は極めて大きい、そしてそのいずれもが半七郎とは盟友とも言つてよい関係にあり、半七郎の思想的當為の第一次的母集団はこの辺にあると目されると総括できよう。そこで次に焦点を裾野地域にしほって、この地域で教導職がどのような社会的階層の人々なのかを検討してみたい。階層によって思想が決まるわけではないことは勿論であるが、何らかの意味をそこから見出すことは可能であると考えられるからである。

(3) 階層分析

ここに「明治廿二年度地方税等級課額 駿東郡小泉村」と題する資料がある。¹⁸これは地方税の賦課台帳というべく、小泉村の総戸数を六百三十二戸とし、一戸当たり三十五銭賦課するとして、総額二百三十円八十五銭を課すこととした上で、藩制村毎に一等から四等乃至十四等迄に各戸の等級を決め、各戸に負担額を割り振った帳簿である。例

一等………八名
二等………四名
三等………三名

えば、四等級に分けた石脇村では一等には八十銭を賦課し（六戸）、四等には十九銭八厘（一戸）を課した。又、十四等級に分けた茶畠村では一等（一戸）には三円三十二銭二厘を課し、十四等（十五戸）には九銭を課している。各村の負担額は三十五銭×戸数で決まっているのであるが、それを各村では村内の戸毎に等級を決めて各戸に割り振っているのである。この等級は旧高などを参考にして決めたと言われるが、必ずしも実態は明らかではない。¹⁹けれども少なくとも村内での相対的地位、各戸に対する村内での一応の客観的評価、格付けといったものは、この等級により知ることができよう。この資料を二十三年の名簿分析に使うことは年代の近いことからみて許されよう。

小泉村を構成する旧村（藩制村）ごとに大社教教導職名簿搭載者の数を集計したのが表Ⅱであるが、その備考欄には搭載者の内、右の「地方税等級課額」台帳により等級の判明した者の数と、その等級ごとの人数が記してある。²⁰

これによつてみると、小泉村には、三十六人の教導職があり、その内二十三名の等級が判明する。その等級ごとの数を合計してみると次のようになる。

四〃 ○

五〃 一名

六〃 一名

七〃 ○

八〃 一名

.....

十一〃 三名

十二〃 一名

もとより、先述したように等級は村毎に決めるのであり、同じ等級でも課税額は村によって異なる。先程の例で言えば、同じ一等でも八十銭と三円余りという具合であり、四等では十九銭余りと九十銭という具合である。従って等級の合計は殆ど意味がないとも言えそうであるが、右の集計にのみ限ればそうとも言えないと思われる。つまり、一等から三等までが圧倒的に多いのであり、判明者二十三名中の十五名、殆ど三分の二を占める。その内三等の三名をとっても、佐野では五十六銭一厘で百三十三戸中上位二十九戸内であり、平松新田では五十三銭二厘で二十八戸中上位八戸内であり、公文名では五十五銭で七十五戸中上位十六戸内である。これにより、一応村内上層部を主たる構成者として

いるという見通しを持つことは許されるのではなかろうか。今少しこの点を裾野地域全体に広げて補強してみよう。各村の教導職の氏名を具体的に見てみると、教導職を出している各村では、その内一人位づつは、その村での有力者（地主であつたり、代々の名主、戸長の家であつたりという点で）と目される人物がいるのである。即ち、

佐野村

岩崎佐十郎（権少教正）

伊豆島田村

水口伝平（権少講義）

石脇村

服部大八（少講義）

平松新田

大庭慎平（少講義）

茶畠村

芹沢伊三郎（権少講義）

久根村

勝又伝四郎（大講義）

深良村

松井謙次（権少講義）

岩波村

井上長吉（少講義）

御宿村

湯山半七郎（権大講義）

須山村

渡辺隼雄（権少教正）

いずれもそれぞれの村で影響力のあつたと思われる人々（名望家）である。しかも渡辺隼雄、岩崎佐十郎、湯山半七郎、勝又伝四郎という、先に触れた最高幹部を除くと全て権少講義乃至少講義であつて、教導職の駿東における階層としては、最高幹部に次ぐ中堅層を構成している。これ

は偶然というよりは、少なくとも裾野地域の大社教は、地主・豪農層乃至名望家層を、その指導層に結集した集団であることを示しているのではないかろうか。

他方、等級の判明した者内には、十一等とか十二等といふ者もいるのであるが、それは判明者全体からみてごく少ない（計三名）ばかりでなく、個別に見ると茶畠の鈴木直枝・清水寛良（以上十一等）、清水弥平（十二等）である。その内、鈴木直枝は士族出身の教員であり、清水寛良は神官である。してみれば元々イデオロギーとして参加しているふしが強いのである。

かくて、裾野地域大社教は村内上層部、村内名望家層を中心とした基盤として成立していることは、推断してよいと思われる。一方(1)(2)の中間的小括の如く、半七郎の思想の第一次的母集団は、裾野地域の大社教集団にあつたと思われるのであるが、その母集団は、従つて右の(3)の分析によつて各村（旧村¹¹藩制村）の伝統的指導層（つまり、名主・戸長等を歴任し、経済的には豪農的乃至地主的經營を行つてゐる）であることになる。事実半七郎自身、及び盟友渡辺隼雄も岩崎佐十郎もその一人であつた。

そうして少なくともこの三人は明治二年あい次いで氣吹舎門に入門しており、かつ明治七、八年の教育部省教導職時代の神道派の活動家である。ではここから、要するに裾野

地域の豪農、地主層の相当部分は、維新期以降平田派神道の下に結集したのであり、半七郎もそうした土壤の上で生涯を全うしたのだと見通してよいであろうか。

確かに明治二十三年の名簿の分析をもとに、時代を遡らせば一応このような見通しが立てられよう。しかし、実情はもう少し激しく、複雑であるように思われる。その点を解明するためには、明治十年代のイデオロギー状況と対照することがどうしても必要となる。そこで以下、小稿の目的の第三点である、十年代のイデオロギー状況に踏み込んでみることにしたい。

三 尚義会同盟簿について

佐野村岩崎佐十郎が遺した資料に「尚義會同盟簿」と表題のある名簿がある。⁽²⁾そこには次に掲げる三十二名の署名がある。

岩崎佐十郎（佐野・権少教正）○

湯山平次郎

湯山 詮

水口 傳平

勝亦傳四郎

（伊豆島田・権少講義）○

勝亦弥平治

松井 謙治	(深良・権少講義) ○
服部 大八	(平松新田・少講義)
服部 源四郎	(平松新田・権訓導)
柏木 龍十郎	(茶畑・権少講義)
上杉 藤三郎	(茶畑・権少講義)
三好 元精	(佐野・少講義) ○
渡邊 隼雄	(須山・権少教正) ○
渡邊 秀敷	(茶畑・権少講義)
上杉 貞治	(茶畑・権少講義)
菅沼 佐太郎	(茶畑・権少講義)
鈴木 直枝	(茶畑・権少講義)
勝俣 佳市郎	(茶畑・権少講義)
三ツ石 弥七郎	(茶畑・権少講義)
梶 董藏	(茶畑・訓導)
柏木 甚蔵	(茶畑・権少講義) ○
芹沢 伊三郎	(茶畑・権少講義)
芹澤 孝三	(茶畑・権少講義)
神尾 長鏡	(茶畑・権少講義)
米山 藤三郎	(茶畑・権少講義)
岩崎 元功	(茶畑・権少講義)
清水 寛良	(茶畑・権少講義)
市川 新八郎	(公文名・訓導)

この三十三名の内十五名は、先に検討した大社教導職名簿に載っている。() 内はその時の職階と所属村である。これを見れば、尚義会と大社教導職との間には、かなりの相関があるらしいことが一見して読み取れよう。ことに大社教導職の有力者として先に挙げた人々(○印)は殆どがこの尚義会名簿に名を連ねていることは注目される。しかししながら、一方湯山半七郎の名がないことも注意を引くのである。それは何か事情があるのであろうか、そもそもこの尚義会とはいかなる集団なのであろうか、こうした問題を手掛かりに十年代の諸潮流の中に分け入ってみたいと思う。

この尚義会は、名簿に付された「尚義會大旨」によれば次のような趣旨で結成された。

尚義會大旨

茲ニ我東駿地方ニ於テ篤實有志輩ヲ團結シ懇親交義ヲ起シ衷情ヲ共ニセん事ヲ欲ス。其ノ旨趣ハ専ラ忠君愛國ノ

市川 宇平治	(茶畑・訓導)
勝又 将之助	(茶畑・訓導)
山本 浅次郎	(茶畑・訓導)
小野 勇逸	(茶畑・訓導)
天野 幸逸郎	(茶畑・訓導)

精神ヲ伸張スルニ在リ。夫レ吾皇國ノ國體タルヤ他邦ト

同一ノ觀ヲ降ス可ラス。(中略) 然り而シテ維新以降世運開明ニ嚮ヒ進捗ノ速(虫撰)、國家ノ幸榮何事力之ニ若ン。然リト雖衆中或ハ權義ヲ謬妄シ大義名分ヲ誤リ、其ノ弊タルヤ民權自由ト唱ヘ輕躁過激ニ走リ輯モスレハ、皇室ヲ蔑視シ國體ヲ損傷シ諸有志ヲ誹训シテ已レ豪膽ト自負スルモノ續々トシテアリ。豈ニ洪歎ニ勝ユヘケンヤ(下略)

要するに、自由民權運動の急激な進展に対する危機感から結成された、明確な反民權團体なのである。その主張の核心は「國體」の特殊性を強調するところにあり、その点から民權運動を「皇室ヲ蔑視シ國體ヲ損傷」するものとみなして、これに対抗して駿東地方の「篤實有志」を糾合していこうとしているのである。

ではその場合、民權運動とは何を指すのか。それは、明治十四年政變において出された、いわゆる十年後国会開設の詔によつて激發された民權派の動きを、殊に念頭に置いていると考へられる。それは、右の「大旨」に続けて七カ条からなる「条款」を掲げているのであるが、その「第壹條」に

本會ノ主義ハ皇國固有ノ國體、皇統一系無窮ノ尊榮ヲ永遠ニ保全シ奉リ國會、勅諭ノ全體ヲ遵奉ス

とあるところから推断できよう。

では、こうした尚義会はいつ、誰によって結成されたのか。これについては二つの手掛りがある。一つは十二月七日の日付を持つ渡辺隼雄から岩崎佐十郎宛てた書簡に次のような一節があるのである。

一、前々御配慮被下候尚義會募結之儀、御承知之通積信社事件引續勝田婚儀等ニ而何分他出相成兼候處、昨日大御神天野氏勝田エ被參候テ之咄ニ、尊臺ニモ須走ニ而御

面會御談示之由、尚又拙ヨリ條款書一通相渡依頼致候所、至極贊成之趣ニ而可成聊周旋可致旨被申、依而旧五小区丈行渡候様依頼候處、順次其手運ニ可致旨承諾有之候。

拙老も本日出精旧三、四小区内巡回可仕と存候。

これによれば、渡辺隼雄が発起の発頭人らしく、「前々」から岩崎佐十郎に呼びかけて尚義会の結成に動いていたよ

うである。そして兩人はそれぞれ更に大御神村の天野幸逸郎〔23〕にも声をかけたこと、就中隼雄は條款書を渡して、旧五小区内に仲間を募ることを依頼し、天野はこれを快く引き受けたことなどが判明する。

さて尚義会の結成の時期を示すものは、右書簡の十二月七日の日付である。これは、国会開設の詔が出たのが明治十四年十月十二日であるところからすれば、明治十四年の可能性もある。しかし、国会開設の詔を境とする民權運動

の活発化に対する反動としては、十二月の時点で「前々」というのはやや早すぎるかとも思われ、その場合、十五年と考えることができる。一方文中「積信社事件引續」云々とあるところに注意したい。積信社とは江原素六の創立した製茶輸出会社であるが、その破綻が表面化したのは明治十四年末であると思われるところからすれば、右の十二月七日は明治十四年とすることもできるが「引續」とある点に注目すれば十五年とすることもできる。要するに断定し難いのであるが今一つ手掛りがある。それは「尚義會同盟簿」の封入されていたと思われる封筒の表書きに「岩崎佐十郎様／大御神村天野幸逸郎」とあり、裏書きに「第十六年二月二十日」とあることである。これは結成の最終段階を示すものであろう。そうだとすれば明治十四年及至十五年の暮十二月頃から進展した尚義會結成の動きは、十六年の二月に至つて一応発会の運びとなつたのであると考えられよう。

かくて、裾野地域には、明治十四年政変を契機に、尚義會なる反民権団体が誕生したこと、その中心人物は裾野地域の渡辺隼雄と岩崎佐十郎及び大御神村の天野幸逸郎であつたらしいことが明らかとなつた。そこで、次にこの尚義會の攻撃の対象とされた駿東就中裾野地域の自由民権運動の状況を探つてみることにしよう。そのことによつて十

年代の裾野地域のイデオロギー状況を更に明確にし、前章以来の課題である半七郎の思想の地域的、社会的基盤という問題にも、より明確な見通しを得たいと思うのである。その場合、本章の右の分析からは、尚義會に半七郎が参加している痕跡が出て来ないのであるが、それは何故かといふことを念頭に置いておくことにしたい。尚義會の趣旨から言つても、隼雄や佐十郎との固い結びつきから言つても、入つていて少しもおかしくない。むしろ入つていらない方がおかしいと言つてもよい。二人が声をかけなかつたことは考えにくいとすれば、声をかけたけれども参加しなかつたのであらうか。あるいは、この名簿は完成されたものではないのであらうか。もともと尚義會の名そのものが、「會長幹事撰定ノ上ハ本文條款ヲ尚義定整ス可シ」とするところからつけられたもののようである。しかしそうだとしても発足時の会員中に半七郎の名のないことは、不思議といふ他ないのである。

四 裾野地域の自由民権運動

(一) 岳南自由党

前章で検討したように、尚義會が警戒の対象としたものは、国会開設の詔によつて急速に盛り上がつた民権運動の

動向なのであるが、渡辺隼雄や岩崎佐十郎が、裾野地域ないし広く見積もっても駿東郡の範囲での活動家と思われる以上、彼等の警戒の対象も直接的には日本国内一般の動向ではなく、右の範囲内の人々或いは集団の具体的な動きであろうと思われる。それは何であろうか。

今日知られている範囲内で言えば、それはまず岳南自由党を想起させる。岳南自由党は、国会開設の詔の發布を含む明治十四年政変を機に、同年十月二十九日、板垣退助をして創立された全国政党としての自由党の一支部として結成された。その結成の時期はほぼ十五年の一月下旬から二月前半の間であろうとされる。⁽²⁶⁾ またその主な党員は、党首に土居光華（攬民社社長）を据えた他、小林喜作、前島格太郎、曾田愛三郎らの攬民社員、湊省太郎らの士族出身の知識人、駿河を中心とする豪農層であった。

さて、この岳南自由党は、「板垣退助氏ヲ首領ト定」め、⁽²⁸⁾ 「東京ナル本部ト連絡ヲ通ジ」「國家ノ改進」と「聖諭ノ立憲政体」の実現を目標に活発な活動を始める。それは当時すでに勢力を張りつづった静岡県改進党の、「多少の重税には堪えしのび、それによつて国政の改良が行わることを期待するという、都市ブルジョアおよび豪農商上層権重視の主張であったと思われる。しかも駿東郡に於いて

はこの岳南自由党が、静岡県改進党をむしろ凌駕する勢いにあつた。⁽²⁹⁾ とすれば、尚義会の結成は、この動向に危機意識を抱いたことによつていると考えるのは、ごく自然であろう。が、ここで更に注目したいのは、そうした一般的な情況だけでなく、尚義会結成を促す、より具体的な事情がこの岳南自由党の創立にはあると思われることである。

一つは、當時中央の自由党は「國体」の破壊者であるとして意図的に政府筋から攻撃されていたという事情である。これに対して、板垣退助は明治十五年三月以降東海道諸県の遊説に向かつたのであるが、その首途、静岡に至り、「深く之を概し、其の夙昔抱持せる主義を瀝注して東海曉鐘新報主筆土居光華」に口授した。それは土居の手によつて『自由黨の尊王論』として公刊されたのであるが、その公示の大要は次の通りである。

即ち板垣は、自由党こそ「尊王家」であるとしてその意味をこう説く。

吾黨は深く我皇帝陛下を信じ奉るものなり。又堅く我國の千歳に垂るゝを信ずる者なり。吾黨は最も我皇帝陛下の明治元年三月十四日の御誓文、同八年四月十四日立憲の詔勅、及客年十月十二日の勅諭を信じ奉る者なり。：故に吾黨が平生自由を唱へ、権利を主張する者は、悉く仁慈皇帝陛下の詔勅を信じ奉り、一點私心を其間に挟ま

ざる者なり。

民権自由を説くのは天皇の意志に沿うものであり、尊皇の正しい実践である。即ち、「吾黨は我皇帝陛下の意の在る所に随ふて此立憲政體の慶幸に頼らんと欲する者」である。というのである。そしてその立場から「國体」を云々する尊王家を「本居、平田の陋教を奉じ、聖勅に戻り、頑固自ら信じ、舊時の陋習を脱せざる者」と厳しく批判するのである。⁽³¹⁾

この『自由黨の尊王論』は明治十五年六月頃には刊行さ

れたようであるが⁽³²⁾、これを隼雄や佐十郎等尚義会メンバーが果たして読んだか否か、確証はない。けれども自由党や板垣が「國体」破壊者と目されて攻撃の対象とされたことは右の一件によつても、更に又これに引き続いて板垣が岐阜に遊説し、そこで十五年四月六日愛知県土族相原尚麿に襲われる周知の事件が起るのであるが、その時、相原は「小子儀勤王の志止み難くして國賊板垣退助を（誅）（斃）す」との遺書を書いていたところからも知ることができる。この時の板垣の来岡を目途として、誕生したばかりの岳南自由党は大いに發展の意欲に燃えたらしいことを考え、しかも右の『自由黨の尊王論』が岳南自由党の党首土居光華に口授され出版されていることを考えれば、岳南自由党が板垣を敬重し、その「尊王論」を持して「本居、平田の陋

教」にもとづく「國体論」と鋭く対立する位置にあり、それを外部の者が鋭敏に察知したということは、十分あり得ることだと思われる。

岳南自由党の創立にからむもう一つの問題は、その有力創立メンバーの一人に湯山柳雄が入っていることに関わる。湯山柳雄は湯山半七郎の長嗣子として、半七郎の深い愛情の下に後継者たるべく育てられた人物で、この十五年には二十七歳、後で触れるごとく、すでに駿東郡の民権家として名のある人物であった。

この湯山柳雄は、板垣の来岡を告げる岳南自由党的広告と並べて、明治十五年三月十一日の日付を以て次のような広告を自ら出す。

廣告

畏クモ我ガ叡聖文武ナル天皇陛下ガ客歲拾月拾貳日勅諭アリシヨリ各地方有志ノ政黨團結ニ汲々タルハ已ニ諸君ノ知ル所也。今般静岡攬眠社長土居氏等率先ニテ嶽南自由黨ヲ募起シ、東京本部ト氣脈ヲ通シ國會開設ノ準備ヲ為サントス。苟クモ政事ノ思想アル者ニシテ入党加盟セシテ可ナランヤ。小生今此ノ最寄通信者ノ任ヲ帶ブ。幸ニ有志諸君ノ小生方迄ニ加盟御通報アランヲ冀望ス。

三月十一日

駿東郡御宿村

湯山柳雄⁽³³⁾

柳雄が国会開設の勅諭に接して活動を活発化させていることは右の広告に明らかであるが、そのことと、先に見た「尚義會大旨」が同じく国会開設の詔に言及していることは、決して偶然の一一致ではなく、「尚義會大旨」はこうした柳雄を始めとする一群の地域の民権家達の動向を念頭に置いているのではないかろうか。いわば尚義會メンバーの中心、渡辺隼雄や岩崎佐十郎にとっては、最も身近なところから民権運動が活発化していることを、それらの動きを通じて感得したのではないかろうか。しかしこのことをより説得的に説明するためには、岳南自由党・尚義會成立以前の状況に遡る必要がある。

(二) 愛郷社の設立と解体

岳南自由党や尚義會創設以前、裾野地域にはすでに愛郷社と名乗る演説結社があつた。

愛郷社の設立された年月日は必ずしも分明しないが⁽³⁶⁾、明治十三年十一月十四日付函右日報には「同郡舊三小區専では愛郷社と名づくる一社を設け隔月専大演説會を開く事専決し」云々という記事があり、この頃すでにかなり準備が進んでいたようである。そして翌十四年に入ると活発な演説会活動を開始するのである。この会の趣旨は、「愛郷社緒言」によれば次の通りである。「緒言」はまず「演説ハ自他ヲ利

スル者ナリ」として「演説」の効用及び明治初年以来の沿革を説いた上でこう述べる。

然り而テ演説ニ政談アリ政育アリ文學アリ其類三五別ナラザルナリ。就中政談演説ハ國ノ重ンズル所ニシテ而シテ律ノ羈スル所自由集會自由放論ハ國法ノ許サヅル所ナリ。本社演説會ノ如キハ論議專ラ田舎向ヲ主トシ政談上ノ一項ハ排除セント欲スルナリ。⁽³⁷⁾

即ち、政談演説は行わないことを旨とする、自他を啓蒙するための演説結社であると言うのである。

従来この愛郷社の性格をめぐっては二通りの見解があるようと思われる。一つは原口清氏の見解であつて、氏は、愛郷社が政談を排除するというのは専ら「集会条例を考慮したもの」とする。この見解は氏がこれに統けて「同社のメンバーには、自由民権運動に積極的な人物が多く、前記湯山柳雄などは岳南自由党的同地方における責任者となつてゐる」と述べていることを考え併せれば、右の政談排除云々は一種の擬装と見ておられるとも解されるのであり、それは愛郷社を明治十二年以降静岡県下で盛んになつた自由民権運動の嫡流としての「演説會」の、いわば純粹な具体例の一つとして位置付けておられることと対応していると言えよう。氏によれば、愛郷社もその一つである「演説會」とは、「士族出身民権家が、民衆の自主、自由精神の向

上のため採用したもの⁽³⁹⁾で、それは、「豪農商層」との提携によって実現したものとされるのである。

今一つの見解は、高橋敏氏の見解であって、氏はそもそも演説結社は通常解されている程純粹な民権結社ではなく、時に県当局をも巻き込むような幅広い啓蒙運動団体であるとする。即ち、

演説結社は、自由民権の旗手の如く考えられがちであるが、確かに結果として民権運動の興隆の基盤となつた。しかし、實際の活動内容を見るときは、広い啓蒙運動団体と見做した方が適切である。しかも初めは県当局もこれに協力する体制にあつた。

と、そしてこの角度から愛郷社についても、その構成員の分析を行い、

このように愛郷社は、在村豪農二世と地方インテリの他所者青年教師の連合のなかで生まれた啓蒙的色彩の濃厚な演説結社であるが、實際の活動となると資金面でも人材の組織においても半七郎ら在村豪農の抑制力が働く集団であつた。⁽⁴⁰⁾

として、柳雄ら在村豪農二世や榎研三ら他所者青年教師やの民権的潮流と、半七郎らこれに抑制的な在村豪農との結合した集団であるとされたのである。

小稿は後者の見解に賛成しつつも第三の見解を提出した

い。岳南自由党と尚義会の対抗を見て来た文脈からして、この愛郷社は、そうしたいわば民権的潮流と国粹的潮流との対抗が露わになる以前の、しかもそうした対抗的な潮流が地域に潜在的に存在することを承知している人々が、それが故に結んだいわば一種の統一戦線的な連合体であったのではないか⁽⁴¹⁾かということである。この見解は愛郷社に関する限りでは高橋氏の分析がより正確であるとする認識に立ちつつ、尚義会の存在が明らかとなつた現在、氏の言われる「在村豪農（一世）」の政治的性格に、もう少し焦点を合わせる必要を感じているのである。

従つて、政談排除云々は、民権的立場からのカモフラー・ジユではなく、統一戦線を組むために相互の間で必要であつた配慮をベースとして、「國法」の下での政談の排除を受け入れることを得策としたものと考えるのである。

その根拠は、愛郷社の活動メンバーによつてもある程度推測し得ると考える。表IVは愛郷社のメンバーを当時の新聞報道から最大限拾い上げ、それらを、その後岳南自由党に入党ないし接近したと思われる人々と尚義会に加わった人々とに分類したものである。これを見ると、裾野地域に属していると考えられる人物の多くは後の行動において二派に分けられるのである。

その内、湯山柳雄、大庭唯吉、奥原良吉、岩崎佐十郎、渡

表IV 愛郷社演説会参加者とその後の系譜

記事内容	出典・日付	十五・六年の系譜による区分
愛郷社設立及び主唱者	爾右M・13・11・14	湯山柳雄・(大庭唯吉)
愛郷社緒言	爾右M・14・4・19	湯山柳雄・(大庭唯吉)
第二通常会(十四年三月か)	(爾右M・14・4・27)	(段證依秀)
四月二十日臨時会演説	(湯山柳雄・(大庭唯吉)・櫻研三)	(永野省先)・奥原良吉
七月十日演説会廣告	爾右M・14・7・5	岩崎佐十郎・渡辺秀敷
七月十日演説会の報告	爾右M・14・7・16	奥原良吉
懇親演説会報告	爾右M・14・9・1	奥原良吉
九月十八日第四常会予告	爾右M・14・9・13	湯山柳雄・井上長吉
第四常会報告	爾右M・14・9・24	湯山柳雄・(大庭唯吉)
十一月二十三日須山演説会	沼津M・14・11・28	渡辺秀敷・渡辺隼雄
解散広告	沼津M・15・12・4	(杉山喬・伊藤鉱一郎)・奥原良吉
明治十五・十六年段階での系譜	岳南(旧岳南)自由党 尚義会 その他	菅沼数馬・星野徳三郎・石川源吾 湯山半七郎・奥原良吉・石川源吾 湯山半七郎・奥原良吉・石川源吾 芹澤済吉・勝田東平
明治二十三年 大社教導職名簿搭載者	湯川閑太郎・井上長吉 岩崎佐十郎・渡辺秀敷・渡辺隼雄 湯山半七郎・星野徳三郎	天野武七郎 勝又平治・杉本徳太郎 奥原良吉 奥原良吉

註 ① 岳南自由党に加わっている可能性はないが民権派と目される人物は()で示した。

② 補野地域外であることが明らかな人物(演説の招待者など)は()で示した。

辺秀敷の五人は愛郷社の主唱者と目されるのであるが、この中では湯山柳雄が岳南自由党の党員であることは明らかであり、後二者は尚義会に参画する。⁽⁴⁴⁾ 又、岳南自由党関係では、その他に榎研三、湯川閑太郎、井上長吉らが数えられ、⁽⁴⁵⁾ 尚義会では渡辺隼雄が数えられる。しかも上記の人々は、岳南自由党—尚義会段階に於いて双方にまたがつて活動することはない。これは偶然ではなく、この両者の政治的、思想的立場の相違から来るのではないか。先に岳南自由党と尚義会の政治的、思想的立場の歴然たる相違を指摘したのであるが、そうした相違は一夜にして生まれるものではもとよりなく、ただそれ以前の段階で、両派の統一戦線が成立していたとみなすことが自然であろうと思われる。そうしてみれば、政談を排したのは、むしろ必要なことであったと言えよう。

しかしそれでは何のための統一戦線であったのか。これは様々な角度からの検討が必要であるが、今は右の主唱者中の主唱者と目される湯山柳雄の主張から一つの可能性を示しておきたい。

柳雄はかつて重新静岡新聞紙上で「湯山柳雄（二十二年五ヶ月）は兼ねて物産興業に着目書は家業を務め夜者諸新聞及び農業雑誌農事圖解等を読み既に先ころ中同区内大畠村蟻集社にて養蚕を隆盛にせんとて養蠶教師を雇入れ同氏

も日々同社へ通ひ其の事に勉強せしかば後々は定めし大事業を奏すべし」と期待を込めて紹介されたように、物産興業に極めて熱心な人物であった。実際、愛郷社の活動と併行して「農事談話會」を主催してもいるのである。のみならず柳雄は、例えば、病院の誘致を説くなど、衛生にも熱心であり、又、学校教育振興にも努力していた。⁽⁴⁶⁾ 正にこうした地域の総合的な振興こそが柳雄の活動の一面向であつてみれば、それは又、政治的路線の如何を問わず、当時の村落の指導層に共鳴を呼び得たのではないか。湯山半七郎を父に持ち、村内の豪農の当主を身近に知っている柳雄としては、地域の振興のために、政治をひとまず留保して有力者達の糾合をはかったのではないか。実際、愛郷社の演題を当時の新聞から拾ってみても（表V参照）、柳雄は“團結”を説いているようであり、その他の人々のそれは地域の振興に關すると思われる論題が多いのである。今しばらくこれを一つの有力な要因として挙げておきたい。

しかし柳雄には、そうしたことで一度は「團結」が得られたとしても、それだけでは満足できないもう一つの側面があつたのではないか。それは柳雄が強い政治的情熱を持っていてことであつて、彼はすでに見た如く十四年政変後の民権運動の澎湃たる熱気に無関心ではいられなかつた。彼は岳南自由党結成に積極的に参画するのである。し

〈表V〉 愛郷社演題一覽

四月二十日臨時会演説	函右M・14・4・27	湯山柳雄「團結の効用」、奥原良吉「文珠九助の伝」、段證依秀「怪物論」、 榎研三「無法論」、永野省先「團結論」
七月十日演説会報告	函右M・14・7・16	湯山柳雄「油斷大敵」、大庭唯吉「鐵道論」「ナポレオン一代記」 奥原良吉「起業ノ用意」、湯川閑太郎「勸業ノ説」、井上長吉「似テ非なる者の説」
懇親演説会報告	函右M・14・9・1	湯山柳雄「本会の主意」、奥原良吉「宗教の説」、杉山喬「教育の主義」「生産論」 伊藤鉱一郎「紙幣論」「人望の説」
九月十八日第四常会予告	函右M・14・9・13	湯山柳雄「地方老農に御相談」「駿東病院第二出張所の振ハざるを憂ふ」
同右報告	函右M・14・9・24	井上長吉「案外話」、奥原良吉「教法論」「事理物理背馳するハ何可」、渡辺秀敷「農業談」、 渡辺隼雄「我田へ水を引く」、菅沼數馬「知者と金満家の得失」、星野徳三郎「博徳の群衆を 視る」、石川源吾「吾党の急務とハ何を可云や」、湯山半七郎「未定」 奥原良吉「教法論」、渡辺秀敷「農業談」、石川源吾「吾党の急務とハ何を可云や」、湯山半 七郎「身家盛衰循環の点」、大庭唯吉「貿易論」「演説の利用」
十一月二十三日須山演説会	沼津M・14・11・28	奥原良吉「愛憎論」、井上長吉「白日のふくろう」、渡辺秀敷「袁彥道能蔓延を如何せん」、 渡辺隼雄「我田へ水を引く」、石川源吾「教育論」、芹澤濱吉「演説の利益」、勝田東平「材 木培養法」

かしそれは直ちに尚義会という反動を生む。愛郷社は政治を談じないと言つても、その主な構成メンバーが、それぞれの政治的思潮の信条の方向に走り出してしまえば、とてども維持はできない。柳雄自らがタブーを破つたのである。

愛郷社が政治談話を除いた、広く地域振興のための啓蒙集団であるとして、これに参加したる渡辺隼雄や岩崎佐十郎にとって、その思いは殊に強かつたのではあるまい。先にこの両者が尚義会を起こした契機は身近なところでの民権運動の活発化を感じたことにあつたろうことを指摘したのであるが、それは柳雄のこうした急進化に象徴されているように思われる。

かくて明治十五年十一月、柳雄は「都合有之解社致候」⁽⁵⁰⁾という廣告を出して、自ら東駿愛郷社に幕を引くのである。

(三) 中間的総括

さて、以上の検討から明治十年代前半の裾野地域のイデオロギー状況を中間的に総括してみよう。それはまず、静岡県下の民権運動の高揚という状況下で、左右の潮流の対抗をはらみつつも、それ故政治を棚上げした形での幅広い

啓蒙集団である愛郷社が十四年初頭成立したところに一つの特色を指摘することができよう。しかし愛郷社は、明治十四年政変後の政治的高揚の中で岳南自由党と尚義会とい

う対抗的な二つの潮流が顕在化すると共に、左右に引き裂かれて解体を余儀なくされたのである。それは要するに二つの潮流の対抗として要約できるであろう。

さて、こう把握した場合、これまで持ち越して来た疑問や課題に対し、どう答えることができるであろうか。

第一に半七郎がなぜ尚義会に入らなかつたのかという疑問についてである。それは二つの側面から考えられると思われる。一つは、半七郎は愛郷社には参加しているということからである。半七郎が愛郷社に参加したのは、長子柳雄の活動を支援するとか、柳雄に誘われたとかいうように、普通に想像できる理由もあつたであろうが、それ以上に政治を棚上げした幅広い地域振興を図る啓蒙的集団という性格に共鳴したからではなかろうか。それは半七郎が自主自立を説き、殖産を説く人であることを考えればごく自然のことである⁽⁵¹⁾。従つて、十四年政変後の柳雄の政治主義的傾斜には賛同できなかつたろうと思われる。そしてこの面から尚義会への参加の可能性が出てくる。しかし実際に尚義会に加わっていない以上、別の面から考える必要が出てくる。

それは何かと言えば、彼が参加をためらつた尚義会そのものに、その原因があるのでなかろうかということである。すでに検討した如く尚義会は「國體」の特殊性を強調

するのであるが、そこから看取しうるものは、天照大神の絶対化であり、天照大神の子孫の統治する國柄としての「國體」の特殊性の強調なのである。半七郎も顯界における天照大神及び天皇の支配は認めている。しかし、彼の場合、少なくとも明治七、八年の頃に於ては、幽界における大国主神の支配が前提となつてゐるのであり、両者のバランスが彼なりに均衡してゐたと思われるのである。そうしてみれば、右のような尚義会の趣旨に今一歩距離を置こうとしたのではあるまいか。ことに明治十五、六年の頃は、これ又、先述した如く、祭神論争における「出雲派」の敗退を承けて、いわゆる國家神道体制の出発が始まつた時点である。この天照大神と大国主神との比重にいやでも敏感なうざるを得ない当時の状況において、半七郎は従来の主張を維持したのではあるまいか。それは千家尊福のように、大国主神の優位をまで主張したのではないとしても、少なくとも大国主神の重要な地位を強く信じ、単純な天照大神一元化には従い得なかつたことを意味するであろう。従つて又尚義会の右のような単純化には、やはり従い難かったのではあるまいかと推測されるのである。

こうして、半七郎が尚義会に入らなかつた理由は、政治思想的集団の、まさにその政治思想に主な原因があつたうと思われるのであるが、右の推理を行う過程で、第一章

で保留にしておいた問題、つまり半七郎は天照大神と大国主神の比重をどう考えたかという問題についても白すこと解答が示されたと思われる。即ち、半七郎は、明治十年代半ばにあつても、天照大神への一元化には一応の距離を置いたと思われる所以である。そしてそれが顯幽のバランスの立場からであつてみれば、二十年代以降においては、この間の大社教本院の動きを、やはりバランスの回復と把握して、その活動を活発化させたとみてよいのではあるまいか。その点で半七郎は一貫した姿勢を貫いたのである。

さて、小稿の目標の一つは、平田系神道家として通したと思われる半七郎の思想の地域的、社会的基盤を明らかにすることであり、そのため明治十年代のイデオロギー状況にも踏み込んだのである。この点については、ではどのように言うことができるるのであるか。

第二章では、一応の見通しとして、半七郎の思想的母体は、裾野地域の豪農層にあり、その相当部分が維新期以降、平田系国学に結集したところに、半七郎の思想的生涯の土壤があるとしたのである。確かに大槻としてはそうであるう。半七郎は決して孤立した思想、宗教を抱いていたわけではなかつた。しかし、右の愛郷社から岳南自由党・尚義会段階への推移、そしてその間の半七郎自身の思想的対処、といった動向を検討して来たところからすれば、そうした

土壤の上で、極めて緊張に満ちた選択が行われてることを指摘せざるを得ない。裾野地域の豪農的連帶を基盤とすると言つても、長子柳雄に代表される民権の流れもそこから出でているのである。盟友、隼雄や佐十郎と、一線を画すほどの緊張も時には生じたと考えられるのである。そうしてみれば、基本的には裾野地域の豪農層とその精神的土壤とを基盤としながらも、同じところに根ざす様々の思想潮流と対抗しつつ、自らの思想的確信をさらに深めていったのだと考えられるのであり、地域的、社会的基盤から遊離することなく、それと切り結び得たこと、そこにこそ半七郎における地域的、社会的基盤の意味があると言えるのではなかろうか。

結びにかえて

貧民党の蜂起に関説して

ここでもう一度明治二十三年の大社教導職名簿に立ち返つてみよう。そうすると、そこには愛郷社のかなりの部分が、従つて又、岳南自由党の一定部分と尚義会メンバーの全てと、そうして半七郎とが含まれていることが分かる。

もとより大社教は宗教団体であり、愛郷社から岳南自由党・尚義会に至る流れは非宗教的な、むしろ政治的次元の

流れである。従つて一旦分裂が顕在化した政治潮流が、大社教に再結集したと考えることは出来ない。それに、明治十五年の大社教成立時の名簿が現在知られていないのであるから、右のような政治潮流と大社教集団との関係如何についても確たることは言えないのである。

しかしそうした留保をつけた上で、なつかつ二十三年の名簿への結集に一定の意味づけを行いたい誘惑を禁することができない。それは現在の時点では作業仮説である。が、それをともかく示して小稿の結びにかえることにしたい。

即ち、岳南自由党と尚義会という鋭い二潮流に分立した政治潮流は、殆ど間もなく、松方デフレ及びその下での貧民党の蜂起という事態に遭遇するのである。元々相い対する政治潮流とは言つても、その基盤は在村豪農層である。

貧民党からは、借金返済の猶予や軽減、さらには救恤などの要求をつきつけられる側にあつたと言えよう。その時に当たつて旧愛郷社の指導層はどうしたのであろうか。もとよりそれぞれの置かれた条件も異なり、又対応もまちまちであつたろう。しかし、少なくともそこに、いわば豪農同盟とでもいうべき動きが見られることも事実である。例を湯山半七郎に見てみよう。

湯山家ではすでに明治十六年の十二月に、貧民党の御厨銀行への襲撃の危機を感じ、警戒を強めているのであるが、十

八年になると正月元旦から各村の貧民党の代表が次々と訪れて、様々の要求をつきつけてくる。一例を示せば

公文名村貧民惣代十人斗リ午後一時来る。右ノ人名記サント致せシニ不^(アラ)肱ノ様子是アリ、故ニ記サズ。熟も物価下落シ為ニ借財嵩み目下ノ景況ニテハ妻子ヲ養ひ糊ヲ過ス道ヲ失フノ場合ニ立至リ、則今日漸く糊口シテ明日喰スルノ手立更ニ是無。先借財返済ハサテ置、右ノ事情ニ付新タニ金五拾円ニ喰米トシテ米五拾俵御無心借用申度云々。答テ曰、本日主人留守中故諸君申入ノ御嘲丈ハ帰宅ノ上取継申べく答辞ス。⁽³³⁾

「貧民惣代」は、借金返済は「サテ置」、つまり恐らく延滞している借金についてはなお猶予を求めつつ、更に「無心借用」を求めているのである。

今注目したいのは、こうした貧民党の要求に対し、湯山家では一個の判断をせず盛んに他の地主、豪農に相談していることである。それには柳雄が活躍する。例えば、柳雄目下貧民救助法方ニ附、午前十時ヨリ嶽南校ニ出聴集会ス。⁽³⁴⁾

柳雄……同(午後)七時湯山平治郎氏方へ貧民救助法方ニ附行⁽³⁵⁾などなど。湯山平治郎は半七郎の下湯山家と同じく、やはり御宿雇指の豪農である。かくて地主、豪農間の相談は一

応まとまつたらしく、次のような写しの記載がある。

貧民救助諸願ケ条法之写し

一、今般村民救助ノ為メ拙者共ヨリ村内ヘ用意金之内、返済方困難スル者左之通り確定ス
一、拙者共ヨリ村内ヘ用立金タリト雖、田畠山林買入金及び家作高代金等ノ為メ借用して其物品現ニ存在せん者ハ之ヲ除ク
一、極困難ニシテ目下金融出来兼、組合、親類之所存ニ及ヒ兼タルト認メタル者ハ明治十八年ヨリ六ヶ年間据置先六ヶ年無利子割済タルベシ⁽³⁶⁾

従つて、他の地主への配慮により無心を断る場合もあった。

一、深良村大庭吉五郎外壹名ヒ參、同村惣代トシテ申述ル二目下之景氣困却故多少之金員借用申度願アリ。当方答二同村之内両小林、松井等之御意見モ可有之、相當之願ナラバ用達ハ致シ兼、貧民救助ハ可致云々申述ル。⁽³⁷⁾
深良村の小林(上・下)家、松井家共に、同村雇指の豪農・地主であるが、それへの配慮から用達は断っているのである。

そうしてみれば、貧民党の蜂起に対し、豪農・地主層として、政治思想の対立は一応棚上げして再結集する動きは当然考えられるのではなかろうか。とは言え、それだけなら貧民党問題が収束され、又何らかの政治的高揚があれば、

すぐ破れるであろう。かつての愛郷社がそうであった。そ

れ故、むしろ大社教という宗教に豪農・地主層の結集を目

指す一つの動きが出来たのではあるまい。渡辺隼雄、

岩崎佐十郎、湯山半七郎らは、そうした豪農或いは地主同盟の核として大社教という宗教集団を生かそうとしたのではあるまいか。そのメンバーの多様さは、貧民黨の蜂起の

衝撃に対し、宗教的立場の共通性を基盤に、隼雄、佐十郎、半七郎らの呼びかけに応じたものが少なからずあったこと

を示しているのではなかろうか。もとより大社教は先述の

通り一裾野地域のものではないのであるが、裾野地域の豪農・地主層の積極的な参加は事実であり、その背景はこうし

たところにあつたのではないか。こうした文脈が、も

し正しいとするなら、半七郎の二十年代における大社教の活躍ぶりは、半七郎らが貧民黨の蜂起にいかに深刻な衝撃を受け、また村落指導層の團結による地域の再建を必要としたかを示しているもののように思われるるのである。

もとより貧民黨の蜂起と明治二十三年との間には、大日

本帝国憲法の制定（明治二十二年）や、それに先立つ市町村制の実施があり、いわば、明治憲法体制の成立という時代状況がある。当然こうした状況も視野に入れなければならないであろう。が、それでもそうした新時代への対

応自体が、愛郷社や貧民黨の経験と無縁とは思えないの

ある。

註

(1) 抽稿「湯山半七郎の思想」（『裾野市史研究』第二号一九九〇年）、就中一二五、二二九頁等を参照されたい。

(2) 湯山半七郎「神道大社教達書其他控」（裾野市御宿下湯山家文書）

(3) 湯山半七郎「萬手控帳」（明治四十三年十月十五日・下湯山家文書）

(4) これららの経歴については註（2）資料参照。

(5) 村上重良『國家神道』（一九七〇年）一一四～一九一頁参照。國家神道の成立については、安丸良夫、宮地正人、中島三千男、阪本是丸等各氏によつても示唆に富む見解が出されているが、小稿では、前記村上氏の所説を殊に参考にした。

(6) 同右、一二二～一二三頁。

(7) 同右、一二三頁及び中島三千男「大教宣布運動と祭神論争」（『日本史研究』一二六号）六五頁参照。

(8) 原武史「復古神道における〈出雲〉（上）」（『思想』八〇九号、一九九一年）一一～一二三頁。

(9) 原武史「復古神道における〈出雲〉（下）」（『思想』八

(10) 号　一九九一年) 一二六〇—三〇頁。

(11) 同右、一三四〇—三五頁。

(12) この祭神論争については、同右一三七〇—三八頁及び、中島前掲論文二九〇—三一頁参照。尚、本文中千家尊福の文章は原武史論文からの引用である。

(13) 賢所は天照大神を祀っている。一方この勅裁のどこにも大国主神を、それと対等の形で合祀することは述べおらず、『神教組織物語』(常世長胤)が伊勢派の立場から「此勅裁ハ優劣ヲ附玉ハズ、公平ノ勅裁ナレド、神宮ハ祭神ノ賢所ト同キヲ以テ、凡勝ヲシメタリ。」と述べた通りであった。尚、勅裁原文は中島前掲論文より引用。

(14) 原、前掲註 (9) 論文、一三九頁。

(15) 註 (1) 論文、一一六〇—一七頁。

(16) 前掲註 (2) 資料。

(17) 渡辺隼雄は文政六(一八二三)年生まれ、岩崎佐十郎は文政十(一八二七)年生まれ、湯山半七郎は天保二(一八三一)年生まれで、前二者は半七郎よりやや年長である。三人はそれぞれの村の豪農の出身で、若い頃

から名主・戸長(副戸長)などを経験していることや明治二年あい次いで氣吹舎門に入門していることなど(誓詞帳)で共通しているが、個別の関係に於いても密接な連絡があった。半七郎と隼雄との関係で言えば、共に氣吹舎門人であり、明治初期の教部省時代には神道教導職として、祭典奉仕や説教活動と共にし、相互に訪ね宿泊もしている。前掲『湯山半七郎日記』には両者の行動を半七郎自身「奉務表」として集計している。又同日記の巻末「人名索引」によつても緊密な交流ぶりがうかがえる。個人的にも、隼雄は半七郎の妻せいの実家中垣氏から、せいの弟秀敷を養嗣子に迎えている。この時半七郎はもとより様々な労を取っている。この時半七郎はもとより様々の労を取っている。この時半七郎はもとより様々の労を取っている。この時半七郎はもとより様々の労を取っている。この時半七郎はもとより様々の労を取っている。この時半七郎はもとより様々の労を取っている。

そればかりでなく、裾野地域での地租改正の実施に当たっては、両者は密接に連携して行動している(『湯山半七郎日記』参照)。卷末人名索引の項目の多さによつてもその密接ぶりが推察できよう。又、個人的にも

佐十郎は、その長嗣子長康の婚姻に当たって、半七郎

夫妻に鉄漿親を依頼している（『湯山半七郎日記』明治九年十二月十四日の項など参照）。

一方、渡辺隼雄と岩崎佐十郎との関係についても同じ氣吹舎門として、又同じ神道教導職として、さらに又、湯山半七郎

を含め当然交流はあったと考えられる。実際、そうした緊密な関係を基盤として、後で検討する尚義会結成に当たって、隼雄から佐十郎宛の書簡も出されたものと考えられる。

(18) 堀野市茶畠 柏木家文書。

(19) 地方税の意味や算定については、原口清『明治前期地方政治史研究』下巻（一九七四年）一〇〇～一〇三頁参照。

(20) 小泉村は市町村制実施により、明治二十一年三月に発足し、翌年十月に小泉村と泉村に分離する。ここでいう小泉村は分離前のものを指す。

(21) 堀野市佐野 岩崎達生家文書。

(22) 同右。

(23) 書簡中では「天野」としか出て来ないが、尚義会同盟簿中には天野姓は幸逸郎一人であることや、この名簿の封入されていたと考えられる封筒に差出人として

幸逸郎の名のあることなどから考えて、前記書簡中の

天野は幸逸郎であろうと推断したい。

(24) 積信社については、原口前掲書下巻四五頁参照。

(25) 尚義会「条款」。

(26) 原口前掲書下巻三八八頁註（12）、長谷川権一「民権運動家と地域啓蒙」（『維新変革における在村的諸潮流』一九七一年所収）四〇六頁参照。

(27) 原口前掲書下巻三九〇頁。

(28) 同右三八七頁。

(29) 同右三八六頁。

(30) 同右四〇九頁。

(31) 以上中央の自由党関係の引用は『自由党史』中巻（一九五八年、岩波文庫版）一二五～一一七頁。

(32) 長谷川前掲論文四一六頁、註（49）（37）参照。

(33) 前掲『自由党史』中巻一二九頁。

(34) 当時岳南自由党はこの板垣の演説会につき盛んに新聞に広告を出している。例えば『函右日報』明治十五年三月十一日号、同十四日号参照。

(35) 『函右日報』明治十五年三月十四日号及び『沼津新聞』同年同月十九日号。

(36) 明治十三年十一月とする説もある。高橋前掲『民衆と豪農』二〇一頁参照。

(37) 『函右日報』明治十四年四月十九日号。

(38) 原口前掲書下巻五九頁。

(39) 同右四〇頁。

(40) 同右四三頁。

(41) 高橋前掲書二〇一頁。

(42) 同右二〇二頁。

(43) 『函右日報』では明治十三年十一月十四日と翌年四月十九日の二度の記事で、いずれもこの五人を主唱者としている。

(44) 残り一人の内、大庭唯吉はこの時期情熱的な民権家であったと考えられるが、国会開設の詔發布の前後は全国遊説をしていたらしく（大庭景申「大庭唯吉の思想と生涯」一九七四年一二〇頁参照）、又、岳南自由党関係の新聞記事に名前の出ないことから見ると、岳南自由党の結成の頃にはすでに活動の本拠地を他に移していた可能性が強い。又、奥原良吉は岳南学校の教員であるが、民権運動との関係は明らかでない。尚義会にも属していない。

(45) この三人が党员であるか否かは分からぬ。しかし

岳南自由党関係の懇親会で演説したり、祝文を寄せたりしているので、強い関係があつたと見なしうると考

える。井上長吉（演説・『函右日報』明治十五年三月二日号）演説・『函右日報』明治十五年五月十日号）。

榊研三（演説・『函右日報』明治十五年三月十三日号）。湯川関太郎（祝文、『函右日報』明治十五年五月十日号）。

(46) 岳南自由党・尚義会段階とは言つても、実は岳南自

由党は明治十五年の一、二月頃結成され、同年六月三

十日には「解散」する。一方尚義会の結成は十六年の

二月と考えられる。従つて両者が同時に存在した時期

はなかつたと言える。しかし右の「解散」は、集会條

例の追加改訂に伴う形式上のものと思われ、旧岳南自

由党としての実質的な活動はその後も続けられており

（原口前掲書下巻三九四～三九五及び三九七頁参考照）、他方尚義会は十四年末及至十五年から岳南自由党ないしそれへの動きに対する反動として結成準備を進めていたと思われる所以十四年政変以後十六年頃迄をこのよう呼んでおきたい。

(47) 『重新静岡新聞』明治十一年七月六日号。

(48) 「聯合会開場演述書」（明治十三年）裾野市御宿 下湯山家文書。

(49) 例えれば、柳雄は岳南学校の建築に大いに努力する（高

橋前掲書二二一頁参照）。

(50) 『沼津新聞』明治十五年十二月四日号。

(51) 前掲拙稿一七八、一二二～一二三頁参照。

(52) 高橋前掲書一八三〇一八四頁。

(53) 「湯山半七郎日記」(裾野市御宿 下湯山家文書) 明治

十八年一月四日。

(54) 同右、同年一月三日。

(55) 同右、同年一月四日。

(56) 同右、同年一月五日。

(57) 同右、同年一月十五日。

(いわさき のぶお・東京都立日黒高等学校教諭)

鎌倉時代の駿東郡

——藍沢駅、藍沢原を題材に——

松崎真吾

一 はじめに

二 交通の要所としての藍沢

(一) 藍沢駅（宿）に関する史料

(二) 藍沢駅（宿）の位置

三 狩場としての藍沢

(一) 藍沢原に関する史料

(二) 藍沢原の位置

四 おわりに

一 はじめに

鎌倉時代の駿東郡は、まず東海道（足柄路）の道筋として交通の要地として重要な意味を有していた。鎌倉に幕府が開かれて以降、京都と鎌倉の間の東西交通は発展し、駿東郡域内が多くの人々が往来していった。また、それにし

たがって郡域内には黄瀬河・車返といった宿駅が形成・発展していったのである。

また、駿東郡の多くの部分は、富士山東山麓の原野に当たり、その地理的要因から鎌倉時代には幕府の狩場としても重要な意味を持つことになった。源頼朝の富士の巻狩を始めとして、幕府將軍家、及び北条氏は、鎌倉時代を通じて何度もこの地で狩りを実行したのである。

以上のことをかんがみて、本稿では、裾野市史編さんの準備作業として、鎌倉時代の駿東郡における宿駅、及び狩場について、この両方の側面を有している藍沢の地を題材に考察を加え、当該期の駿東郡の様相を明らかにすることを目的としたい。そうすることにより、裾野市を含んだ駿東郡域の歴史について、より深い、そして立体的な理解が可能になると思われる。

さて藍沢であるが、鎌倉期の史料では、「藍沢」・「鮎沢」・

「合沢」・「ある沢」など色々な表記がなされているが、本稿では史料、及びそれに関する部分以外では藍沢に統一してあらわしたい。

二 交通の要所としての藍沢

(一) 藍沢駅(宿)に関する史料

まず、交通の要所として鎌倉期の史料に「藍沢駅」、「藍沢宿」とあらわれる藍沢についてみてみたい。

元来、駿東郡域は東海道の道筋にあたり、古代より駅制が整えられていた。『延喜式⁽¹⁾』によれば、駿東郡域には長倉、横走に駅家が設けられ、それぞれ駅馬・伝馬がおかれていたことがわかる。

その後、時代が下り鎌倉期にはいると、幕府が鎌倉におかれしたことから京都と鎌倉間の往来が激しくなり、それになつたがつて街道整備がなされていった。このことは幕府の

交通政策にも反映されており、藍沢駅(宿)も、そのような背景の中で発展していったものと考えられる。

では、具体的に史料をあげて、藍沢駅(宿)について考察を加えてみたい。

〈史料1〉

畠山推參附大場降人の事

(中略)

大場三郎景親は、今は叶はしと思ひて、三千余騎にて平家の御迎として上洛しけるか、足柄山を越えて、ある沢宿に着く、

これは、治承四年（一一八〇）の富士川合戦に関する史料⁽³⁾であるが、平家方の大場景親が足柄山を越えて「ある沢宿」に到着している。しかしながら、軍紀物という史料の性格上、既にこの時期に藍沢宿が形成され、宿として機能していたかは明らかではない。

藍沢における駅(宿)の存在が明らかであるのは、以下にあげる史料以降である。

〈史料2〉

甲斐国柏尾山寺住僧申、鮎沢宿御難事等事、所被免除也、可令存其旨之状、依仰下知如件、

嘉祐三年十二月六日

左京権大夫平御判
(北条泰時)

修理権大夫平御判
(北条時房)

この史料⁽⁴⁾では、甲斐国柏尾山（大善寺）が、幕府に対し「鮎沢宿」の雜事の免除を願い出て、それが受け入れられている。ここで問題となるのは、甲斐国の寺社に雜事が課せられたこの史料の「鮎沢宿」が、駿河国の藍沢宿であるのかということ、そして、もしそうであるならば、なぜ駿河国の宿の雜事が甲斐国に課せられたのかという二つの点である。

まず、最初の問題についてであるが、これは甲斐国の中巨摩郡にも鮎沢宿が存在したため生じてくる問題である。史料上では「鮎沢宿御雜事等」とあるのみで、これからは駿河国の藍沢宿とも甲斐国の鮎沢宿とも断定することはできないし、また実際に駿河国ととらえる説、甲斐国ととらえる説の両方の説もある。そのような中で湯山学氏は、この下知状案が発給された嘉禎三年（一二三七）十二月六日の日付を根拠に、この史料の「鮎沢宿」を駿河国の藍沢宿に推定されている。嘉禎三年七月に將軍藤原頼経の上洛が決定し、翌四年（暦仁元年）正月二十八日に鎌倉を出發した。頼経は、翌二十九日に「藍沢駅」で一泊している。⁽⁵⁾また同年十月十三日には鎌倉下向のため京都を出発し、途中で「鮎沢」で一泊している（後掲〈史料4・5〉）。湯山氏は、このような当時の状況をふまえて、〈史料2〉の下知状案は嘉禎三年から四年にかけての將軍頼経の京都上洛、鎌倉

下向の際の「鮎沢宿」の雜事が甲斐国内に課せられ、この課役の免除を訴えられた幕府が、大善寺に対して、これを受け入れたことを下知したものととらえられ、「このように考へると頼経一行が往復に宿泊した駿河国鮎沢宿の雜事と考える方が自然である」と述べられている。筆者も湯山氏と同じように考へている。また、このことは次の史料からもうかがえる。

〈史料3〉

御下向の御すく／＼ならひにひるの御まうけの所

（中略）

はゝなか あの きせかわ
さの ちとう
あゆさわ
やまなか
かいのくに
せきもと かのゝしんさえもん
おゝいそ
みうらのすけ

この史料⁽⁶⁾には、建長四年（一二五二）に六代將軍に決定した宗尊親王が鎌倉に下向した際、その道中で宿泊・休憩した宿ならびにそれに関して雜事を負担した人物が記されている。この「あゆさわ」は、前後の宿の関係から駿河国の藍沢宿であることは明白であろう。そして、ここでも宿

の雜事が甲斐国に課せられているのである。このことから

も「史料2」の「鮎沢宿」は駿河国の藍沢宿とらえるべきであり、そしておそらくは、將軍の上洛・下向に関しての藍沢宿における雜事は、恒常的に甲斐国に課せられていたのではないだろうか。

では、「鮎沢宿」が駿河国の藍沢宿とするならば、なぜ

駿河国の宿の雜事が甲斐国に課せられたのであるか。「史料3」では、一般には宿を含む莊園の地頭が將軍上洛の際

の宿泊の担当者となり雜事を負担している。しかし「あい

さわ」は例外で、本来は藍沢宿を内包していた大沼藍沢御

厨の地頭が負担すべきところが甲斐国となっているのであ

る。このことについては奥富敬之氏が考察を加えられ、これ以前に領主藍沢六郎から収公しただけで、御厨の後任の地頭が補任されていなかつたためではないか、とされている。¹¹⁾筆者は、この外にも藍沢の地が駿河と甲斐の国境に位置するという地理的な要因等も関係するのではないかと考えているが、このことをあらわす明確な史料が見当たらぬいため、実際のところは明らかではない。

次に、これら以外の藍沢駅（宿）に関する史料をあげてみよう。

〈史料4〉

廿八日乙亥、將軍家御上洛、（中略）巳刻御進発、（中略）酉剋着御酒勾駅、護持僧并医・陰兩道之輩宿被点御所近辺、同雜事・送夫等者、為加賀前司奉行沙汰給云々、

廿九日丙子、今夕、入御藍沢駅、

〈史料5〉

廿六日、丁卯、晴、未剋車返御宿、

鮎沢

廿七日、戊辰、霽、竹下御宿、

〈史料6〉

十一日丁卯、入道大納言家御帰洛、今晩令進発給、晚頭着御酒勾駅云々、

十二日戊辰、鮎沢、

十三日己巳、木瀬河、

〈史料7〉

十九日癸卯、今曉、三品親王関東御下向也、

廿九日癸丑、昼鮎沢、夜関本、

〈史料4・5¹²⁾

は、「史料2」で前述した嘉禎三年から四

年にかけての將軍藤原頼経の京都上洛及び鎌倉下向に関する史料で、藍沢に宿泊していることがわかる。同様に、⁽¹³⁾史料6は、寛元元年（一二四六）に頼経（入道大納言家）が追放されて京都に上洛する時、

（史料7）は前掲（史料3）と関係するもので、宗尊親王（三品親王）が鎌倉に下向した時の史料であり、それぞれ藍沢で宿泊、休憩している。

さて、これらの史料における藍沢であるが、駅とされたり宿とされたり、また単に「鮎沢」とされたりと、異なる文言であらわれ、統一された文言ではあらわれてはいな。これはなぜであろうか。

まず、駅であるが、これは古代律令制下の駅制の名残であると考えられる。古代の駅は、官吏が運送・宿泊に利用したもので、公的な存在であった。一方の宿は、平安後期以降の交通の発展につれて一般旅人相手の宿屋が発生し、それを中心にして成立した交通集落と考えられている。⁽¹⁴⁾つまり、宿は駅とは異なり、私的な存在であったといえよう。

では、鎌倉期の藍沢は、駅・宿のどちらとしてとらえるべきであろうか。前掲の（史料2）から（史料7）にあらわれる藍沢は、すべて將軍の上洛・下向の際の宿泊地としてあらわれており、その意味からすれば公的な駅であったと考えられる。しかしその記載は、駅と宿の両方がある。

このことは、①鎌倉期において駅と宿とが明確な区別がなされていなかつた、②藍沢の地に公的な駅のみではなく私的な宿も存在していた、という二つのことをあらわしているのではないだろうか。

つまり、鎌倉時代の藍沢は、駅か宿かという二者択一的にとらえられるものではなく、一方では公的な駅という側面を有し、またその一方では私的な宿という側面を有するという複合的な構造であったと考えられよう。

（二）藍沢駅（宿）の位置

次に、この藍沢駅（宿）の位置について考えてみたい。

前述のように「駅」という記載が古代の駅制の名残であるとするならば、藍沢駅と古代の横走駅との関連を考えなければならぬのであるが、藍沢駅が直接横走駅を継承したものかどうかは不明であること、横走駅自体がどこにあつたか諸説あつて比定できることなどから、明確でないのが現状である。

では、以下藍沢駅（宿）についての代表的な二つの説を挙げて、考察を加えてみたい。

まず、御殿場市の新橋、東田中付近とする説がある。これは、近世以降に成立した地誌に多くみられる説である。その部分を引用してみると「駿州名勝志」云。東田中村と新

橋との間に、藍澤野と云所あり。今は鶴巻河原と云。竹の下より、御殿場の邊まで藍澤庄と云。いにしえの藍澤驛といへるは、此地成べし。云々。⁽¹⁷⁾とある。また、「静岡県歴史の道調査報告書」⁽¹⁸⁾でも、竹之下宿と同一視する説もある

としながらも、藍沢宿を御殿場市東田中に比定している。この説は、このあたりが大沼鮎沢御厨の中心的農耕地帯で、宿形成の経済的要因を満たしていたこと、また御所という地名があり、これが藍沢の御所の跡という伝承があることなどを理由としているものと推察される。

次に、小山町竹之下とする説がある。『角川日本地名大辞典』⁽¹⁹⁾が、この説をとつており、また『駿東郡誌』も「藍沢は、海道の宿次竹之下なり」としている。竹之下に宿が存在したことは、以下の史料から明らかである。

〈史料8〉

けかち申はかりなし、米一合もうらす、かししぬ
へし、此御房たちもみなかへして、但一人候へし、

このよしを御房たちにもかたりさせ給、
十二日さかわ、十三日たけのした、十四日くるまかへし、
十五日ををみや、十六日なんふ、十七日このところ、い
またさたまらすといえとも、たいしはこの山中心中に叶
て候へは、しはらくは候はんすらむ、結句は一人になて、

日本国に流浪すへきみにて候、又たちととまるみならは、
けさんに入候へし、恐々謹言、

十七日 日蓮（花押）
ときとの

この史料は、文永十一年（一二七四）五月に、日蓮が鎌倉から甲斐国に入ったことを記した書状であるが、その過程で十三日に竹之下に宿泊している。またこの他にも、源頼朝、『海道記』や『隣女集』の作者も竹之下に宿泊している。

さて、以上のようなこと、そして現在の竹之下に宿という地名が存在することなどから、竹之下に宿が存在したことは明らかになつたが、藍沢駅（宿）を、この竹之下の宿とする説の根拠とされているのが、前掲〈史料5〉の「鮎沢竹下御宿」という記載である。確かにこの史料を見る限りにおいては、藍沢駅（宿）を竹之下に比定することは妥当のように思われるが、幾つかの疑問も生じてくる。

まず第一には、「鮎沢竹下御宿」を藍沢駅（宿）＝竹之下と解釈すべきかという点があげられる。これについては、將軍頼経が竹之下に宿泊した翌日酒勾に到着した際の「酒勾駅、浜部御所」という記載と関連づけて考えてみたい。『新編相模國風土記稿』の酒勾村の部分に「はんべ 東海

道の通衢にて、西の方長一町余の所を云、按するに、東鑑

に酒勾浜部御所などと見えしは、則此地なるべし」とある。

のことから「酒勾駅、浜部御所」は酒勾駅・浜部御所ではなく、酒勾駅のなかの浜部御所と解釈できる。とするならば、同様に「鮎沢竹下御宿」も藍沢駅・竹之下ではなく、藍沢駅のなかの竹之下と解釈すべきであろう。つまり、藍沢駅（宿）は、竹之下という狭い範囲だけでなく、竹之下を含んだ、ある程度広い範囲をあらわしていると考えられるのである。

第二の疑問は、なぜ〈史料5〉の記載だけが「鮎沢竹下御宿」となっていて、他の史料と異なるのかという点である。これは単なる記載の違いであるとも考えられるが、筆者は〈史料5〉が特殊な場合—他の史料の藍沢と違う場所をあらわしていると考えている。つまり、將軍が上洛の際に利用する宿泊施設は竹之下以外の藍沢にあり、通常はそれを利用していた。そして、その場合には「藍沢駅」「鮎沢」と記載された。しかし〈史料5〉の鎌倉下向の際は、なんらかの理由により通常の場所には宿泊せず、竹之下に宿泊した。それゆえに「鮎沢竹下御宿」という、他とは異なる記載になつたのではないだろうか。史料的な裏付けはなく、あくまでも推測の域をでないが、このように解釈すれば、史料における記載の違いをスムーズに理解すること

ができるよう。

以上、藍沢駅（宿）の位置について考察を加えたが、筆者の結論を言えば、前述の二つの説をまとめたものが藍沢駅（宿）であったということになる。つまり、將軍の上洛・下向に利用される公的な藍沢駅（宿）は、御殿場市東田中・新橋付近に、そして一般旅人が利用し、時には將軍も利用する藍沢駅（宿）は、小山町竹之下に別々に存在していたのである。⁽²⁾しかし、この二つは関連がないものとしてとらえるべきではなく、いずれも「藍沢」「鮎沢」と呼ばれていたことから、この二つの場所を含んだ広い範囲が鎌倉時代の藍沢駅（宿）であったと考えるべきであろう。

ここでは、交通の要所としての藍沢について考察を加え、藍沢駅（宿）の雑事が甲斐国に賦課されていてこと、藍沢駅（宿）が公的な部分と私的な部分の両方を有していたこと、そして公私それが別個に存在し、双方を含んだ広い範囲が当時の藍沢駅（宿）であったことを指摘した。

表1 藍沢駅（宿）に関する史料

年 月 日		出 典	備 考	本稿 番号	所收資料集
治承四年（一一八〇）	ある沢宿	源平盛衰記	大場景親、足柄山を越えて「ある沢宿」に着く	静岡40号	
嘉祐三年（一一三七）十二・六	鮎沢宿	大善寺文書	甲斐国大善寺「鮎沢宿」の「雜事」の免除を願い出て認められる	小山398号	
暦仁元年（一一三八）一・二十九	藍沢駅	吾妻鏡	藤原頼経、上洛の途中、藍沢駅に着く	静岡833号	
寛元四年（一一四六）七・十一	鮎沢竹下御宿	吾妻鏡	藤原頼経、鎌倉下向の途中「鮎沢竹下」に着く	静岡815号	
建長四年（一一五〇）三・二十九	鮎沢	吾妻鏡	藤原頼経、上洛の途中「鮎沢」に着く	小山403号	
建久元年（一一九〇）十二・二十七	あゆさわ	吾妻鏡	宗尊親王、鎌倉下向の途中「鮎沢」に着く	静岡833号	
文永十一年（一二七四）五・十七	竹下	宗尊親王鎌倉御下向記	宗尊親王、鎌倉下向の途中「鮎沢」に着く	静岡833号	
弘安頃	たけのした	吾妻鏡		小山405号	
竹のしたといふ宿	竹のした	吾妻鏡		静岡1003号	
隣女集	遺塵和歌集	高階示成が東海道の宿々を長歌に詠んだ中に 「たけのした」「あひさは」があらわれる 飛鳥井雅有が「竹下」「あひ沢」で和歌を詠む	源頼朝、鎌倉下向の際、竹下に着く	静岡337号	
8				3 7 6 5 4 2 1	
静岡1360号	静岡1441号			静岡1214号	

※静岡40号は、静岡県史資料編5中世1の40号文書をあらわす。

小山398号は、小山町史第1巻原始古代中世資料編の398号文書をあらわす。

三 狩場としての藍沢

（史料13） 藍沢原に関する史料

次に、史料の中で藍沢原とあらわれる鮎沢についてみてみたい。鎌倉時代の史料で藍沢原、もしくは同様な意味と思われる藍沢という文言があらわれる代表的なものは、以下の史料である。

（史料14）

廿五日、庚子、北条左親衛潜赴藍沢、

（史料15）

十四日、己亥、北条左親衛為狩獵、被行向藍沢、

（史料9）

十六日庚午、今日、武衛歷覽山沢之間、於藍沢原、付參州廻季、重被遣御書、

（史料10）

八日、癸酉、將軍家為覽富士野藍沢夏狩、令赴駿河國給、十五日、庚辰、藍沢御狩、事終入御富士野御旅館、

（史料11）

八日、甲午、晴、羽林為狩獵、渡御伊豆國藍沢原、十六日、壬寅、小雨降、申剋、羽林自藍沢御帰着、
（史料12）
十四日、丙申、於藍沢原、黃門宗行遂以不遁白刃之所

侵云々、年四十七、至最期之刻、念誦讃経更不怠云々、十五日、木瀬河を立つ、遇沢という野原をすく、この野、何里とも知らず、

（史料13）

まず、ここで特徴的なのは、源頼朝（武衛）が藍沢原で平家討伐にあたっての書状を発した史料（史料9）、中御門宗行が藍沢原で誅殺されたことを示す史料（史料12）、そして『海道記』（史料13）を除き、藍沢原に関する、ほとんどの史料が、狩りに関するものとしてあらわれるということであろう。まず、（史料10）が建久四年（一九三）の源頼朝（將軍家）のいわゆる富士の巻狩、次いで（史料11）が源頼家（羽林）の狩り、そして（史料14・15）が北条經時（左親衛）の狩りというように、いずれも藍沢原の狩場として史料上にあらわれている。そして、この藍沢原の狩場については、以下の史料から若干の様相がうかがえる。

〈史料16〉

廿三日、己未、那須野等御狩、漸事終之間、藍沢屋形又可運還駿河國⁽³¹⁾之由云々、

この史料から、下野国の那須野での狩りのため、藍沢屋形が運ばれ、狩りが終了後、再び運びかえされたことがわかる。つまり、藍沢原には狩りのための屋形が置かれていたのであって、そしておそらくは屋形に付随する形で狩りのための設備が整えられていたのではないだろうか。

〔二〕 藍沢原の位置

さて、この藍沢原は、現在のどの地域に比定されるのであるうか。これについての主な説としては、

① 黄瀬河宿（沼津市大岡）から竹之下（小山町）にいたる広い地域で、三島市の一部をも含む⁽³²⁾

② 竹之下より西南一帯⁽³³⁾

③ 東田中と新橋（いずれも御殿場市）付近⁽³⁴⁾が挙げられる。いずれの諸説も駿東郡域ではあるが、その示す範囲は、①説が最も広く、そして②説③説と狭くなっている。一般的には、③説の地域に富士の巻狩に関する地名や伝承が残っていることから、この地域を中心とした原野であったと考えられているようである。

では、いくつかの史料から藍沢原の位置について検討してみたい。

まず、〈史料14〉の『海道記』であるが、ここでは『海道記』の作者が、木瀬河から竹之下への移動の途中に遇沢（＝藍沢）を通っている。しかし、その位置・範囲については明確ではなく、黄瀬河から竹之下の間の東海道筋であり、「何里とも知らす」と、広い野原であつたことをうかがい知り得るだけである。

次に、狩場としての藍沢をあらわす史料から、藍沢原の位置について考えてみたい。ここで注目すべきは、建久四年の源頼朝の富士の巻狩では「駿河国」とみえるのに対し（〈史料10〉）、正治二年（一一〇〇）の源頼家（羽林）の狩りでは「伊豆国藍沢原」となり（〈史料11〉）、嘉祐三年（一二三七）・仁治二年（一二四一）の北条経時（左親衛）の狩りでは、単に「藍沢」とのみあらわれる（〈史料14・15〉）という点であろう。国名記載のないものは別にしても、同じ藍沢原で「駿河国」「伊豆国」という違いが生じるのはなぜだろうか。

このことについては、まず第一に「伊豆国」という文言が「駿河国」の誤りであるという考え方ができよう。しかしながら、「駿河国」「伊豆国」とあらわれる史料は、いずれも『吾妻鏡』という同一の記録史料である。同一の史料

で同じ場所を示すのに、このような誤りが生じるだろうか。また、時代は下つて室町期の史料の中にも「伊豆国愛沢原」という文言があらわれることを考えても、この「伊豆国」を単なる誤りと片付けるのではなく、「駿河国藍沢原」とは別に「伊豆国藍沢原」が存在していたと考え方が妥当ではないだろうか。

では、「伊豆国藍沢原」は現在のどのあたりになるのであろうか。このことを直接示す史料は見当たらないが、駿河と伊豆の国境、現在の三島市佐野に「藍の沢」という地名が存在することから、おそらくはこの地を中心とした一帯の原野が「伊豆国藍沢原」と称された幕府の狩場であつ

表2 藍沢原に関する史料

年	月	日		出典	備考	所収資料集	番号稿
文治元年（一一八五）	二・十六		藍沢原	吾妻鏡	源頼朝、藍沢原で平家討伐についての書状を発す		
建久四年（一一九三）	四・二十三		藍沢之屋形	吾妻鏡	藍沢屋形を下野国から駿河国に運ぶ		
建久四年（一一九三）	五・八	十五	藍沢	吾妻鏡	富士の巻狩		
正治二年（一二〇〇）	閏二・八		合沢原 藍沢原	曾我物語 吾妻鏡	源頼家、「伊豆国藍沢原」で狩りを行ふ		
承久三年（一二二二）	七・十四		藍沢原	吾妻鏡	中御門宗行、藍沢原で誅殺される		
貞永二年（一二二三）	四・十五		遇沢	海道記	海道記の作者「遇沢という野原」を通る		
嘉祐三年（一二三六）	七・二十五		藍沢	吾妻鏡	北条経時、藍沢で狩りを行う		
仁治二年（一二四二）	九・十四		藍沢	吾妻鏡			
15	14	13	12	11	10	16	9
静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	静岡	小山	3
8	8	6	6	4	3	7	5
9	0	7	5	8	9	号	号
1	7	5	2	4	3		
号	号	号	号	号	号		

たものと推察される。また、記載の違いから、幕府もこの二つの狩場を別のものと認識していたものとおもわれる。

〈史料17〉

十七日、己未、霽、左金吾自豆州御帰着、五郎被催御共、

廿三日、乙丑、左金吾自豆州御帰着、

廿一日、壬戌、陰、將軍家下向伊豆・駿河両国

狩倉給、甘一日、壬戌、陰、將軍家下向伊豆・駿河両国

この史料は、源頼家（左金吾）の狩りに関するものであ

るが、これから幕府の伊豆における狩場の存在が確認できる。また、「下向伊豆・駿河両国狩倉」ということから、伊豆と駿河の狩場が区別されていたこともうかがえる。この幕府の伊豆の狩場が、そのまま直接「伊豆国藍沢原」を指しているか、また、駿河の狩場が駿河の藍沢原を指しているかどうかは不明であるが、可能性としては、ありえることではないだろうか。

以上、狩場としての藍沢原を中心として考察を加え、藍沢原と呼ぶれるものが別の地域として、駿河・伊豆両国にそれぞれ存在していたことを指摘した。しかしながら、現実には、この双方の藍沢原は、ほとんど接している位置関係にあり、実際のところ明確な境界線が引けたかどうかは定かではない。〈史料16〉で国名記載がないのは、この段階で駿河と伊豆の狩場としての藍沢原の区別がなされなくなつたためとも考えられる。

四 おわりに

以上、藍沢を題材にして、その宿駅としての側面及び狩

場としての側面について、いくつかのことを論じてきた。鎌倉期という限定された史料のみに頼り、また、筆者の力

があり、長倉に駿馬十疋が、横走には駿馬二十疋・伝馬五疋がおかれていたことがわかる。

不足から十分な検討を加えるにはいたらなかつたが、藍沢についての従来の通説に対し、再検討を加えられるきっかけとなればと思う。

これで本稿は終えるが、十分に論じえなかつた点（例えば、黄瀬河や車返といった郡域内の他の宿駅との比較など）については、今後の課題としていきたい。多くが推論の域をでない考察のため、各所に誤りがあるとおもわれる。ご批判をいただければ幸いである。

註

(1)『延喜式』卷二十八、兵部省、諸国駿伝馬(『小山町史』第一巻、原始古代中世資料編、三六四号文書、以下、小山町史一三六四と示す)に、

東海道(中略)

駿河国駿馬小川・横田・息津・原・長倉

各十疋、横走二十疋、

伝馬益頭・安倍・廬原・富士・駿河

郡并横走駿馬各五疋

- (2) 幕府の交通政策としては、文治元年（一一八五）に「駅路之法」を定め、馬や食糧の供給を街道沿いの莊園に賦課した（『吾妻鏡』同年十一月二十九日条、『静岡県史』資料編5、中世1、一二〇二号文書、以下静岡県史一一〇一と記す）。また、建暦元年（一二一）には、新宿建設を守護・地頭に命じている（『吾妻鏡』同年六月二十六日条、静岡県史一五七二）。
- (3) 『源平盛衰記』卷二十八（静岡県史一四〇）
- (4) 関東下知状案（大善寺文書、小山町史一三九八）
- (5) 甲斐国鮎沢宿とする説としては、
- ・福田以久生「相模国狩野庄と狩野氏」（『御家人制の研究』所収）
 - ・『角川日本地名大辞典』
- などがある。
- (6) 『吾妻鏡』暦仁元年（一一三八）正月二十九日条（静岡県史一八一五）
- (7) 『吾妻鏡』暦仁元年十月二十七日条（静岡県史一八三四）
- (8) 湯山学「宗尊親王御下向記」の記事について（『相模國中世史 上』所収）
- (9) 『宗尊親王鎌倉御下向記』（静岡県史一〇〇三）
- (10) 奥富敬之「鎌倉末期・東海道宿駅地域の地頭一相模・伊豆・駿河の分』（『統荘園制と武家社会』所収）
- (11) 前掲註（6）
- (12) 『吾妻鏡』暦仁元年十月二十七日・二十八日条（静岡県史一八三三・八三四）
- (13) 『吾妻鏡』寛元四年（一二四六）七月十一日・十二日条（小山町史一四〇三）
- (14) 『吾妻鏡』建長四年（一二五二）三月十九日・二十九日条（小山町史一四〇三）
- (15) 新城常三氏は、その著書「鎌倉時代の交通」において、宿を「旅人の宿泊を目的とした営業的旅館を中心とする一つの交通聚落である」と定義している。
- (16) 横走駅の所在地については、多くの説があるが、代表的なものとしては①十里木・印野付近、②小山町竹之下、③御殿場市高根、④御殿場駅付近などがあげられる。
- (17) ①『駿国雑誌』卷十一、宿駅の遇沢駅の項
②『駿河記』巻三十五、駿東郡之六、新橋の項
③『静岡県歴史の道調査報告書－東海道－』（『静岡県文化財調査報告書第二十集』）
- (18) 『駿東郡誌』第二編人文、第三章政治の沿革、第三節鎌倉時代及其以後の駿東
- (19) 『駿東郡誌』第二編人文、第三章政治の沿革、第三節鎌倉時代及其以後の駿東
- (20) 日蓮書状（日蓮聖人日遺文、静岡県史一二一四）

- (21) 源頼朝は、建久元年（一一九〇）十二月二十七日、
鎌倉下向の途中に竹之下に宿泊している（『吾妻鏡』
同年同月同日条、静岡県史一三三七）。また、『海道記』
の作者は貞応二年（一二二三）四月十五日に竹之下に
宿泊している（『海道記』、静岡県史一六七五）。また、
飛鳥井雅有は、竹之下に泊まり、和歌を詠んでいる
（『隣女集』、静岡県史一三六〇）
- (22) 『新編相模国風土記稿』卷之三十六、村里部、足柄下
郡卷之十五
- (23) 藍沢駅（宿）が一ヵ所ではなく、藍沢と竹之下の二
カ所であったことは、前述の『隣女集』や、高階宗成
が東海道の宿々を長歌に詠んだ『遺塵和歌集』（静岡
県史一四四一）に、「あひさは」「竹のした」が別に
あらわれることも、この傍証となる。
- (24) 『吾妻鏡』文治元年（一一八五）二月十六日条（小山
町史一三七五）
- (25) 『吾妻鏡』承久三年（一一二二）七月十四日条（静岡
県史一六六二）
- (26) 前掲註（21）
- (27) 『吾妻鏡』建久四年（一一九三）五月八日・十五日条
(静岡県史一三九二・三九三)
- (28) 『吾妻鏡』正治二年（一二〇〇）閏二月八日・十六日
条（静岡県史一四八四・四八五）
- (29) 『吾妻鏡』嘉禎三年（一二三七）七月二十五日条（静
岡県史一八〇七）
- (30) 『吾妻鏡』仁治一年（一二四一）九月十四日条（静岡
県史一八九一）
- (31) 『吾妻鏡』建久四年四月二十三日条（静岡県史一三八
九）
- (32) 『角川日本地名大辞典』静岡県
- (33) 『駿東郡誌』（前掲註18）に「藍沢は、海道の宿次
竹之下なり、是より西南一帯即藍沢原にして」とある。
- (34) 『駿河記』『駿国雜誌』（前掲註16）
- (35) 御殿場市新橋や東田中付近には、狩屋・和田などの
地名が残っており、富士の巻狩に関する伝承が多く
残っている。また、藍沢原で誅殺された中御門宗行を
祭った藍沢神社もある。
- (36) 建武四年八月日付の「野本鶴寿丸軍忠狀」（小山町誌
一四一三）に「同（建武二年十一月）十一日、於伊豆
国愛沢原合戦之時」とある。
- (37) 建仁二年（一二〇一）七月十七日・二十三日・九月
二十一日条（静岡県史一五〇〇・五〇一・五〇四）
(まつおき しんじ・神奈川県立平塚江南高等学校
非常勤講師)

〔歴史隨想〕

「市史資料編 深良用水」出版を祝福して

鈴木強

はじめに
一、藤原重治町長の英断による放水路工事

二、遠藤佐市郎町長の建てた藤原町長顕彰碑

三、小林秀也町長発起により三百年記念式典

四、「深良用水の沿革増補版」の発行

五、岩崎亀市長、市史編さん事業発足の緒を開く

六、深良用水資料室の建設

七、市川市長の念願による補助水門の完成

はじめに

裾野市史第六巻「資料編深良用水」が専門委員の先生方のご理解により順序を先にして一番先に出版となり、関係者が一同に会して記念の催しが行なわれた。その席上監修責任者となられた高橋敏先生の経過説明を聞いているうち

に、私も胸に込み上げる感動を抑え切れないものがありました。市史編さん室が発足して、その道の権威者である先生方や、新進気鋭熱意溢れる先生方のご努力によつて資料は地域管内は勿論悉皆に調査され、さらに神奈川県、国会図書館等とあらゆる面で万全を期して纏められたものであり、これ以上のものはないと言うべきでしよう。高橋先生はこれで一先ず肩の荷が下りて本当に嬉しく思つてゐると言べられましたが、振り返つて見ると十数年前から夏季に学生を率いてお越しになり、調査解説を進められ、その成果が形となつて現れたことにもなり感慨一入のこと思いります。何千万何億と投じた建造物も施設も年が経てば何時かは朽ちますが、この書物は不朽であり、正に市の宝であります。先生方のご尽力に感謝し申上げると同時に、この古文書を保存管理してこられた先祖の方々に深い敬意を表

したい。

私が深良用水に関わったのは組合会の書記として、あるいは収入役として約三十年程になりますが、生れ育った家の前の小川は湖水の分水であり、外に水は無かったのであるから、生誕と同時に湖水の恩恵を受けていたことになります。

このたび出版を機会に随想を書くようとの編さん室の勧めに従い、思いつくまま拙文を綴ってみました。なお昭和五十七年三月組合会議員が改選された際、勉強資料として管理者のお考えを「深良用水に感謝しよう」の表題の文章にして配布しましたが、資料編が完成して対比した時、本筋に於いては相違わなかったものと自負し、ひそかに快感を覚えている。文中諸賢の敬称を略させていただくことをお許し戴きたい。また文章の前後するものもありますが、歴代管理者が如何に深良用水に熱意を傾倒してきたかと言ふことを多くの人に知つて戴く一助になれば誠に以つて幸甚であります。

一、藤原重治町長の英断による放水路工事

昭和二十七年、泉、小泉両村が合併して裾野町が誕生した。初代藤原町長は農林省農業土木研究所に電波探知器によ

る、地下水の探査を依頼し町の最高地の石脇三島神社の元境内地に、多量の伏流水のあることを発見、これを水源地と決定。四五メートルを試掘の結果、調査通り有望であることを確認、国の補助土地改良事業として工事を施工した。これは単に上水道に使用するだけのものではなく、黄瀬川の流水が減少し水田植付不能の過去の経験を踏まえて、水源地から直接、中郷以南を潤す水源として佐野堰下方大柄沢に大きな放水管を布設したのでした。この工事を施工するに当つて一部住民の反対運動があり、工事の妨害も行なわれたので消防団が出て妨害行為を排除するなど騒々しい事態もありましたが、町長は断固とした決断により完成了ことは輝かしい功績であり、常人の成し得ることではありませんでした。この水源地により今充分な水量が保証されている許りでなく、昭和三十三年の旱天続きに、黄瀬川の水は涸れ湖水の水も制限を超えて放流されても、田植えの出来ない中下郷もこの石脇水源地の放水により、順番に日取りを決めて植付けが行われた、誠に尊い試練の年になりました。近年はこのように黄瀬川の水が全く涸れるということは有りませんが、私の子供の頃昭和初期には石脇から千福に跨る県道栄橋の下で、一滴の水も無いこともあります。私の家でも僅か水田を作つており、農繁期になると学校も農繁休暇と言うのがあり、一週間位は休み、馬の

鼻取りなどさせられましたから、親たちが田植えの頃になると水の苦労をしているさまをよく覚えています。折角人を頼んで田植えの日取りを決めても水が廻らざできないこともあり、一晩中交替で水の取入口の見張番に出た年もありました。その頃から水というものの有難さ、尊さが心の底に植付けられたような気がします。

二、遠藤佐市郎町長が建てた藤原町長の顕彰碑

遠藤町長は昭和四十三年就任、裾野水道水源、灌漑用電動ポンプを、幾多の困難を排して、断行完成させた初代藤原重治町長の偉業を讃え、市営水道水源地に建立されている水神社の前に銅板嵌込みの石碑を、就任した翌四十四年、水神社の例祭が毎年七月十五日に行なわれているが、それに合わせて建立された、先人の偉業を賞揚し顕彰されることは、まことに気持ちの良いものであり、心から快感を感じた。文面は文学者である町長が作られ書筆は私が担当させていただき光榮に思っている。

碑記
眞時町長藤原重治氏
夙ト此地果断勇行
探求水源於地下数百尺
以築裾野水道之基礎
碑益町民甚大
今茲稱其偉業刻石
以伝後代云
昭和己酉夏建立

三、小林秀也町長発起による三百年記念式典の挙行

小林町長は用水完成三百年の節目にあたり後世に残るものをと考えておられ、当時深良小学校長喜多川龍男氏に資料の収集記録を依頼された。先生は所在する古文書を丹念に調査して執筆された。これが初版「深良用水の沿革」である。同時に隧道穴口へ巨大な記念碑を建立した。表面の「深良用水の碑」は当時静岡県知事斎藤寿夫氏の筆になるものである。小林町長は石の選択や県知事に揮毫の依頼をするなど精魂こめて奔走されたことが思い出される。

式典は穴口に建設された記念碑の前に於いて昭和三十九年十一月六日執り行われた。

次の写真は除幕式を終えての記念のものであり、多くの懐かしい顔が見えるが故人になられた方が多い。

碑の裏側には次の刻銘文が書かれている。

碑 文



昭和三十九年十一月六日 芦の湖三百年祭記念碑建設記念
(一行水配人、組合会議員)

深良疏水隧道は昔駿東郡深良村の名主大庭源之丞が発企し、江戸浅草の人友野興右衛門が開鑿したものである。興右衛門は源之丞の愛郷の志に感じ、湖尻峠を掘り抜き芦の湖の水を引いて深良以南廿八ヶ村の旱害を除いた上、八千石の新田を造成する計画をたて寛文三年二月箱根権現に祈誓し、別当快長僧正の後援を得て幕府に出願した。長浜半兵衛、尼崎嘉右衛門、浅井次郎兵衛の三氏も共に協力して出資し元緒となつた。

寛文六年五月廿八日漸く許可を得、同年八月廿五日起工、同十年二月廿五日竣工した。隧道の全長は七三八間、工費七三三五兩余を要したという。當時我が國最長のこの隧道の完成は全く興右衛門等が身命を盡して事に当った結果である。

以来湖水はこの隧道を流下し五三一町歩余の水田を潤し、更に発電等にも利用されて地方繁栄の源

泉となつてゐる。

茲に隧道開鑿三百年祭に当り、碑を建てて深く諸氏の遺徳を偲び且つその偉績を讃仰するものである。

昭和三十九年十一月吉日

静岡県芦ノ湖水利組合

四、深良用水の沿革増補版の発行

昭和三十九年深良用水開さく三百年記念式に合わせて発行された記念誌は約十二年を経て皆無となつたので、昭和五十一年、小林秀也市長は芦ノ湖水利組合議会に諮り、増補版を発行することを決定、初版の著者喜多川先生、牧野先生、そして当時組合会収入役であつた私の三人に編さん委員の委嘱状が手渡された。初版当時に比べ資料も相当発見されていたので喜多川先生を中心にして業を進めることになつたが、先生はその頃長泉町教育長の要職にあり、多忙のため稿は進まなかつたので、任期満了になつて、さあこれからと言う矢先、突然のご病氣で急逝された。まこと惜しい先生を失つたが、止むなく牧野先生と私とで喜多川先生のご遺宅を訪れ、資料をお預りして帰り、一通りの取纏めをして、昭和五十四年一月、漸く発刊することができた。その頃小学校社会科の教科に深良用水が取上げられていました

関係もあり、三千部を印刷したものが忽ち残部がない程になつた。

五、岩崎亀市長市史編さん事業発足の緒を開く

昭和四十七年、県議会議員として多年務められ、県議会議長も経験された岩崎亀市長が就任された。市長は市史の早期着手の必要性を充分承知していた如く、多年の懸案であつた市史編さん準備員として、最適任者と目される牧野駿先生が委嘱された。その頃偶々深良用水事業に献身的に努力された、柏木甚右衛門屋敷の当主柏木正男氏は、裾野駿東側に転居して歯科医を開業して居り、何百年も続いた宅地一丁歩余りの柏木屋敷は無住となつていたため、浮浪者の宿になり、夜焚火などしている者があると、部落の人から通報があつたので、早速行ってみると、鍵は壊され窓、壁も破れて、沢山積み込んである古文書も随分と虫喰いや損傷が激しくなつていたので、直ちに当主柏木先生と話し合い、古文書は市が整理して保管することになった。これを手始めに牧野先生は富沢渡辺家、千福横山家、御宿湯山家等順次に範囲を広げて行かれた。この当時柏木家文書に手が着けられなかつたなら、この文書も浮浪者の焚火の灰になつて終つたことであらうことが想像される。のことこ

から市民の間に古文書に対する関心が高まつたと思われる。牧野先生の後を県教育史等に閲与された大庭景申先生が引継がれ、裾野市史資料所在目録を刊行されて順序よく収集解説が進行した。引き勝又昭三先生、高橋具美先生等のご努力により調査収集が行なわれ、本格的な市史編さん室設置の素地が築かれたのでした。

喜八郎

あしの湖のながれにさわぐ波たえて
あふれにけりな民のよろこび

あらそひを清くながしてこれよりは
水と魚とに睦み合はばや

六、深良用水資料室の建設

深良地域の人達より予てから深良用水記念館を建てたいとの要望が強く出されていたが、昭和五十九年願望が叶い、深良郷土資料館として新たに建造された。大庭景申先生を会長とする運営委員会が設置され、深良用水に関する古文書や、それまで市立富士山資料館に預託して陳列していた開さまく当時のアンドンやノミ等も取寄せ、逆川事件和解の後、静岡県知事千家尊福氏や貴族院議員富田鉄之助、調停に尽力した大倉喜八郎氏等が集い和解調停式が行なわれたが、その時、寄せられた短歌を掛軸にして陳列している。この歌の心を忘れてはならないものだと思う。

喜八郎

人こころ深良の水の清ければ底にも
ちりはとどめざりけり

既に十数年来伊豆沖地震は、何時起きてても不思議ではないと言われて来たが、万一大きな地震で深良水門が倒壊したら大変な被害が出る。この対策を早急に講ずることが必要であると、市川市長は就任以来心を痛めておられたが、何分神奈川県地先のことであり、従来の経験から容易に着工許可を得られるものではなかった。そこで市川市長は焦らず、撓まずの交渉努力により、昭和六十一年五月に至り、静岡県を通して神奈川県との間に覚書が締結され、昭和六

この資料室の展示の折、大庭先生のお指図により私も手表にして展示した。この時の先生のご熱意には感服させられることが非常に多かった。その後地域の熱心な方々により管理と充実が図られている。

七、市川市長の宿願とする補助水門の建設

(すずき つよし・編さん委員)

十三年一月着工、約二億一千万円の工費により平成元年十
月に竣工した。

その年の十一月六日、芦ノ湖の湖上を吹く爽やかな風を
受けながら、静岡、神奈川両県の関係者が水門前に集い、
箱根神社宮司の司祭する神事と記念碑除幕式が厳かに行な
われ、新装成った操作棟、樋門工等を参觀した後、湖上客
船に乗り込み、和氣藹々のうちに補助水門竣工祝賀の行事
が催されたことは画期的なことで、恐らく逆川事件が落着
して明治三十五年和解が成立し、箱根塔之沢で調停式が舉
行されて以来のことではなかろうか。また当日管理者市川
市長自ら着想による飾絵皿が参列者一同に記念品として用
意されていた。絵柄は深良水門、補助水門を湖上から描き、
さらに

水門も新たに湖の風光る

の句が焼きつけられた高尚な色彩のもので、鈴木育英図書
館長鈴木芳子氏の筆になるものであり、陶土は深良川沿い
の山に窯を設けている陶芸家、村上昇氏の制作によるもの
であると、和やかな解説が加えられ、万来の拍手が湖上に
響いた。懸案の大事業が円満裏に竣工式を終えたことに参
列者全員が心からの満足感に浸っていた。

〔歴史講座の記録〕

『裾野市史深良用水』を読む

総論

裾野市史編さん事業のトップを切って平成二年（一九九一）三月、裾野市史第六巻資料編『深良用水』が刊行された。裾野市にじみの深い深良用水を扱ったとはいえ、江戸時代独特の文言そのままの史料翻刻は、市民にとっては難解であり、編集関係者による解説の機会が求められていた。市史を市民各位にわかりやすく理解してもらいたいのは編者の希望でもあり、また責務である。ここに五回にわたる講座が企画・実施されることになった。編成は総論につづき、本書の構成に従い、章毎に担当者があたることになつた。初めての試みではあつたが、市史を市民の皆さんに近付ける上で、第一歩をしたいと思っている。要旨を次に報告する。

いまつわる地元の村々と江戸の町人の元締であった。いわば、民間の資金と知恵の賜物であった。この意味では一裾野市域の問題ではなく、江戸時代初期の十七世紀を考える上でも一大事件であった。しかし、徹底した文書調査にかかわらず肝心な個所に不明な点が残つた。

特に注目されるのが芦ノ湖から裾野側に水を引いたトンネル工事の技術であった。これに深くかかわったとされる元締友野与右衛門については、人物は文書の上で確認されるものの、元締屋敷を退転後は行方不明であり、謎に包まれ、幾多の憶説を生んでいる。

深良用水のトンネルを開削した技術は、本来地元にあつたものとは考えられない。ひとつの技術者集団が担つたと推測される。この頂点に友野与右衛門がいたのではないか。この時期の江戸、特に浅草は全国的開発ブームの中枢になり、ここに与右衛門も支配代官野村彦太夫も居住していた。用水開削工事に深い関係のある鉱山技術を探るため、佐渡金山を訪れることがあったが、ここに不思議や、静野与右

衛門と称する振矩師が存在した。あわや同姓同名と見間違ふばかりである。静野は元禄期、金山振興を担う排水用トンネル南沢疎水を開削した画期的人物であった。時期的に同一人物とするのは難しいが、両者のつながりを技術者集団として包括すれば、また違った一面が見えてくるのである。このように、深良用水編は裾野市史、用水史研究の基礎を固めたのである。ここから眞の謎解きが始まるのである。

本講座は裾野市史、深良用水の歴史理解のひとつの導入にすぎない。今後はこれを基礎に、より深い調査・研究に進んでいくことが期待される。

(一九九二・一一・一 高橋 敏)

今回の講座では、深良用水開削期の諸資料を収載した第一章について、①開発の条件、②開発の記録、③開発は成功したか? というテーマを設定し、八点程の資料をとりあげてその解説をおこなった。

まず①では、友野与右衛門らによる小田原藩宛の開発請負手形(一〇号文書以下番号のみ記す)と沼津代官宛(一・一二)のそれを比較し、その異同について検討を加え

た。言及した点は多岐にわたるが、とくに新田開発の主たる地域が小田原藩領であること、上穀米の有無・作取期間の違い・開発地の名請の仕方等の元締衆の資金回収の差などを中心に考察した。

ついで②では、資料編の解説に掲げた第一表「元締と隧道工事期間」を示し、元締衆・隧道工事の着工・竣工(通常)について諸記録はどうなっているか、その異同を説明した。そして、その一例として四三の「柏木甚右衛門覚書帳」を読み、とくに小田原藩領では上穀米が六〇俵ずつ七年間にわたって渡された点に注目した。

さらに③では、開発請負手形の条件が守られたか否かを、二三の沼津代官領駿東郡本宿村の上穀米手形、五四の小田原藩箱根掘貫穴浚奉行任命記録から検討した。そして二三については条件に明らかに違反していることを述べ、その背景として新田開発の目論み違いを想定した。また五四についても、隧道完成後七年間は元締衆による道内の浚渫義務が手形にみられるにもかかわらず、四年後に小田原藩がおこなっている点に注目し、総じて用水完成後の元締衆の資金回収は困難であったものと考えた。そしてその傍証として元締衆年貢米横領事件を紹介し、三五の富沢村勘兵衛による訴状をとりあげた。

このように用水の完成は、当地に大きな恩恵をもたらし

たのであるが、一方では水上・水下の対立を新たに生むことにもなった。その一例として、水不足を理由に上郷の畠

成田つぶしをもとめる下郷に対し、貞享五年にだされた上郷の返答口上書を紹介した。そして同文書については原文書のコピーを準備し、その解説もおこなった。

以上、限られた時間での解説であり、ふれることのできた資料もわずかであったが、この講座を契機に資料編に挑戦していただければ幸甚である。

(一九九二・一一・五 関 根 省 治)

第二章 用水争論と井組の変遷

今回の講座では深良用水成立後の用水管理制度の変遷について取り上げた。用水管理制度と言った場合その実態は田植えの時期の分水と破損箇所の普請方法を指す。近世において用水管理にかかる制度改革は何回かにわたって行われているが、改革の契機には常に深刻な井組村々の水論があつた。そしてこの水論は、深良用水の二つの特徴である①從来の河川に加水し、その流域を水田化するという特異な開発方法。②周辺二十九カ村にまたがる取水地域の広さによって特異な展開を見ることとなる。以下近世における深良用水にかかる水論の経過とそれによつてもたら

された制度改革の変遷を概観してみる。

貞享五年（一六八八）用水開通以来元締（江戸商人）によって保持されていた用水管理権が沼津代官によつて取り上げられ、元締にかわつて村々から選ばれた水配人が用水管理にあたることとなつた。農民の手による用水管理の始まりである。しかし田畠の造成がピークに達するに従い水の分配をめぐる争論が頻発。その過程で用水を直接黄瀬川から取水している村々は上郷としてまとまり、上郷に築かれた堰の水下から取水している村々は中・下郷として結合した。両者は用水をめぐつて激しく対立。その対立は、宝永年間の争論を経て、明和年間折からの旱害を契機に、再び大規模な争論に発展した。中・下郷は上郷の不正な取水を批判。特に水配人が関与できない上郷に有利な分水慣行（乱水・散し水・夜水・間之水）の存在を指摘した。これに対して、上郷は深良用水以前から取水していた用水を「地水」と名づけ、中・下郷の批判する諸慣行はこれに伴う既得権であると主張した。そして「地水」は深良用水（湖水）とは区別して扱われるべきものであると唱えた。当時水配人は井組三郷それぞれから任命されていたが、三郷の対立の中でその指導力を十分發揮することができなかつた。争論は最終的に評定所に持ち込まれ、その裁定によつて、上郷の主張する地水の取水権とそれに伴う諸慣行が否

定され、「地水」と「湖水」を区別しないという原則が確立された。裁定の趣旨に沿って、水配人制度の改革がなされた。その内容は、当時の水配人の罷免と新規選定、水配人の権限強化、水配人の相互監視による公正さの制度的実現などであった。以上のように深良用水をめぐる争論はその用水としての特徴から、一般的に見られる水上と水下村々の対立が「地水」「湖水」論をめぐる対立という形をとることとなつた。また広大な取水地域はまとまって井組三郷を作成。その代表者たる水配人を軸に用水管理体制を作つたのである。

最後に、文書の上からは水上村々と水下村々の対立を軸に展開する水論であるが、その底流には近世中期以降見とめられる農村内部の変化、具体的には水下村々の村政における小前百姓の発言力の向上がある。用水取水地域の最末端で零細經營を行う小前百姓たちは水下村々を水論に駆り立てていくことによつて自らの生活を守り抜こうとしたと思われる。

(一九九二・一二 柴 雅 房)

用水としての特徴から、一般的に見られる水上と水下村々の対立が「地水」「湖水」論をめぐる対立という形をとることとなつた。また広大な取水地域はまとまって井組三郷を作成。その代表者たる水配人を軸に用水管理体制を作つたのである。

元禄期（一六八八—一七〇三）には地震や暴風雨によつて、芦ノ湖の水門も破損し、本格的な修復が必要となつたため、井組三〇ヶ村が沼津代官に御普請を願い出ている。その後も深良用水は、自普請や御普請によって維持や修復が行われたが、明和・安永期に入ると渴水が本格化し、水門を掘り下げるなどの大規模な修復が必要となつた。そこで、天明元年（一七八一）から同二年にかけて「国役普請」が行われている。

国役普請は、領主でも負担しきれないような大規模な普請を行うときに、公儀である幕府（勘定奉行）に願いでて行われる普請であり、その費用は国単位で負担し、また幕府も費用の一部を負担するものである。つまり、深良用水第三章は、元締が深良用水より撤退し、用水組合である

井組が成立した元禄期からの用水維持に関する史料を載せているが、本講座では、深良用水を維持管理する井組村々が、用水維持のためにどのような活動——御普請・国役普請の要求——を行つたのかを注目した。

用水普請は、だれが普請費用を出すのかによつて「自普請」「御普請」に分けることができる。自普請は農民が自ら費用を出し合つて行う普請であり、用水を維持するための小規模な普請である。一方、御普請は、農民の負担では賄えられないような普請が必要な場合、領主（代官・藩・旗本）が普請費用を出して行う普請である。

元禄期（一六八八—一七〇三）には地震や暴風雨によつて、芦ノ湖の水門も破損し、本格的な修復が必要となつたため、井組三〇ヶ村が沼津代官に御普請を願い出ている。その後も深良用水は、自普請や御普請によって維持や修復が行われたが、明和・安永期に入ると渴水が本格化し、水門を掘り下げるなどの大規模な修復が必要となつた。そこで、天明元年（一七八一）から同二年にかけて「国役普請」が行われている。

第三章 用水維持と普請

第三章は、元締が深良用水より撤退し、用水組合である

はその受益者（井組の村々）のみならず、駿河国のすべての村々の負担で修復される。負担する者が拡大するために大規模な修復を行うことが可能となり、また領主の負担も軽くなる。

江戸時代において、国役普請は、天明二年（一七八二）・天明四年（一七八四）・文政四年（一八二二）・天保三年（一八三一）・弘化三年（一八四六）の五回行われているが、その普請場所は、主に芦ノ湖水門から隧道部、そして新川にかけてであった。ここは井組の村々すべてに関係する深良用水の基幹部であり、もっとも重要な場所であった。一方、新川から黄瀬川に落とされた水を再度堰上げた各用水路では、国役普請はほとんど行われなかつた。

講座の終わりに、当時の物価についての質問があつたが今後は、普請の実施にかかる費用や、普請に用いられた木材や釘の代金、人足賃など、具体的な普請の実態を明らかにしていきたい。

（一九九二・二・一九 井 口 俊 靖）

（2）水配人

第四章　用水と村々の生活

深良用水と人々の生活の接点をみるために、本章では、
(1) 水懸反別
(2) 水配人
(3) 石造物の三点について検討する

とともに、(4)として新発見の「與右衛門宅地跡」を示す資料を紹介した。

(1) 井組村々と水懸の反別

本章の第一節「井組三郷の村々」の史料は、ほぼ全てが石高・反別と村名の書上げで、数字のみのいささか味気ない節のように見えるが、一例として文政三年（一八二〇）の「井組二九ヶ村高反別控」（史料番号251）をとりあげて一覧表化（当日配布）すると、村高に対する当用水掛高の割合を村ごとに比較できるとともに、それ以前の元禄元年（一六八八）（244）・宝永四年（一七〇七）（247）・文政一三年（一八三〇）（253）・弘化三年（一八四六）（254）などの史料の数値が、用水懸高・畠成田高のどれを示すのかが明らかになる。このような時代による基準高の変化は「木瀬川・瀬名沢・箱根湖水掘抜、右三水一川江流し入」「三水一つ川江流入候用水路ニ、地水・湖水之差別ハ無之候」（安永五年・一七七六）（241）という考え方が、水論の経過で形成された事が背景として存在する。

(3) 石造物と用水

先学によつて紹介された寛文一〇年（一六七〇）の庚甲塔五基と正徳元年（一七一）の石造物三基、寛政三年（一七九一）の箱根常夜塔一基の建立の背景を考えた。

(4) 与右衛門宅地跡

現在編纂室で調査をさせていただいている、御宿の湯山悦氏（中湯山）所蔵の古文書の中から、たいへん貴重な史料が発見された。それは、明治一四年（一八八一）四月に神奈川県相州小田原測量社によって作成された「駿州駿東郡深良村ヨリ相州足柄下郡宮城野村字木賀迄新道墨引ノ分実地測量其他見取略図第一号控」という、たいへん長い名前の地図で、当日展示させていただいたが、名前だけでなく、地図の全長もたいへん長い。しかし、この地図は美しく彩色され、深良用水とその周辺の地形を極めて視覚的にわかりやすく表現している点からも、また、「壹間ヲ武厘五毛ノ割ヲ以縮」、すなわち二四〇〇分の一の縮尺という近代的な作図法によって作成されたという点からも、深良用水を研究する上で第一級の史料である。しかも、この史料は人家の所在地を明確に記しているのだが、その中に、「與右衛門宅地跡」と書かれた場所が有るのが目をひいた。その場所は、深良村の北部、新川に沿つた所で、岩波の駒形神社の下にあたる深良川橋から、川沿いの道をしばらく

上流に向かって歩き、現在新川を越えて神山分（御殿場市）となっているあたりと思われる。詳しい現地の確定は、編纂室の長谷川博室長と濱田明さんによって調査が続けられているが、この場所が、これまでわからなかつた友野与右衛門の屋敷跡の有力な候補地と考えられる。

（一九九二・二・二六 菊 池 邦 彦）

編さん室日誌（抄）

平成4年

4月12日	25日～26日	民俗補充調査（茶畠地区）
4月27日	27日～29日	近現代資料選択作業
4月28日	7月5日	専門委員・調査委員合同会議
5月7日	6日	菊川町大屋敷遺跡視察（古代・中世）
5月10日～12日	8日	古代・中世収集資料整理
5月19日	11日～12日	近現代資料選択作業及び打合せ会
5月30日～31日	11日～14日	筑波大学附属中学校修学旅行（深良用水関係見学、聞き取り）への協力
6月10日～12日	20日	近現代資料選択作業
6月30日～6月1日	21日～24日	古代・中世史料調査（箱根神社）
7月3日～5日	25日	近現代新聞資料選択作業
7月7日～8日	26日～28日	古代・中世史料調査（富士山資料館）
7月13日～14日	27日～31日	及び資料整理作業
7月30日～6月1日	23日～8月8日	近現代新聞資料選択作業
8月4日	8月4日	『裾野市史資料編考古』頒布開始
8月10日～12日	10日～12日	民俗聞き取り調査（京都　吉田神社）
8月13日～14日	15日	古代・中世史料調査（御殿場・小山）
8月18日	24日	及び打合せ会
8月18日～19日	26日～29日	市町村史編さん担当者連絡協議会
8月25日	9月3日～5日	民俗補充調査（茶畠地区）
9月18日～19日	9月3日～5日	埋蔵文化財担当者会議
9月25日	9月3日～5日	家他）

11日	12月4日	葛山区有資料整理作業
13日～15日	12月5日	裾野市史「歴史講演会」
18日～19日	5日～8日	（福田アジオ委員）
21日	15日	「市史資料編近現代Ⅰ」編集作業
26日～29日	1月6日	「市史資料編近現代Ⅰ」編集作業
10月4日	平成5年	専門委員・調査委員合同会議
10日～14日	1月10日	「市史資料編近現代Ⅰ」編集作業
12日～14日	1月15日	葛山居館跡内遺構確認調査出土遺物
15日	8日	確認調査及び吉田神社関係民俗調査
17日～11月14日	9日	民俗補充調査（茶畑浅間神社祭典）
（毎土曜日）	10日	葛山居館跡内遺構確認調査報告書原稿作成開始
19日	11日	湯山芳健家資料整理終了
24日～27日	15日	古代・中世史料調査（葛山仙年寺）
31日～11月2日	18日～19日	専門委員・調査委員合同会議
11月4日～5日	22日	古代・中世筆写資料整理作業
葛山居館跡内遺構確認調査出土遺物確認調査	23日～25日	「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業
民俗補充調査（茶畑地区）	30日～2月1日	「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業
「市史資料編近現代Ⅰ」編集作業	2月4日～5日	大庭景申家資料整理終了
大庭景申家資料整理作業開始	7日～9日	「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業
「市史資料編近現代Ⅰ」口絵写真撮影	10日～12日	「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業
民俗補充調査（茶畑地区）	20日～21日	深良支所資料整理作業
「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業	20日～22日	「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業
民俗補充調査（茶畑地区）	27日～28日	市史編さん地区協力員連絡会

3月1日

長野県葛山城址保存会同名交流視察
への協力・長野市市史編さん室視察
古代・中世資料選択作業

5日

6日～7日

「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業

13日～15日

「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業

19日～20日

古代・中世資料選択作業

民俗担当者打合せ会

「市史資料編近現代Ⅰ」校正作業

葛山城址保存会歴史講演会への協力

裾野市史編さん委員会

30日

27日～29日

民俗担当者打合せ会

裾野市史編さん関係者名簿

(平成5年3月30日現在)

◆市史編さん委員

○委員長　　○副委員長

◎高村　公

裾野市助役

芹沢　勝又

学識経験者

鈴木　充寛

学識経験者

羽田　政秋

学識経験者

伊藤　藤男

学識経験者

渡辺　有光

学識経験者

芹澤　友学

学識経験者

渡辺　仁

学識経験者

西川　久雄

学識経験者

横山　哲也

学識経験者

真田　利彦

学識経験者

渡辺　澄男

学識経験者

学校教育課長

学識経験者

企画調整課長

学識経験者

総務部長

学識経験者

企画調整部長

学識経験者

教育委員長

学識経験者

専門委員代表

学識経験者

裾野市教育長

学識経験者

◆市史調査委員

岩崎　信夫

都立目黒高等学校教諭

坂本　紀子

早稲田大学大学院生

湯川　郁子

一橋大学社会学部助手

岩田　重則

早稲田大学大学院生

井口　俊靖

加藤学園暁秀高等学校教諭

菊池　邦彦

都立航空工業高等専門学校助教授

柴　雅房

静岡県立長泉高等学校教諭

関根　省治

静岡県立富士宮北高等学校教諭

東島　眞吾

東京大学大学院生

松崎　誠

神奈川県立平塚江南高等学校非常勤講師

仁藤　敦史

国立歴史民俗博物館助手

伊東　誠司

一橋大学大学院生

石田　義明

静岡県立韮山高等学校教諭

◆市史専門委員

有光　友学

横浜国立大学教授

高橋　敏

日本考古学協会会員

中野　国雄

国立歴史民俗博物館教授

四方　一瀬

國士館大学教授

安田　常雄

國立電気通信大学教授

新谷 尚紀	国立歴史民俗博物館助教授
杉村 齊	三島市郷土館学芸員
斎藤 弘美	日本民俗学会会員
松田香代子	日本民俗学会会員
前田 耕司	国士館大学文学部講師
渡瀬 治	(平成四年十月退任)
植松甲子男	磐田市立長野小学校教諭
杉山 光正	(平成五年一月退任)
加藤 信雄	（佐野村）
水口 清文	（大畑村）
歌崎 久作	（三ツ屋新田）
田口 勝夫	（定輪寺村）
水口 忠栄	（富沢村）
関野 政雄	（伊豆島田村）
中西 保男	（水窪村）
渡辺 善次	（二本松新田）
藤原 杉山	（久根村）
柏木 香	（稻荷村）
芹沢 渡辺	（公文名村）
清水 四郎	（茶烟村）
芹沢 文	東地区
杉山 寛美(故)	(茶烟村)
飯塚 政高	(平成五年一月逝去)
星野 直司	(麦塚村)
大庭 三郎	深良地区
倉沢 秀雄	(深良村 南堀)
小林 秀年	(深良村 上須)
長田 稔	(深良村 新田)
高橋 利治	(深良村 原)
一之瀬和雄	(深良村)
藤森 茂良	(深良村 上原)
増田 一男	(深良村 和市)
井上 丹令	(岩波村)
西島 秀雄	(千福村)
土屋 誠吾	(御宿村)
勝又 茂美	(御宿村)
勝又 秋男	(御宿村)
勝又 常一	(葛山村)
柏木 正巳	(葛山村)
芹沢 仁	(上ヶ田村)
清水 四郎	(茶烟村)
芹沢 文	東地区
杉山 寛美(故)	(茶烟村)
飯塚 政高	(平松新田)
星野 直司	(深良村 南堀)
大庭 三郎	深良地区
倉沢 秀雄	(深良村 上須)
小林 秀年	(深良村 新田)
長田 稔	(深良村 原)
高橋 利治	(深良村)
一之瀬和雄	(深良村)
藤森 茂良	(深良村 上原)
増田 一男	(深良村 和市)
井上 丹令	(岩波村)
西島 秀雄	(千福村)
土屋 誠吾	(御宿村)
勝又 茂美	(御宿村)
勝又 秋男	(御宿村)
勝又 常一	(葛山村)
柏木 正巳	(葛山村)
芹沢 仁	(上ヶ田村)

◆事務局

小野 春隆	杉本 隆彦	真田 林藏	土屋 貞彦(故)
"	富岡地区 (今里村)	"	(下和田村)
杉山 末雄	須山地区 (須山村)	"	(須山村)
長谷川 博	市史編さん室長	教育次長	(平成四年十一月逝去)
倉澤庄次郎	主幹	教育長	
中野 鈴子	主席主査		
亀崎 浩子	主事		
濱田 明	事務職員		
永野 武信	事務職員		
泉谷 美保	事務職員		
山本けい子	長期臨時職員 (石造物調査員)		
勝又 仁美	長期臨時職員 (石造物調査員)		

編集後記

市史編さん事業も五年を経過し、『裾野市史研究』も第5号を発刊するに至りました。

さて、本号には、平成四年十一月五日、裾野市民文化センターに於いて開催した第五回歴史講演会の載録をはじめ

とし、古代・中世、近世、近現代の裾野市域の経済・文化・思想・民俗意識等々を考察した論文を掲載しました。

講演載録「歴史を調べる楽しみ—岩船地蔵搜索記」は、

福田アジオ氏自身が、葛山地区の民俗調査中、景ヶ島依京寺で発見した岩船地蔵のお札に端を発し、今里に残る岩船地蔵が、いつ、なぜ、どのようにこの地にもたらされたかを追究した記録です。ある一つのことに関心をもって資料

を収集していると、思わずそこから情報が舞い込み、次第に蓄積されていく。そうしたいくつかの資料を関連付けて考察していくと、事実の背後に時代の中で生きていた人々の息吹が浮かび上がってくる。氏は、こうした発見の感動こそ、歴史を調べる楽しみであると言われています。

裾野市にもまだ発見されない歴史のロマンが数多く眠っているのではないかと思います。

論文は、岩崎信夫氏、松崎真吾氏、井口俊靖氏にいただきました。

岩崎氏は、『裾野市史研究二号』で論及された「湯山半七郎の思想—教導職時代を中心として—」をさらに広く分析し、「裾野市域における明治十年代の思想潮流」としてまとめられました。当時、裾野市域はもちろん駿東全域にわたって民衆のリーダーとして活躍した湯山半七郎の人間像が浮き彫りにされています。

松崎氏は、文献史料に残る「藍沢」「鮎沢」を手がかりに、鎌倉期における「駿東郡藍沢宿」及び「藍沢駅」の位置やその範囲を考察されています。

井口氏は、「深良用水の維持と国役普請」と題し、用水の維持のために、「自普請」から「御普請」さらに「国役普請」の実現に奔走する、井組二十九ヶ村の農民及びそれに対応する領主の動きを明らかにされています。

歴史隨想は、市史編さん委員の鈴木強氏にいただきました。裾野市史編さん事業発足以前から、市内の旧家に残る資料の調査整理に当たられた氏は、『裾野市史資料編深良用水』の刊行について「込み上げる感動を抑え切れなかつた」と述懐されています。本隨想からは、大柄沢への放水路布設、市史編さん事業の準備、深良補助水門の建設等に携わった関係者の熱意や努力が伝わってきます。

「歴史講座の記録」は、平成三年度に開催された「裾野市史資料編深良用水」を読む歴史講座」の内容を、高橋

敏氏をはじめとする五人の先生方に、簡潔にまとめていた
だきました。

お忙しい中、執筆をいただいた各位に心よりお礼申し上
げます。また、資料の提供、借用に快くご承諾をいただい
た所蔵者の方々、誠にありがとうございました。

軌道に乗ってきたとはいえ、編さん事業は未だ半ばです。

皆様からの情報提供や資料の借用等様々なところでお力添
えをいただき、より良い市史の編さんのために努力してい
こうと考えております。また、『市史研究』には、市民を
はじめ本誌読者の皆様からの論考も掲載していく予定で
す。投稿をお待ちしています。

平成五年三月

裾野市教育委員会
市史編さん室 主幹 倉澤庄次郎

平成四年十一月、明けて平成五年一月、地区協力員
の土屋貞彦氏、杉山寛美氏が相次いでご逝去されまし
た。両氏の生前のご協力に対し感謝申し上げ、心から
ご冥福をお祈り致します。



裾野市史研究 第5号 (ISSN 0918-1342)

平成5年3月30日発行

編集 裾野市史編さん委員会

発行 教育委員会市史編さん室

裾野市茶畑399

電話 0559-93-7170

印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字: 裾野市教育長 芹澤 仁)